

第4次春日井市障がい者総合福祉計画

[案]

平成 30 年 2 月

春日井市

目 次

第1章 計画策定について.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 国の動向.....	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象.....	5
5 計画の期間.....	5
第2章 障がいのある人の現状と推計、サービスの実績と評価	6
1 人口の推移と推計	6
2 障がいのある人の推移と推計	7
3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価.....	13
4 地域生活支援事業の実績と評価	21
5 障がい児通所支援・相談支援の実績と評価	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念.....	25
2 基本的視点.....	26
3 重点目標.....	27
4 施策の体系.....	29
第4章 施策の推進	31
1 生活支援.....	31
2 障がい児の支援	37
3 保健・医療	42
4 教育、文化芸術活動・スポーツ等.....	45
5 雇用・就業、経済的自立の支援	48
6 生活環境	50
7 情報アクセシビリティ	52
8 防災・防犯	54
9 差別の解消及び権利擁護の推進	56
10 行政サービス等における配慮	59

第5章 計画の推進	61
1 庁内関係機関の連携	61
2 関係機関の連携	61
3 広報・啓発活動の推進	61
4 計画の進行管理	62
資料編	63
I 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の概要	63
II 調査結果	66
III 第3次計画の数値目標に対する実績	104
IV 障がい福祉サービス事業所マップ	106
V 用語説明	107



第1章 計画策定について



1 計画策定の背景と趣旨

国では、2006（平成 18）年に国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたことを受け、2009（平成 21）年に障がい者制度改革推進本部を設置し、様々な障がいに関する国内の法律や制度の改革を進めてきました。

2011（平成 23）年に「障害者基本法」の一部改正、2012（平成 24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、2013（平成 25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行、同年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定等、基本的な法整備を行い、2014（平成 26）年に「障害者権利条約」を批准し、条約の理念に基づいて障がい者施策をさらに推進することとなりました。

また、2016（平成 28）年には「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の一部改正が行われ、障がいのある人が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、高齢で障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用促進、障がいのある児童の多様化するニーズへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行う趣旨が示されています。

さらに福祉分野全般に関わることとして、国では 2016（平成 28）年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が『我が事』として地域に参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで地域共生社会を実現していくことが掲げられました。また、障がい福祉分野でも、地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」の創設等、地域共生社会の実現に向けての動きが進むことになります。

本市では、「第3次春日井市障がい者総合福祉計画」の計画期間終了にあたって、このような国の動向を注視しながら、2016（平成 28）年に実施した障がい者のくらしや社会参加に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）で得た障がいのある人の現状や意向を踏まえ、取り組みを推進することが求められています。

以上のことから、障がいのある人を取り巻く様々な課題に対応し、長期的視点から総合的、効果的に障がい者施策を推進するため、「第4次春日井市障がい者総合福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 国の動向

(1) 障がい者施策に関する主な関連法令の動向

近年、障がいのある人に関する法律や制度は大きく変化しています。この計画は、以下の法律、制度等を踏まえて策定しています。

■国のかたち

年	国の主な法律・制度等	概要
2006 (H18)年	障害者権利条約の国連総会採択	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用対策の強化、助成の拡大など
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	総合的なバリアフリー化の推進等の規定
2007 (H19)年	障害者基本法の一部改正	市町村障害者計画策定の義務化
	障害者権利条約への署名	障害者権利条約の締結に向けた法整備等の開始
2009 (H21)年	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
	「障がい者制度改革推進本部」の設置	障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のための集中的な改革
2010 (H22)年	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等
2011 (H23)年	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義の見直し等
2012 (H24)年	障害者虐待防止法の施行	障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
2013 (H25)年	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法を改称し、障害者基本法の一部改正を踏まえた基本理念、障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設等
	障害者差別解消法の制定	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者優先調達推進法の施行	公機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進
2014 (H26)年	障害者権利条約批准	障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託。2014(平成 26)年2月 19 日より国内において効力を生じる
2015 (H27)年	難病医療法の施行	原因が分からず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
2016 (H28)年	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正のポイント

国では、障害者総合支援法が施行後3年を経過したことから、障がい福祉サービスの在り方等について検討され、2016（平成28）年に改正が行われました（一部を除き2018（平成30）年4月施行）。また、あわせて児童福祉法も改正され、障がい児福祉計画の策定義務化、障がいのある子どもの多様な支援ニーズへの対応等が求められています。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律

概要

1. 障がい者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきました低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）
- (2) 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

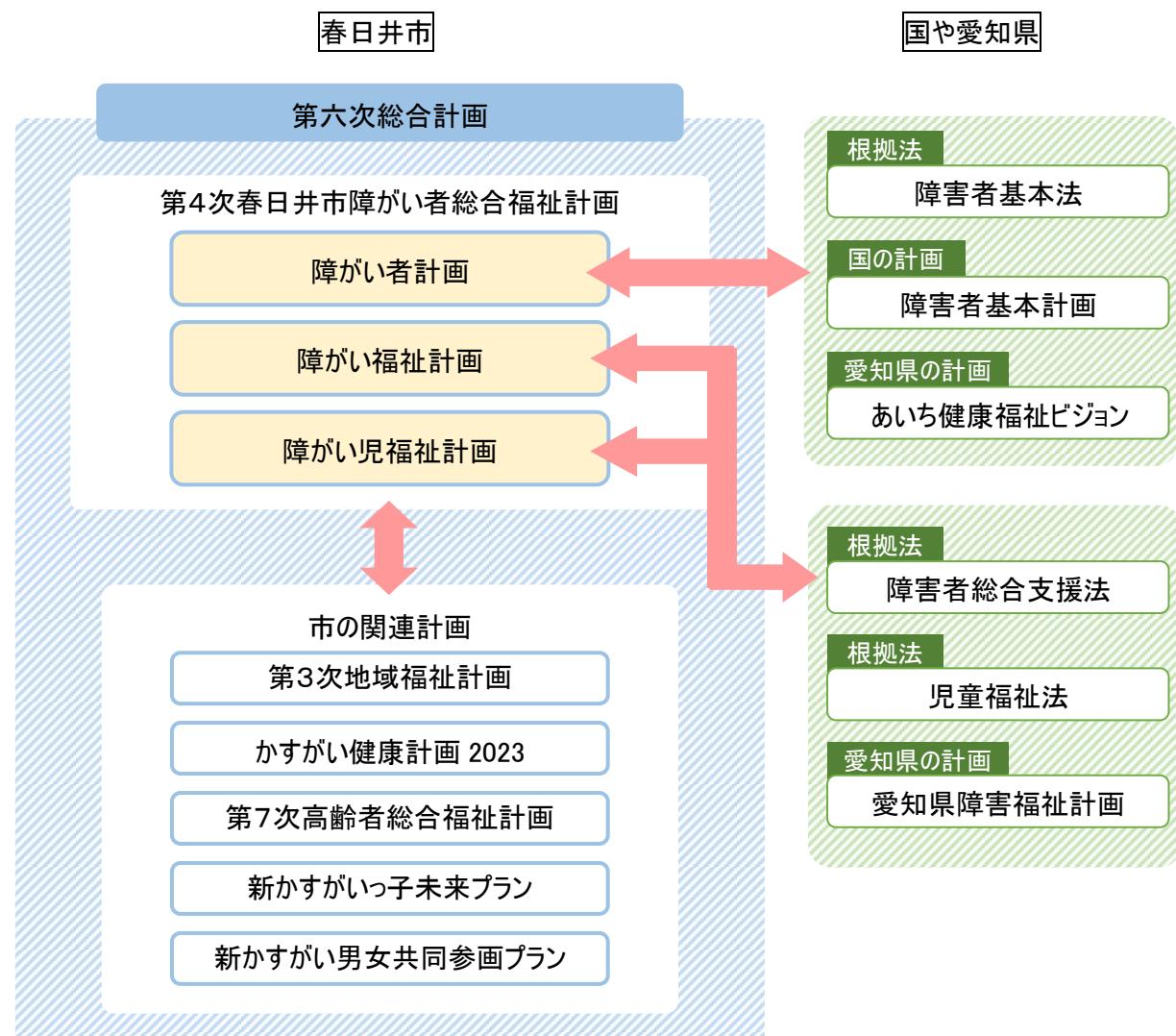
3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

本市の「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画等、市の関連計画とも整合を図っています。

また、国の障害者基本計画及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」、「愛知県障害福祉計画」との整合を図っています。

■計画の関連イメージ



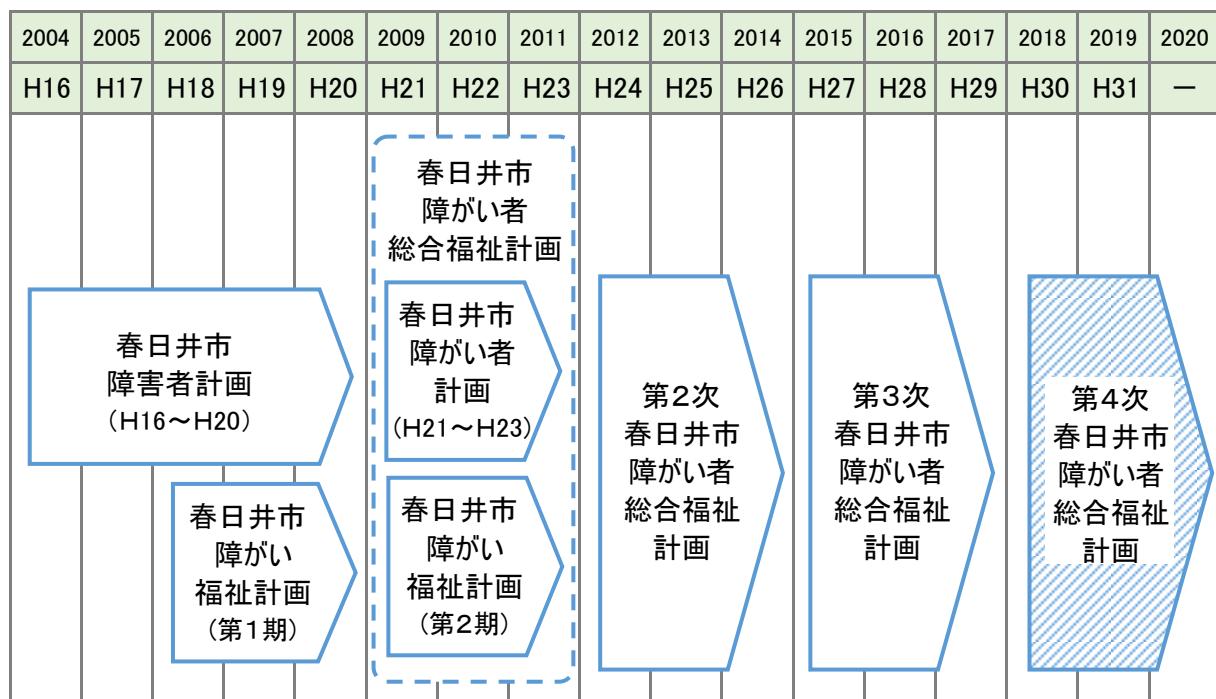
4 計画の対象

本計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

また、「障がいのある人」、「障がいのある子ども」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2020 年度までの3年間とします。





第2章 障がいのある人の現状と推計、 サービスの実績と評価

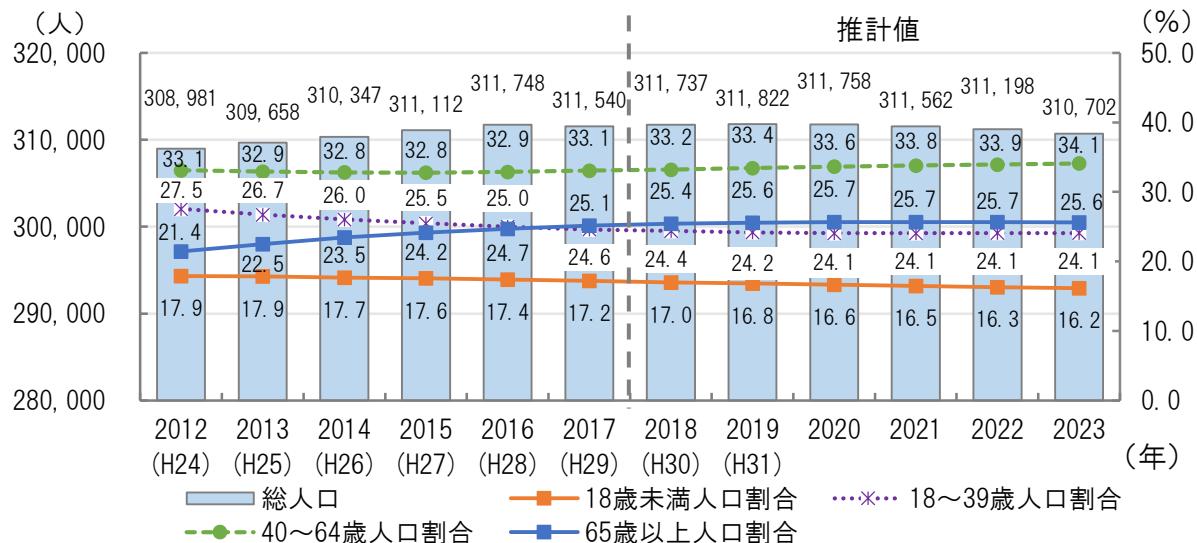


1 人口の推移と推計

本市の総人口は、2017（平成29）年10月1日現在で311,540人となっており、一時的に減少しています。年齢区分別人口割合をみると、18歳未満人口割合、18～39歳人口割合が減少、40～64歳人口割合、65歳以上人口割合が増加しており、少子高齢化が進行しています。

今後の推計を見ると、総人口は2019（平成31）年をピークに減少することが予測されます。高齢化率は、2020年までは増加し続け、その後は横ばいとなることが見込まれます。

図表1 総人口と年齢区分別人口割合の推移と推計



資料：～2017（平成29）年：住民基本台帳（各年10月1日）、
2018（平成30）年～：コーホート変化率法による推計値

図表2 総人口と年齢区分別人口の推移と推計

(年)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	推計値
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	—	—	—	—	(人)
18歳未満	55,379	55,280	54,867	54,681	54,293	53,580	52,946	52,466	51,884	51,315	50,762	50,256	
18～39歳	85,119	82,733	80,830	79,327	77,959	76,602	76,034	75,410	75,028	74,969	74,977	74,859	
40～64歳	102,313	101,932	101,806	101,933	102,526	103,024	103,525	104,219	104,872	105,269	105,599	105,947	
65歳以上	66,170	69,713	72,844	75,171	76,970	78,334	79,232	79,727	79,974	80,009	79,860	79,640	
総人口	308,981	309,658	310,347	311,112	311,748	311,540	311,737	311,822	311,758	311,562	311,198	310,702	

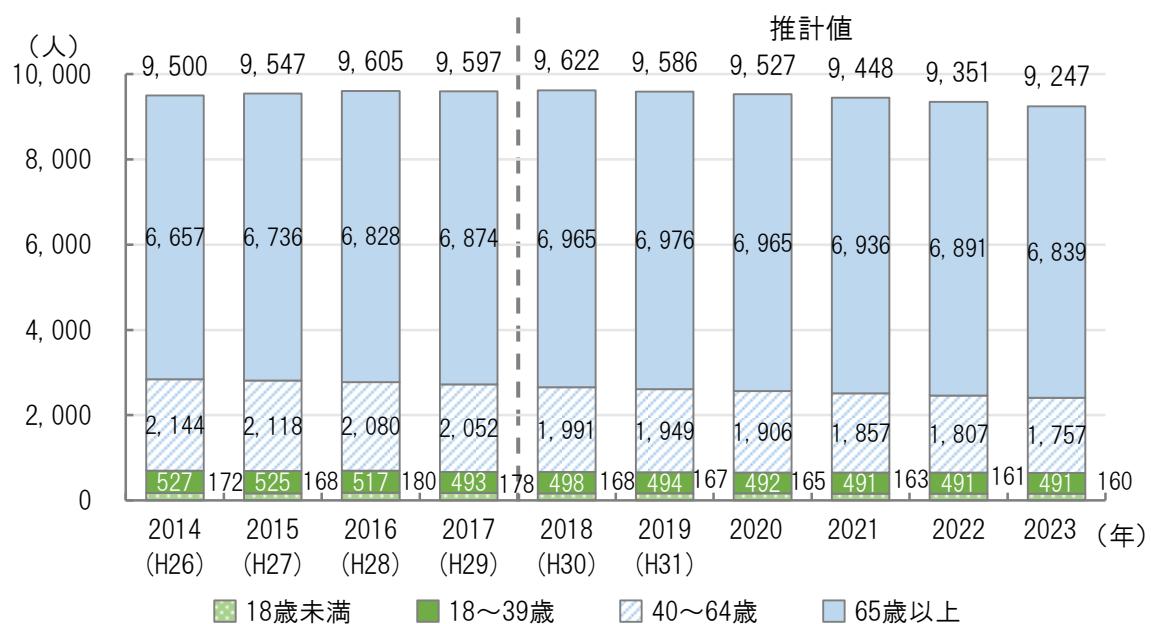
資料：～2017（平成29）年：住民基本台帳（各年10月1日）、
2018（平成30）年～：コーホート変化率法による推計値

2 障がいのある人の推移と推計

(1) 身体障がいのある人の推移と推計

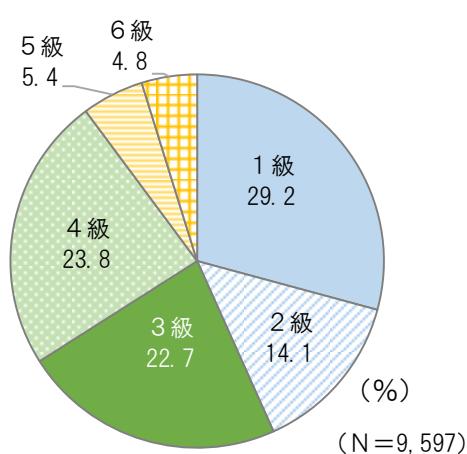
身体障がい者手帳所持者数は増加しています。年齢区分別にみると65歳以上の割合が高く、増加していますが、他の年齢区分では減少しています。これまでの実績による推計をみると、65歳以上ののみ2019(平成31)年まで増加しますが、全体では減少傾向となることが見込まれます。

図表3 年齢区分別身体障がい者手帳所持者数の推移と推計



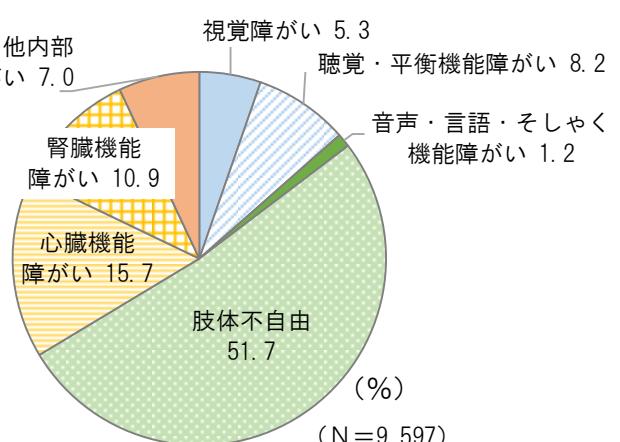
資料：各年10月1日

図表4 等級別身体障がい者手帳所持者数の割合



資料：2017(平成29)年10月1日

図表5 障がい種別身体障がい者手帳所持者数の割合

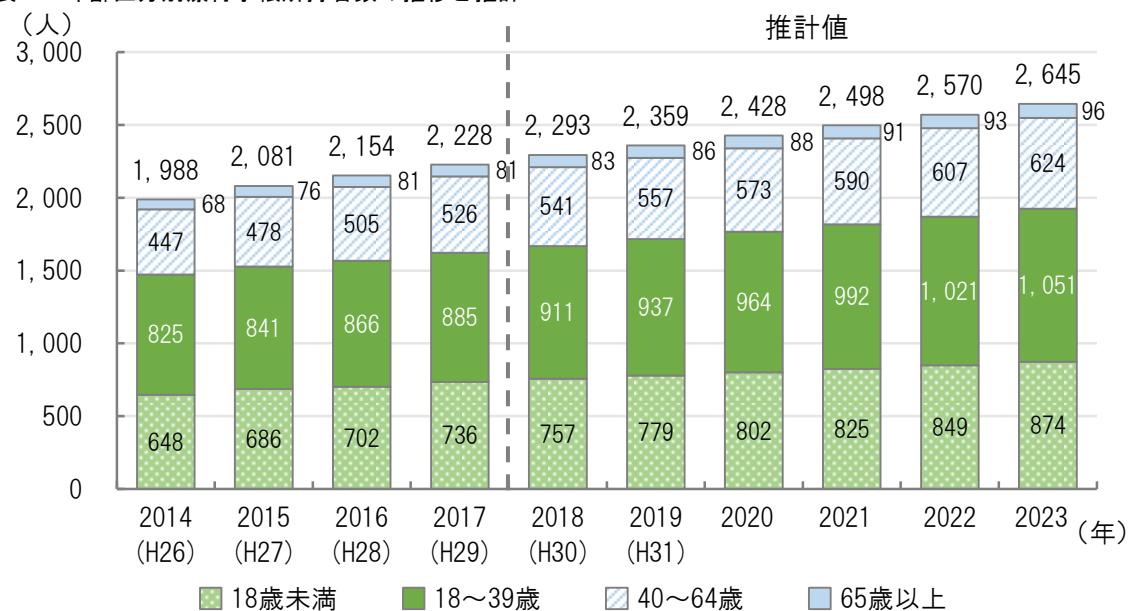


資料：2017(平成29)年10月1日

(2) 知的障がいのある人の推移と推計

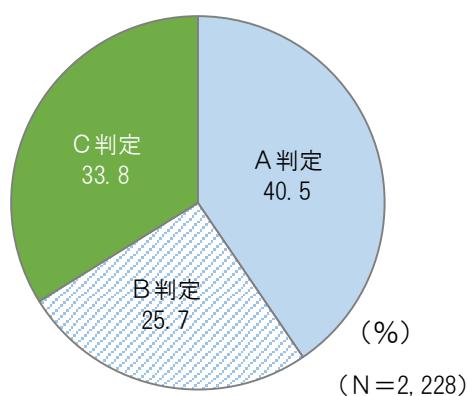
療育手帳所持者数は増加しています。年齢区分別にみると18歳未満の割合、18~39歳の割合が高く、いずれの年齢区分でも増加傾向にあります。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

図表6 年齢区分別療育手帳所持者数の推移と推計



資料：各年10月1日

図表7 等級別療育手帳所持者数の割合



A判定：IQ35以下またはIQ36～50かつ3級以上の身体障がい

B判定：IQ36～50

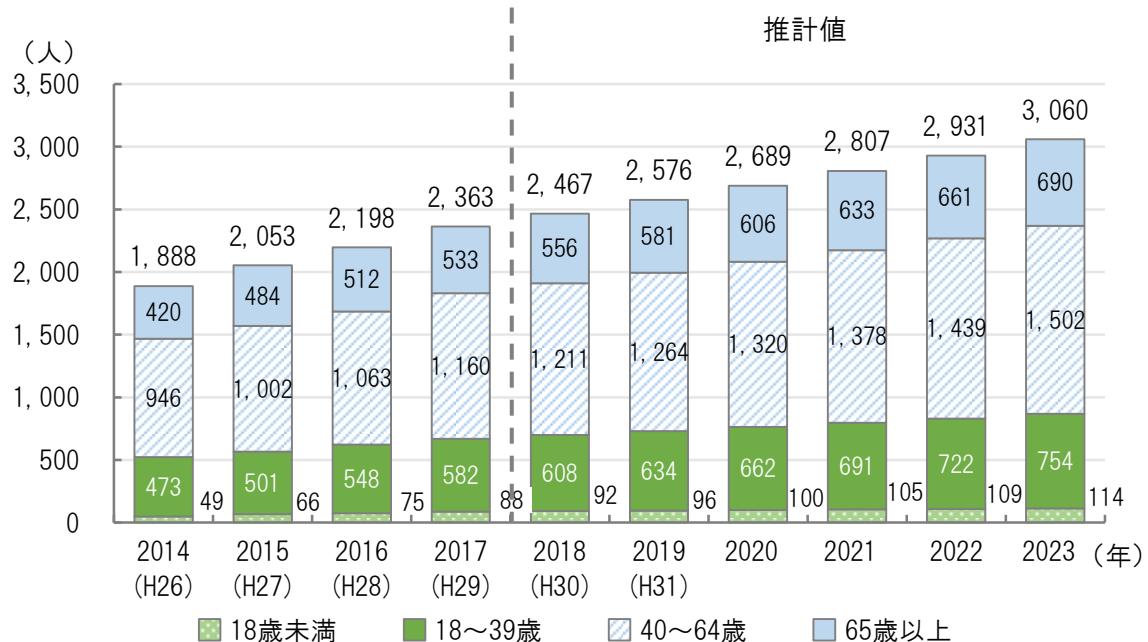
C判定：IQ51～75

資料：2017（平成29）年10月1日

(3)－1 精神障がいのある人の推移と推計

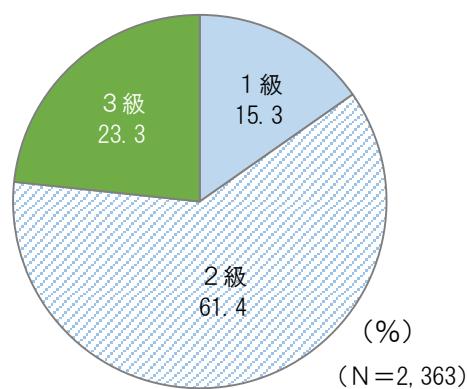
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加しています。年齢区分別にみると40～64歳の割合が高く、いずれの年齢区分でも増加傾向にあります。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

図表8 年齢区分別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移と推計



資料：各年 10月 1日

図表9 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の割合



1級：日常生活を営むことが不能な程度

2級：日常生活に著しい制限がある程度

3級：日常生活に制限がある程度

資料：2017（平成29）年10月1日

(3)－2 自立支援医療(精神通院)受給者の推移と推計

自立支援医療（精神通院）受給者数は増加しています。年齢区分別にみると、精神障がい者保健福祉手帳所持者と同じく、40～64歳の割合が高くなっています。これまでの実績による推計をみると、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれます。

図表 10 年齢区分別自立支援医療（精神通院）受給者数の推移と推計



資料：各年 10 月 1 日

(4)発達障がいのある人の現状

「発達障がい」とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また、「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者、「発達障がい児」とは、発達障がい者のうち 18 歳未満のものとされています。

発達障がい者（児）を対象とした手帳の交付制度がないため、人数を正確に把握することは困難な状況となっていますが、全国的に増加の傾向がみられます。

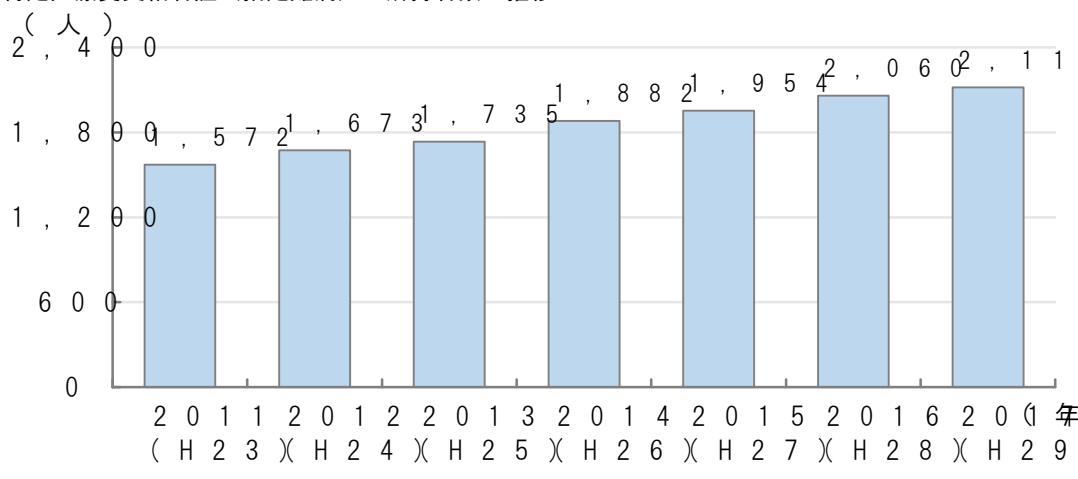
参考

文部科学省が 2012（平成 24）年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果では、知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は 6.5% となっています。

(5) 難病患者の推移

特定医療費受給者証（指定難病）の所持者数は増加しています。2015（平成27）年に難病医療法が施行された時点では110疾病が指定されていましたが、現在は対象となる疾病が拡大されており、2017（平成29）年4月からは対象疾病数が330疾病となっています。

図表11 特定医療費受給者証（指定難病）の所持者数の推移



資料：各年3月31日

参考

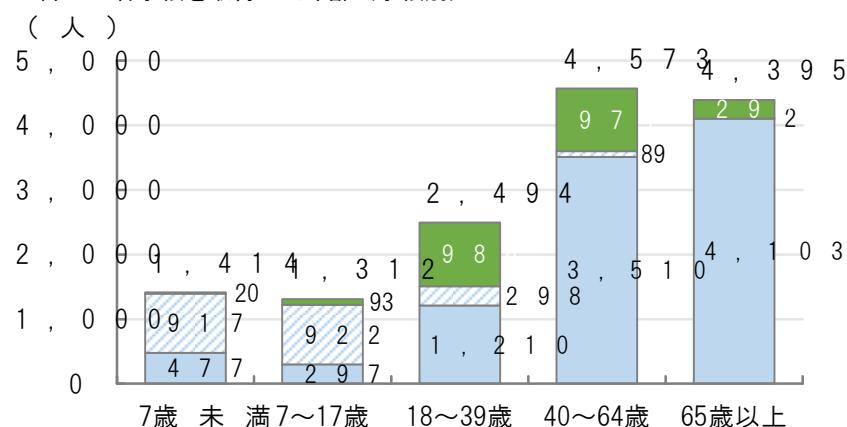
原因不明で治療方法が確立されていない疾病を難病といいます。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる疾病、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い疾病については、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成されます。

また、2013（平成25）年に施行された障害者総合支援法では、難病患者が障がいのある人の範囲に追加され、障がい福祉サービスの対象となっています。

(6) 初めて障がい者手帳を取得した年齢

身体障がい者手帳では40歳以上が多くなっている反面、療育手帳では18歳未満が多くなっています。精神障がい者保健福祉手帳では18歳から65歳未満の働き手世代が多くなっています。

図表12 初めて障がい者手帳を取得した年齢（手帳別）



■身体障がい者手帳 ▨療育手帳 ■精神障がい者保健福祉手帳

資料：2017（平成29）年10月1日

(7) 特別支援学校の児童・生徒数の推移

特別支援学校に通学する本市の児童・生徒数は、それぞれの学校で年度によって増減しています。

図表 13 特別支援学校の児童・生徒数の推移

学校名	年度	小学校部						中学部			高等部			合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
春日台特別支援学校	2014(H26)	11	16	10	13	11	11	23	16	17	30	41	34	233
	2015(H27)	12	11	16	10	14	14	18	22	16	36	28	47	244
	2016(H28)	11	12	12	16	10	14	15	18	22	33	35	28	226
	2017(H29)	14	11	13	12	16	11	17	15	18	34	32	35	228
小牧特別支援学校	2014(H26)	3	5	8	2	6	4	2	6	3	4	6	0	49
	2015(H27)	3	3	5	8	2	7	4	2	7	4	4	5	54
	2016(H28)	1	3	3	5	8	2	9	5	2	6	4	4	52
	2017(H29)	1	1	3	2	5	8	2	9	5	2	6	4	48
春日井高等特別支援学校	2014(H26)										5	9	7	21
	2015(H27)										8	5	9	22
	2016(H28)										9	8	5	22
	2017(H29)										12	9	8	29

3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価

(1) 訪問系サービス

区分	単位	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度			2015(H27)年度			2016(H28)年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率
居宅介護	人	261	278	106.5	276	295	106.9	291	317	108.9	327	293	89.6	342	314	91.8	465	67.5
	時間	5,286	5,478	103.6	5,583	5,852	104.8	5,880	6,000	102.0	6,546	5,726	87.5	6,903	6,107	88.5	12,130	
重度訪問介護	人	13	9	69.2	14	8	57.1	15	10	66.7	12	11	91.7	13	9	69.2	12	75.0
	時間	1,716	1,205	70.2	1,812	482	26.6	1,908	696	36.5	720	744	103.3	780	747	95.8	1,447	
同行援護	人	3	14	466.7	3	25	833.3	3	25	833.3	26	23	88.5	27	28	103.7	47	59.6
	時間	9	106	1177.8	9	249	2766.7	9	287	3188.9	260	223	85.8	270	366	135.6	980	
行動援護	人	26	23	88.5	27	22	81.5	28	23	82.1	25	20	80.0	26	22	84.6	29	75.9
	時間	261	293	112.3	276	282	102.2	291	257	88.3	317	231	72.9	335	238	71.0	627	
重度障がい者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	—
	時間	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	

【活動指標】1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】その年度の3月分の利用実績

【達成率】実績÷活動指標×100（%）で算出したもの

【支給決定（人）】その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

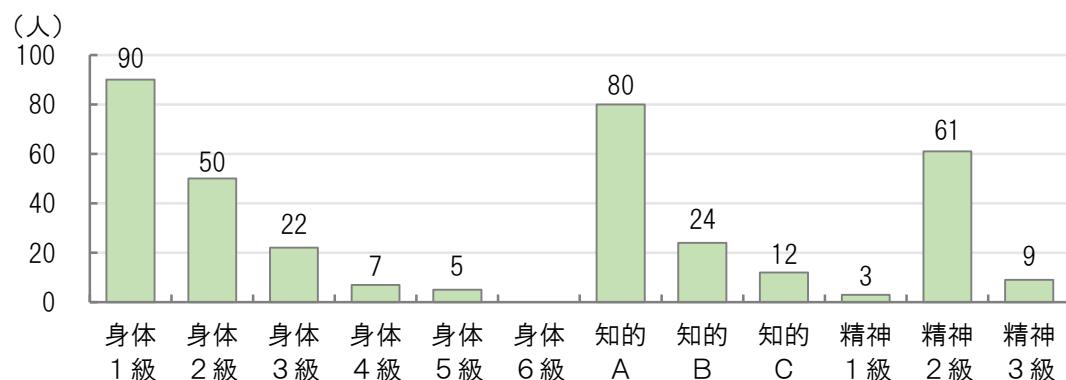
【支給決定（時間）】その年度の3月において、そのサービスの支給決定した時間数

【支給決定（延べ日数）】その年度の3月において、そのサービスの支給決定した日数

【利用率】実績÷支給決定（人）×100（%）で算出したもの

※「3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価」において共通

図表 14 居宅介護

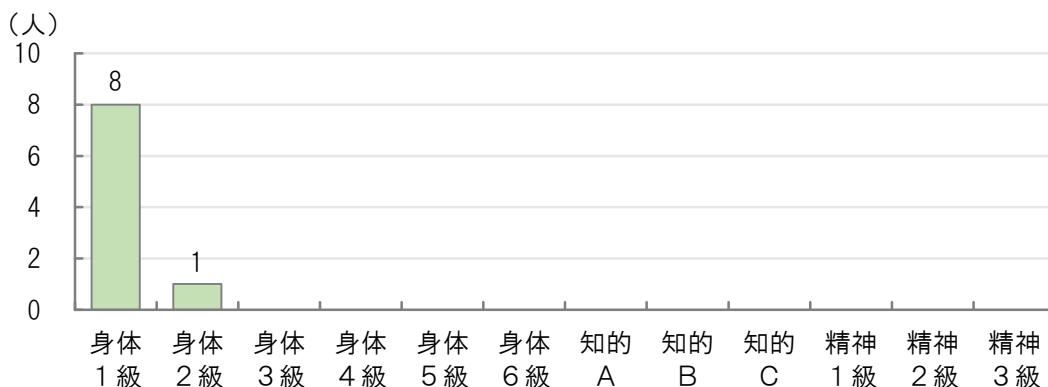


【身体】身体障がい者手帳（1級～6級）を所持している人

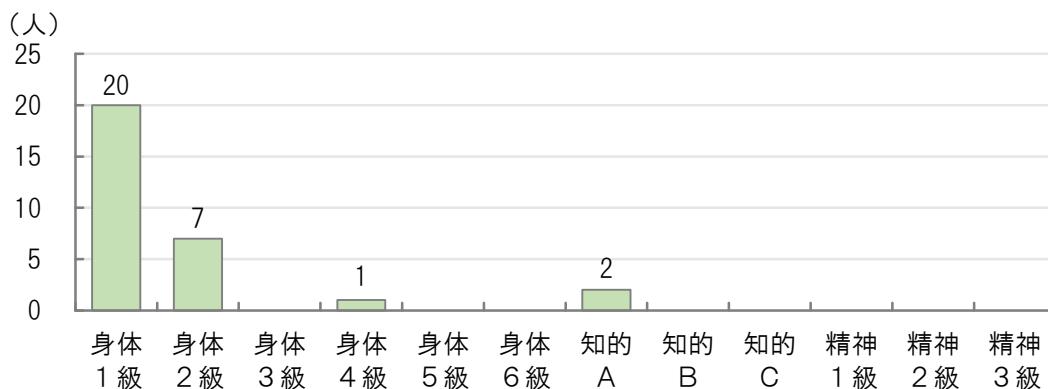
【知的】療育手帳（A判定～C判定）を所持している人

【精神】精神障がい者保健福祉手帳（1級～3級）を所持している人

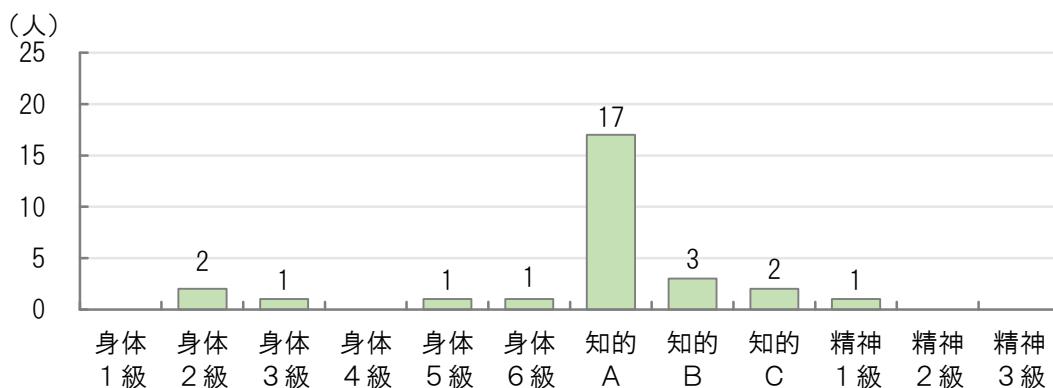
図表 15 重度訪問介護



図表 16 同行援護



図表 17 行動援護



(2017(平成29)年3月利用分です。障がいが重複しているときは、それぞれ計上しています。)

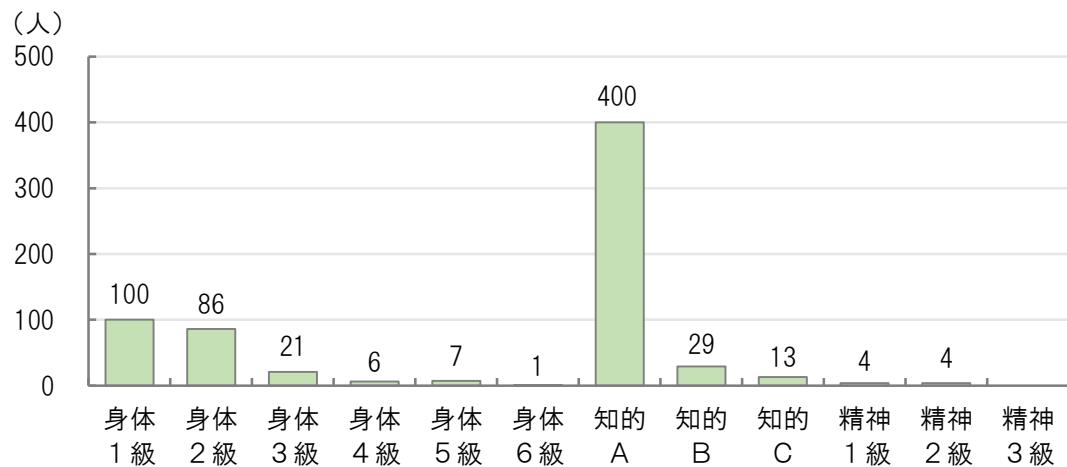
評価

- ・居宅介護の利用は増加傾向ですが、利用率からも希望した利用（時間帯、曜日、性別、医療的ケアの対応）が困難な場合もあることが考えられます。事業所、利用者とともに利用希望に対する人材不足の声があり、報酬単価の設定の見直し等人材確保に対する取り組みが必要となっています。
- ・行動援護の利用ニーズは高くなっていますが、専門性を有する人材の確保が難しく、サービスを提供できる事業所が不足していると考えられます。そのため、希望者は移動支援事業を利用して外出している事例がみられます。支援の必要性が高い障がいのある人が地域で生活する上で重要なサービスであるため、事業所を確保する取り組みが必要です。

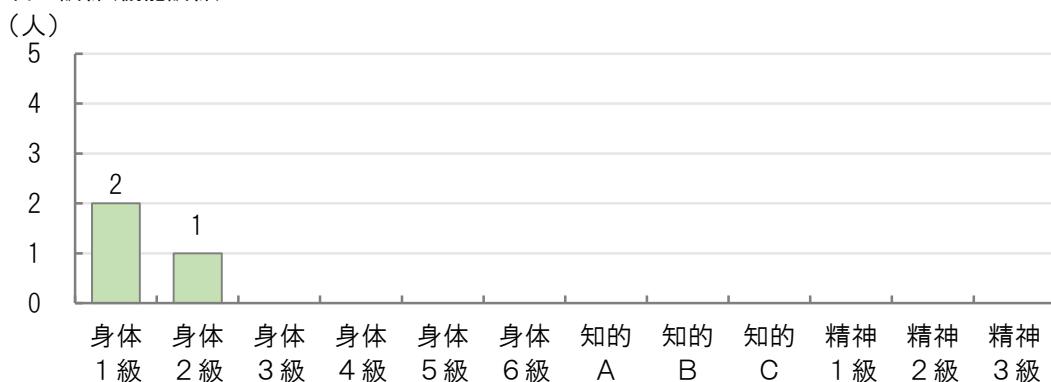
(2) 日中活動系サービス

区分	単位	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度			2015(H27)年度			2016(H28)年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率
生活介護	人	487	465	95.5	524	458	87.4	563	487	86.5	543	505	93.0	552	528	95.7	566	93.3
	延べ日数	9,412	8,370	88.9	9,955	8,448	84.9	10,538	9,095	86.3	9,569	10,117	105.7	9,700	10,462	107.9	12,268	/
自立訓練 (機能訓練)	人	4	4	100.0	4	1	25.0	4	2	50.0	4	0	0.0	5	3	60.0	3	100.0
	延べ日数	65	54	83.1	65	3	4.6	65	25	38.5	59	0	0.0	70	52	74.3	56	/
自立訓練 (生活訓練)	人	12	10	83.3	12	9	75.0	12	6	50.0	2	5	250.0	3	6	200.0	7	85.7
	延べ日数	252	158	62.7	252	125	49.6	252	43	17.1	16	85	531.3	24	76	316.7	148	/
就労移行 支援	人	51	50	98.0	64	55	85.9	77	50	64.9	69	37	53.6	79	60	75.9	73	82.2
	延べ日数	918	899	97.9	1,152	830	72.0	1,386	866	62.5	1,024	630	61.5	1,120	917	81.9	1,620	/
就労継続 支援(A型)	人	46	57	123.9	59	108	183.1	72	157	218.1	116	197	169.8	119	233	195.8	271	86.0
	延べ日数	988	1,039	105.2	1,267	2,103	166.0	1,547	3,117	201.5	2,256	3,880	172.0	2,313	4,670	201.9	6,224	/
就労継続 支援(B型)	人	230	265	115.2	240	288	120.0	250	336	134.4	286	349	122.0	310	393	126.8	432	91.0
	延べ日数	3,902	4,537	116.3	4,077	5,027	123.3	4,252	6,206	146.0	5,087	6,364	125.1	5,647	7,262	128.6	9,439	/
療養介護	人	3	16	533.3	3	15	500.0	3	15	500.0	17	14	82.4	18	19	105.6	19	100.0

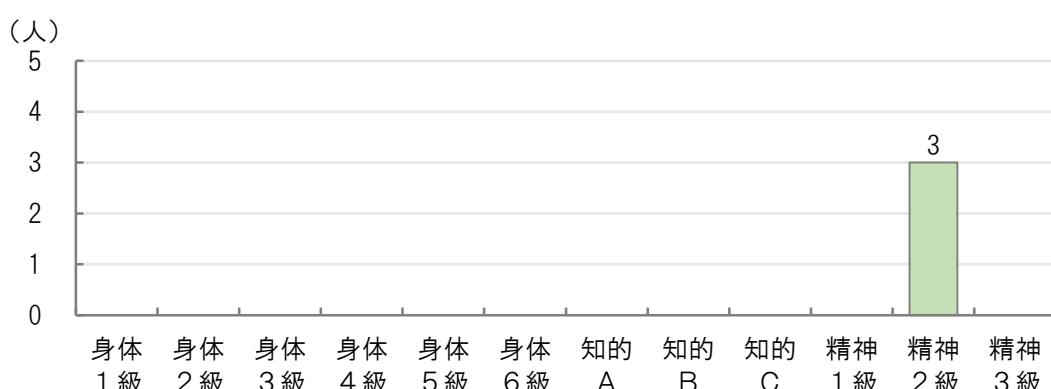
図表 18 生活介護



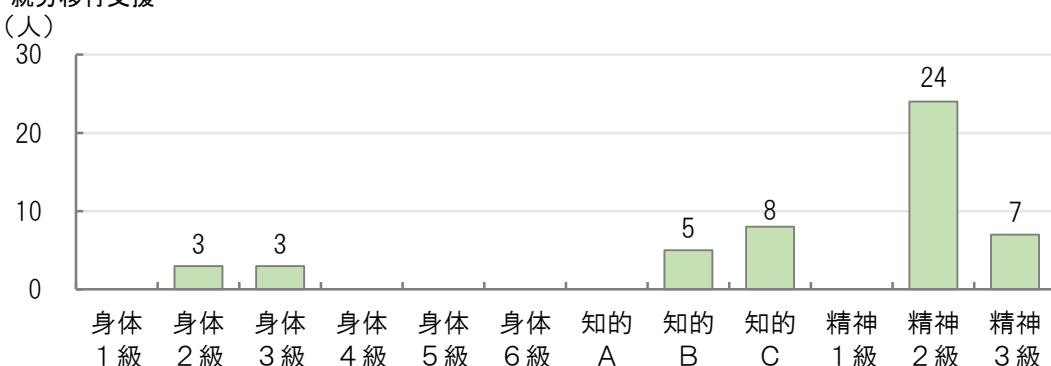
図表 19 自立訓練(機能訓練)



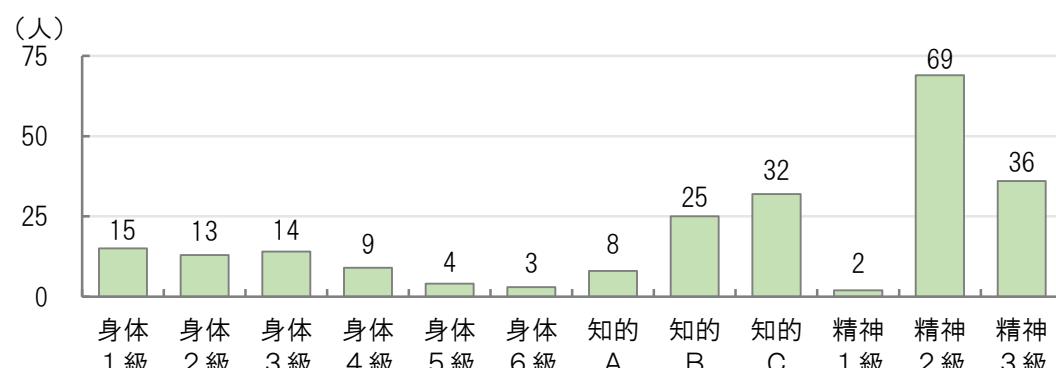
図表 20 自立訓練(生活訓練)



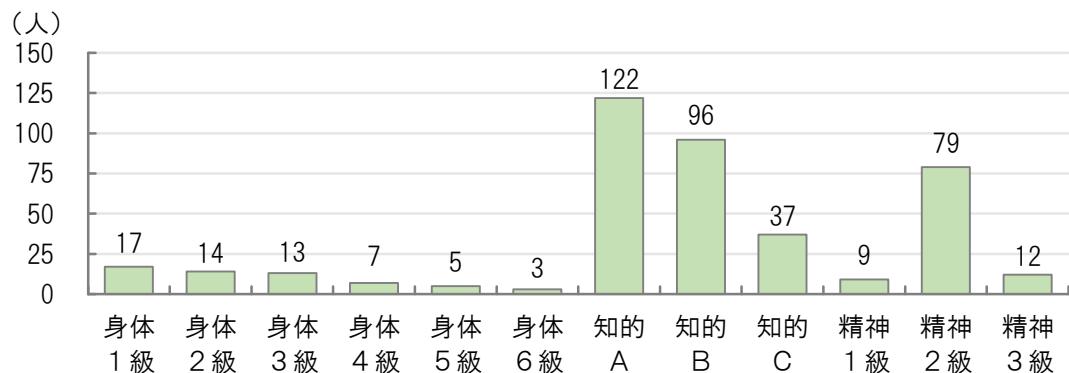
図表 21 就労移行支援



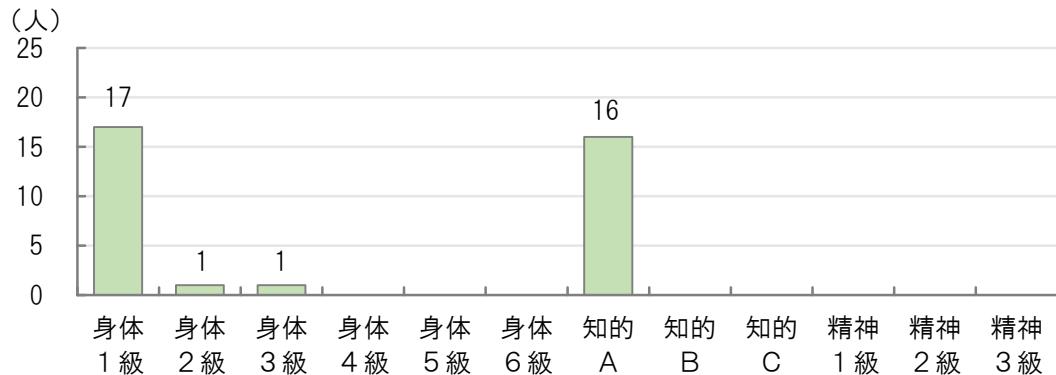
図表 22 就労継続支援(A型)



図表 23 就労継続支援(B型)



図表 24 療養介護



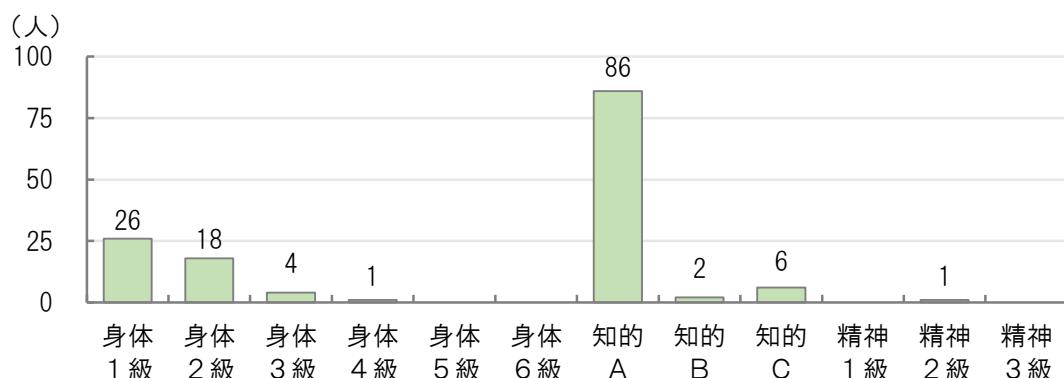
評価

- 生活介護は、利用者も事業所も増加しています。事業所の定員は支給決定者数を上回り余裕があるようにみえますが、ニーズが多様化し、希望通りの利用は難しくなっています。
- 就労移行支援は、一般就労を目的とした訓練を行っていますが、支援内容が分かりにくいくとの声も聞かれます。交通の便のよい市外の事業所の利用が多いと考えられます。
- 就労継続支援（A型）は、活動指標に対する実績からニーズが高いことが伺えますが、賃金の確保等経営的な観点が事業運営に求められるため、安定的な運営を実現するための支援が必要となっています。一般就労を目指す場合でも、賃金が発生する就労継続支援（A型）を利用する人が多くなっています。
- 就労継続支援（B型）は、利用率から事業所数は充足していると考えられますが、支援内容が居場所づくりから工賃向上を目指すものまで多様であり、今後は利用者のニーズに対するマッチングを支援していくことが求められます。
- 日中活動系サービスの事業所数は、全体的に充足しているため、今後は、事業所選択をサポートする適切な情報提供が求められます。

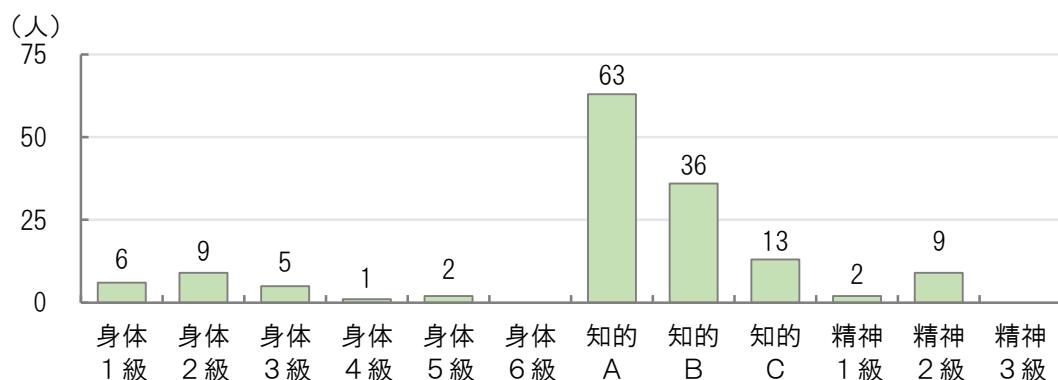
(3)居住系サービス

区分	単位	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度			2015(H27)年度			2016(H28)年度				
		活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率												
短期入所	人	101	103	102.0	114	130	114.0	127	148	116.5	139	97	69.8	143	103	72.0	449	22.9
	延べ日数	606	412	68.0	684	575	84.1	762	625	82.0	617	623	101.0	632	626	99.1	2,485	
共同生活援助	人	77	92	119.5	85	97	114.1	93	109	117.2	137	132	96.4	161	139	86.3	145	95.9
施設入所支援	人	184	182	98.9	179	174	97.2	173	164	94.8	172	175	101.7	169	181	107.1	184	98.4

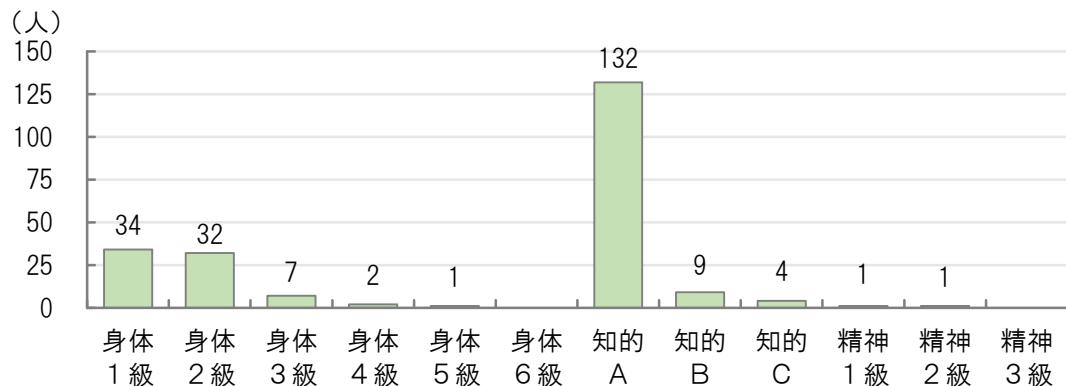
図表 25 短期入所



図表 26 共同生活援助



図表 27 施設入所支援



評価

- ・短期入所は、曜日によって利用状況の偏りがあり、緊急時に利用できない場合や、立地の関係で定期的に利用できない場合が多い状況にあります。また、医療的ケアが必要な人は、事業所の支援体制に対する不安から利用につながっていない状況があります。
- ・グループホームは、施設数が不足しているため、利用希望はあるものの施設数の上限から実績が活動指標を下回っていると考えられます。支給決定を受けていない人でもグループホームへの入居のニーズは高いため、施設整備を進めることが求められます。
- ・児童養護施設から特別支援学校に通学する学生が、18歳になり児童養護施設を退所する際、住まいとしてグループホームを選択することがあります。
- ・家族の思いにより、グループホームの利用意向が強くなる傾向にあります。
- ・グループホームは支援程度が軽度の場合に利用できるものが多いですが、重度の障がいのある人も利用希望が多く、幅広い障がい程度への対応が求められます。グループホームの整備がしやすいような建築・設備基準の緩和措置や財政的な支援が求められます。

(4)相談支援

区分	単位	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度			2015(H27)年度			2016(H28)年度				
		活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率			
計画相談支援	人	85	22	25.9	723	127	17.6	1,360	228	16.8	220	312	141.8	280	416	148.6	416	100.0
地域移行支援	人	3	1	33.3	3	0	0.0	3	1	33.3	3	0	0	3	0	0	0	0
地域定着支援	人	3	0	0.0	6	0	0.0	9	0	0.0	1	0	0	1	0	0	0	0

※相談支援については、年間の総利用者数です。

評価

- ・計画相談支援は、相談支援専門員によるモニタリングやサービス担当者会議などを通じて、利用者本人や家族がサービス利用の意思を示す機会があり、利用者の生活課題をサービス事業所間で共有して、サービス提供できるメリットがありますが、利用者が著しく少なくなっています。計画相談支援の事業所数は前年より増加していますが、セルフプランの浸透などにより利用者が計画相談支援をサービスのひとつとして選択する状況になっていません。利用者はゆるやかにしか増加しておらず、すべてのサービス利用者がサービス等利用計画を作成するための取り組みが急務となっています。同時に、計画相談支援の事業所数の不足を解消するための働きかけも必要であり、相談支援体制を段階的に整備する必要があります。
- ・地域移行支援や地域定着支援は、医療機関、障がい者生活支援センター及び計画相談支援の事業所が相談援助の中で実施していることもあります。

4 地域生活支援事業の実績と評価

区分	単位	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度			2015(H27)年度			2016(H28)年度				
		見込み量	実績	達成率	支給決定	利用率												
障がい者相談支援事業																		
事業所数	か所	4	4	100.0	4	5	125.0	4	5	125.0	5	5	100	5	5	100.0		
相談員数	人	9	9	100.0	9	12	133.3	9	12	133.3	12	12	100	12	12	100.0		
相談件数	件	8,083	6,249	77.3	8,808	7,803	88.6	9,533	8,773	92.0	8,369	9,435	112.7	8,583	11,053	128.8		
成年後見制度 利用支援事業	件	1	3	300.0	1	6	600.0	1	2	200.0	8	6	75.0	10	4	40.0		
意思疎通支援事業																		
手話通訳者窓口設置者数	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0		
手話通訳者派遣件数	件	372	470	126.3	377	562	149.1	382	376	98.4	603	467	77.4	618	412	66.7		
要約筆記者派遣件数	件	6	3	50.0	6	8	133.3	6	6	100.0	9	10	111.1	10	9	90.0		
移動支援 事業	人	258	282	109.3	263	292	111.0	268	250	93.3	314	260	82.8	322	243	75.5	471	51.6
	時間	18,060	20,512	113.6	18,410	20,956	113.8	18,760	22,775	121.4	22,855	23,087	101.0	23,440	23,410	99.9		
地域活動 支援センタ ー事業	か所	21	14	66.7	23	16	69.6	25	14	56.0	17	15	88.2	18	18	100.0		
	人	171	162	94.7	180	212	117.8	189	208	110.1	209	224	107.2	229	250	109.2	298	83.9
日中一時 支援事業	人	270	260	96.3	311	265	85.2	352	141	40.1	290	134	46.2	297	107	36.0	311	34.4
	日	7,536	8,033	106.6	8,680	7,160	82.5	9,824	3,809	38.8	8,951	4,564	51.0	9,180	4,162	45.3		
訪問入浴 サービス事業	回	836	1,248	149.3	841	1,236	147.0	846	1,335	157.8	1,391	1,312	94.3	1,426	1,321	92.6	1,728	76.4
日常生活用具給付事業																		
介護・訓練 支援用具	件	16	15	93.8	16	22	137.5	16	12	75.0	24	16	66.7	25	21	84.0		
自立生活 支援用具	件	46	56	121.7	48	45	93.8	50	50	100.0	62	62	100.0	63	45	71.4		
在宅療養等 支援用具	件	52	38	73.1	54	39	72.2	56	52	92.9	42	41	97.6	43	74	172.1		
情報・意思疎 通支援用具	件	47	24	51.1	49	38	77.6	51	32	62.7	41	33	80.5	42	44	104.8		
排泄管理 支援用具	件	5,243	5,400	103.0	5,540	5,432	98.1	5,837	5,858	100.4	6,017	6,078	101.0	6,171	6,434	104.3		
居宅活動 作補助用具	件	14	7	50.0	14	11	78.6	14	8	57.1	12	7	58.3	13	13	100.0		
合計	件	5,404	5,540	102.5	5,701	5,587	98.0	5,998	6,012	100.2	6,198	6,237	100.6	6,357	6,631	104.3		
自動車運転 免許取得助成	件	5	7	140.0	5	3	60.0	5	7	140.0	8	5	62.5	9	3	33.3		
自動車改造 助成	件	5	15	300.0	5	8	160.0	5	8	160.0	9	7	77.8	10	7	70.0		

【見込み量】年間で、そのサービスを利用する人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】その年度のサービスを利用した人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数

【達成率】実績÷見込み量×100（%）で算出したもの

【支給決定（人）】その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【利用率】実績÷支給決定（人）（回）×100（%）で算出したもの

評価

- ・障がい者相談支援事業について、相談件数は増加しているものの、アンケート調査等では利用者への周知が進んでいないという結果がみられたため、効果的な周知方法を検討する必要があります。
- ・手話通訳者派遣事業の利用件数は年度により差がありますが、利用者は高齢者が多くを占めており、約8割が医療機関への派遣利用となっています。
- ・移動支援の利用率が低いのは、事業所の人材不足が大きな要因となっています。実績が横ばいである主な要因は人材不足ですが、加えて、制度の目的により支援範囲及び対象者が限定されていることも考えられます。
- ・地域活動支援センターの活動内容は事業所により様々です。また、市外の事業所を利用している人もおり、身近な場所で、事業所を選択できる環境とはなっていません。

5 障がい児通所支援・相談支援の実績と評価

区分	単位	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度			2015(H27)年度			2016(H28)年度				
		活動指標	実績	達成率	支給決定	利用率												
児童発達支援	人	—	209	—	—	234	—	—	269	—	285	272	95.4	317	300	94.6	355	84.5
	延べ日数	—	1,576	—	—	1,636	—	—	1,865	—	1,779	1,915	107.6	1,832	2,072	113.1	4,731	
医療型児童発達支援	人	—	1	—	—	0	—	—	0	—	1	2	200.0	1	3	300.0	3	100.0
	延べ日数	—	1	—	—	0	—	—	0	—	1	13	1300.0	1	13	1300.0	56	
放課後等デイサービス	人	—	280	—	—	285	—	—	327	—	314	398	126.8	322	432	134.2	494	87.4
	延べ日数	—	3,829	—	—	4,141	—	—	4,759	—	4,481	5,323	118.8	4,599	6,309	137.2	10,075	
保育所等訪問支援	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—	2	0	0.0	3	2	66.7	4	50.0
	延べ日数	—	0	—	—	0	—	—	0	—	6	0	0.0	9	2	22.2	10	
障がい児相談支援	人	—	0	—	—	13	—	—	25	—	50	93	186.0	80	119	148.8	119	100.0

※障がい児相談支援については、年間の総利用者数です。

※児童発達支援センターの実施分を含みます。

【活動指標】1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの
 【実績】その年度の3ヶ月分の利用実績

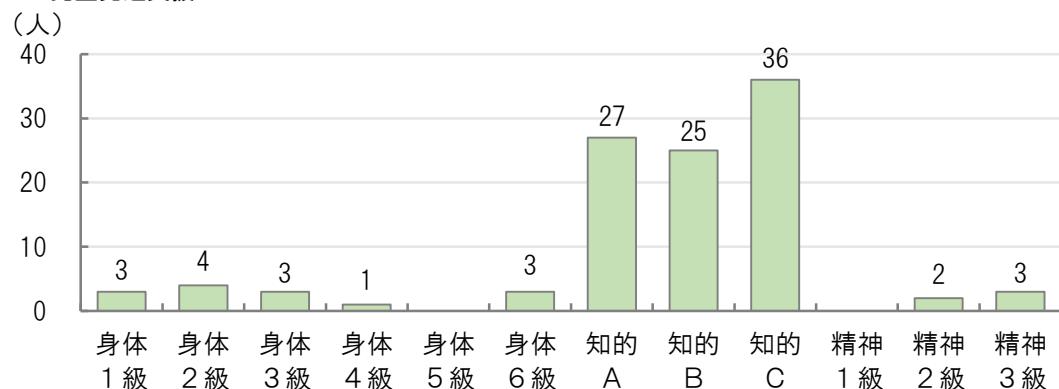
【達成率】実績÷活動指標×100（%）で算出したもの

【支給決定（人）】その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

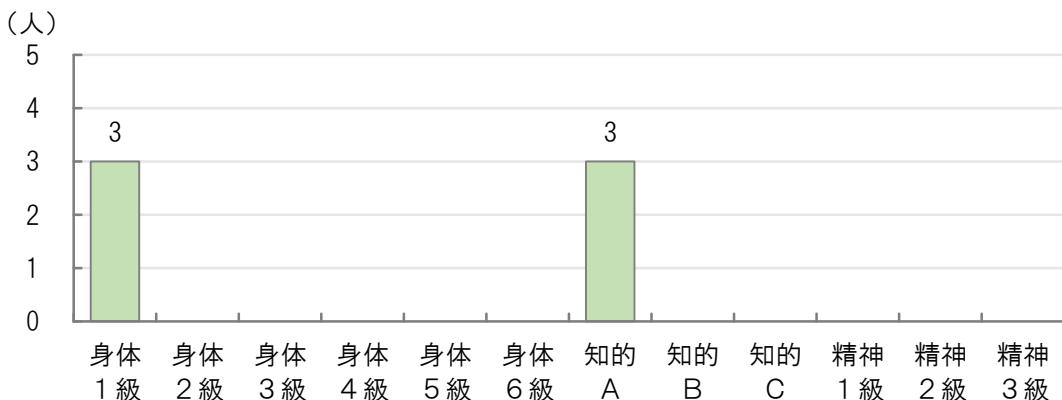
【支給決定（延べ日数）】その年度の3月において、そのサービスの支給決定した日数

【利用率】実績÷支給決定（人）×100（%）で算出したもの

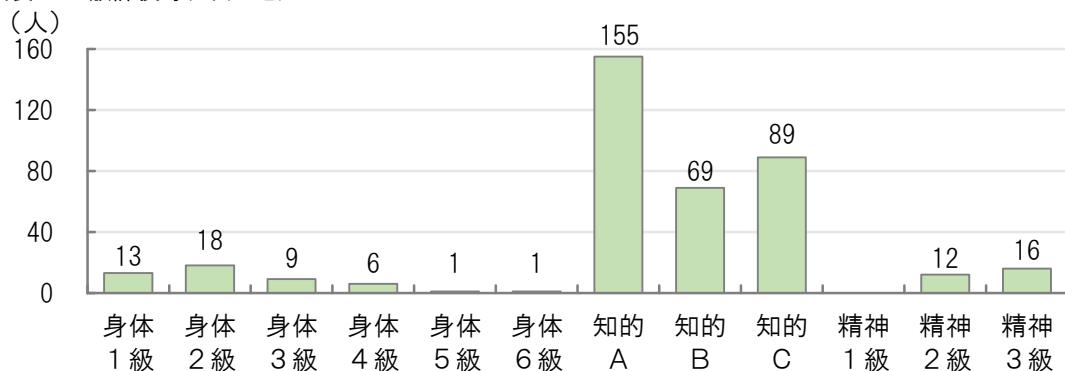
図28 児童発達支援



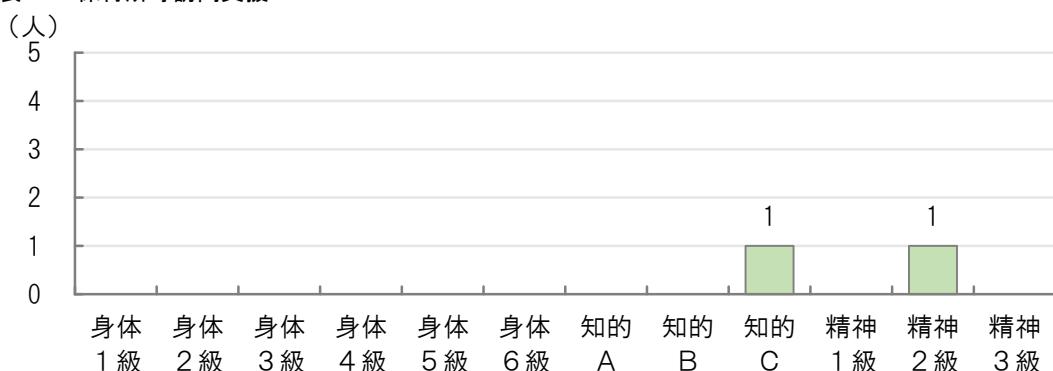
図表 29 医療型児童発達支援



図表 30 放課後等デイサービス



図表 31 保育所等訪問支援

**評価**

- ・児童発達支援の利用者数の増加は、早期の専門医の受診、乳幼児健診時の声かけ等早期に療育へつなげる取り組みの結果と考えられます。児童発達支援の利用者は、求める支援内容に合わせて複数の事業所から選択が可能な環境となっています。
- ・医療型児童発達支援は、対象施設が市内にはないため希望しても実際の利用につながらない場合があり、実態把握が必要となっています。
- ・放課後等デイサービスは、施設数が増加し充足しており、利用者が事業所を選択できる環境となっていますが、支援内容は様々です。「放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）」を活用した事業の実施及び運営が求められます。児童発達支援の利用から引き続き放課後デイサービスを利用する場合が多く見受けられます。
- ・保育所等訪問支援は、年度当初など生活に変化が起こる時期に求められる傾向があります。
- ・障がい児相談支援は、利用者が著しく少なくなっています。



第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

本市では、これまで障がいのある人が地域で生きがいを持って、安心して暮らせるよう支援を進めてきました。近年では、それぞれの障がいの特性を踏まえた専門的な支援の充実や、関係機関同士の連携強化等が行われています。一方で、障がいのある人やその家族等のニーズはさらに多様化しており、支援の量・質ともに一層の充実が求められます。また、地域で暮らす障がいのある人にとって市民の理解は欠かせないものであり、地域共生社会の実現に向けた支援が障がい福祉分野でも必要となります。

本計画では、こうした状況や考えを踏まえ、前計画における理念を継承し、「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を基本理念とします。

障がいのある人が安心して
自立・共生できるまちづくり

2 基本的視点

基本理念を実現するため、この計画における各分野に共通する横断的な考え方として、次の基本的視点を定めます。

基本的視点(1) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人が適切な意思決定に必要な支援を受けながら、自らの選択と決定に基づき、自立した生活を送ることができるよう、自己決定を尊重する計画とします。

基本的視点(2) 当事者本位の総合的な支援

各ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、各分野の連携のもと、切れ目のない支援を行うとともに、自立と社会参加を支援する計画とします。

基本的視点(3) 障がい特性等に配慮した支援

障がいの特性や状態、生活実態等だけでなく、性別や年齢による複合的な課題にも配慮し、個別の支援の必要性も踏まえた計画とします。

基本的視点(4) アクセシビリティの向上

社会モデルの考えに即し、建物の環境整備などハード面だけでなく、障がいに対する理解や差別的な扱いの解消などソフト面も含めたバリアフリー化を推進する計画とします。

基本的視点(5) 総合的かつ計画的な取り組みの推進

効果的かつ効率的に施策を推進するため、関係機関や各種団体などとの連携や役割分担、他の施策との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る計画とします。

3 重点目標

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある人が適切な支援を受けられるよう、市内の様々な機関が連携し、総合的な相談支援体制を構築します。

主な取り組み

- 計画相談支援及び障がい児相談支援の周知
- 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への支援
- 相談支援専門員の増員
- 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター、障がい者就業・生活支援センターの周知

(2) 障がい児支援の充実

障がいのある子どもが個性を活かして、のびのびと成長できるよう支援します。また、ライフステージによる切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関で連携を図ります。

主な取り組み

- 重症心身障がい児が利用可能な事業所の確保
- 医療的ケア児への支援
- 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくり
- サポートブックの活用の推進
- 特別支援教育支援員の配置の推進

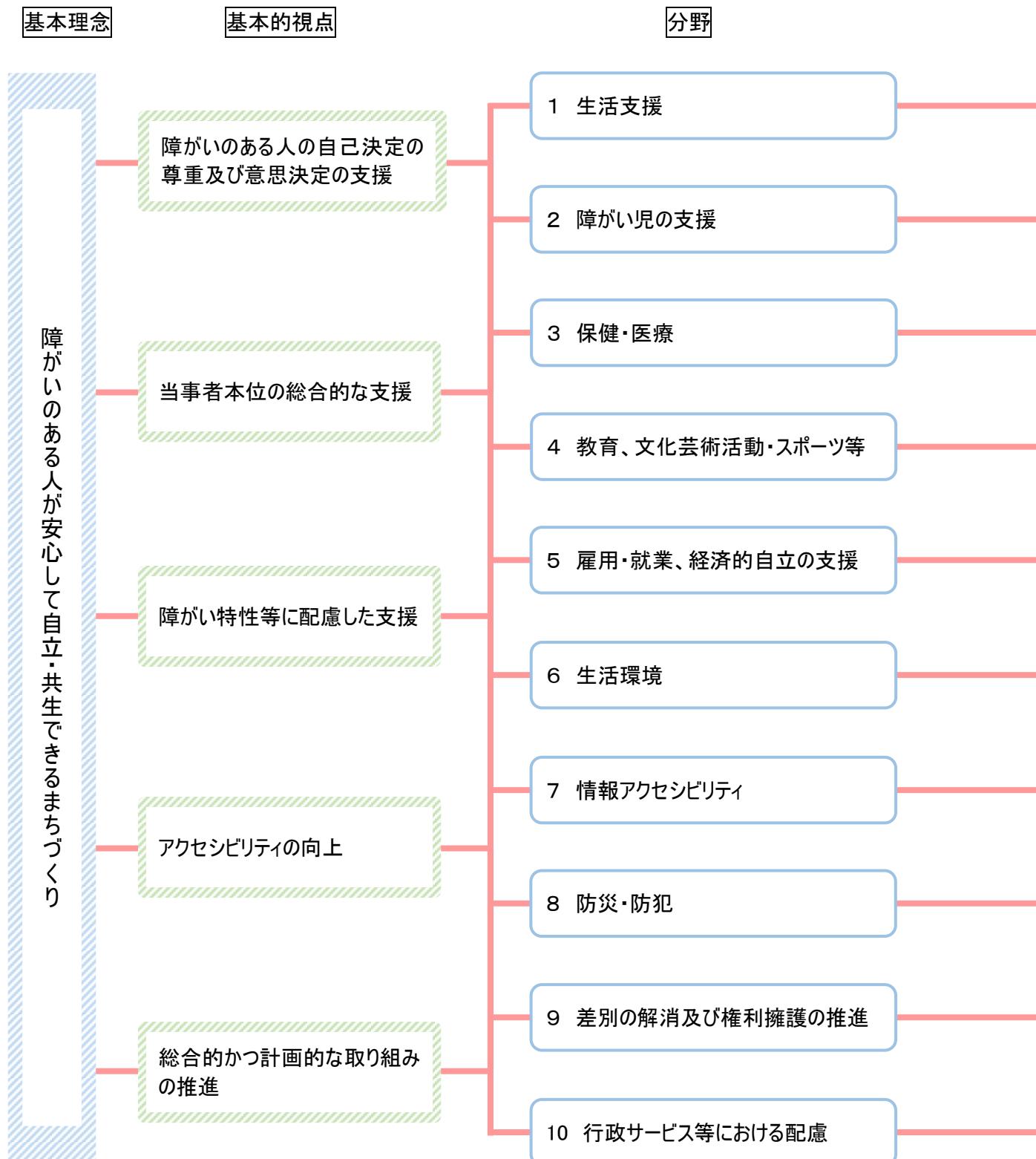
(3) 障がいに対する理解の促進

障がいのある人が地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、障がいに対する理解を促進する啓発等を行います。

主な取り組み

- 障がい者の権利と差別解消に関する啓発
- 障がい者の虐待防止に関する啓発
- 障がい福祉教育や交流学習等の推進

4 施策の体系



基本的方向

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ③ 自立した生活を支えるサービスの推進

- ② 地域生活支援事業の充実

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進

- ① 教育環境の充実

- ② 障がい福祉教育の充実

- ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ④ 文化芸術活動の推進

- ① 障がい者雇用の促進

- ② 福祉的就労の充実

- ① 福祉のまちづくりの推進

- ② 住環境の整備

- ① 情報提供の充実

- ② 意思疎通支援の充実

- ① 防火・防災対策の充実

- ② 防犯対策の充実

- ③ 見守り活動の充実

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ② 権利擁護の推進

- ③ 障がい福祉教育の充実

- ④ 地域福祉の推進

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進

- ② 選挙における配慮



第4章 施策の推進



1 生活支援



■ 現状と課題 ■

アンケート調査の結果では、約8割の障がいのある人が今後も自宅やグループホームでの生活を望んでいます【66 頁参照】。また、家族へのアンケート調査の結果でも、今後も家族の介助や障がい福祉サービスを受けながら、自宅で支援することへの意向が約7割となっており、自宅で障がいのある人と家族が安心して暮らせる支援が求められています【67 頁参照】。

障がいのある人が生活する上で支援がなくて困っていることでは、「急に体調が悪くなったときの対応」の割合が約2割となっています【68 頁参照】。また、家族へのアンケート調査の結果では、支援に負担を感じている人も5割を超えており【69 頁参照】、具体的には「心身が疲れる」が約5割、「必要な時に他の人に支援を頼めない」が約3割となっています【70 頁参照】。

一方、家族へのアンケート調査の結果では、サービスの内容や利用方法について「あまり知らない」と「知らない」の合計が約5割となっていますので、サービスについて周知し、適切な利用につなげていくことが求められています【71 頁参照】。

サービスの利用につなげるためには、相談支援の役割が重要です。アンケート調査の結果では、障がい者生活支援センター、基幹相談支援センター等の相談機関については、「知っている」が約2割【72 頁参照】、「利用したことがある」が約1割であり【73 頁参照】、依然として低くなっています。利用者の満足度は約7割と高いため、周知・啓発し活用を促していくことが必要です【74 頁参照】。

2017（平成29）年3月現在、計画相談支援、障がい児相談支援を利用した人の割合は約2割となっており、適切なサービス利用の観点からも、計画相談支援事業所の不足を解消するための働きかけや、計画相談の利用促進に向けたより一層の取り組みの推進が必要です。

また、障がいのある人が高齢になり介護サービスを利用する際には、スムーズに移行できるよう、相談支援専門員とケアマネージャーの一層の連携が必要となります。

基本的方向

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、サービスの提供体制や相談支援体制の充実、その周知を図ります。そのため、事業所等の拡充など量の確保と、人材の育成等の質の向上に取り組みます。

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ③ 自立した生活を支えるサービスの推進

- ② 地域生活支援事業の充実

成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020 年度 目標値
1	施設入所者数	181 人	162 人
2	施設入所からグループホームなどへ移行する人の数（2005（H17）年度からの累計）	43 人	96 人
3	相談支援専門員の数	21 人	40 人
4	サービス等利用計画※を作成した人のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用した人の割合	21.2%	100%
5	障がい者生活支援センターを知っている人の割合	51.3%	70%
6	家族が介助を負担に感じている人の割合	57.1%	45%

※サービス等利用計画には、セルフプランも含まれます。

具体的な施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい福祉サービスの充実	ア 居宅介護、生活介護等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・障がい者福祉施設整備補助を行います。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。
	イ 計画相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援を周知します。 ・基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への助言を行います。 ・相談支援専門員の増員を積極的に進めます。 ・地域自立支援協議会で利用促進の方法を協議し、進捗管理を行います。
	ウ 居宅介護、生活介護等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。

基本的方向	施策	取り組み
② 地域生活支援事業の充実	工 居宅介護、生活介護等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	・介護職員等に対する喀痰吸引等研修の参加を促します。
	才 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
	力 地域移行支援、地域定着支援の利用促進	・医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。 ・地域定着支援の利用を促進します。
	キ 地域生活支援拠点の整備	・保健所など関係機関と連携し地域生活支援拠点を整備します。
	ク 共生型サービスの整備	・障がいのある人が介護サービス移行後も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう支援します。
③ 地域生活支援事業の充実	ア 意思疎通支援、日常生活用具給付事業の充実	・市役所に手話通訳者を設置します。 ・医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ・日常生活用具の対象品目等の拡充について検討します。
	イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」といいます。）の事業の拡大や受け入れ体制の充実	・地域生活支援事業所への実地指導を実施します。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。 ・精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。
	ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。
	エ 地域生活支援サービスの医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	・介護職員等に対する喀痰吸引等研修の参加を促します。
	オ 地域生活支援サービスの指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
重点	力 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	・愛知県社会福祉協議会等の研修の参加を促します。 ・事業者間研修を実施します。
	キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	・広報及びホームページに掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。

基本的方向	施策	取り組み
③ 自立した生活を支えるサービスの推進	ア 各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉応援券を支給します。 ・外国人重度障がい者福祉手当を支給します。
	イ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。 ・寝具乾燥サービスを実施します。 ・車いすの貸出を実施します。 ・配食サービスの利用を助成します。 ・緊急通報システムを設置します。 ・さわやか収集事業を実施します。 ◎ヘルプマークの導入について検討します。 ◎ヘルプカードを配布します。
	ウ 交通費等の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・かすがいシティバスの利用者・付添人の運賃を減免します。 ・勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。
	エ 医療費の助成と健康診断書料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。 ・福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料を一部助成します。
	オ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに関するマークのパネル展示を行います。 ・イベント等でのPRを行います。
	カ 障がい者相談員の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者相談員を設置します。
	キ 宿泊体験の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームなどの体験利用を支援します。
	ク 居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。

第4章 施策の推進

障がい福祉サービス・相談支援の活動指標

区分	単位/月	実績		活動指標		
		2015(H27)年度	2016(H28)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020 年度
訪問系サービス						
居宅介護	人	293	314	335	346	357
	時間	5,726	6,107	6,530	6,745	6,967
重度訪問介護	人	11	9	11	12	13
	時間	744	747	770	840	910
同行援護	人	23	28	32	34	36
	時間	223	366	416	442	468
行動援護	人	20	22	23	24	25
	時間	231	238	253	264	275
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
日中活動系サービス						
生活介護	人	505	528	563	581	600
	延べ日数	10,117	10,462	10,695	11,044	11,405
自立訓練(機能訓練)	人	0	3	4	4	4
	延べ日数	0	52	68	68	68
自立訓練(生活訓練)	人	5	6	7	8	9
	延べ日数	85	76	98	112	126
就労移行支援	人	37	60	71	78	85
	延べ日数	630	917	1,184	1,294	1,414
就労継続支援(A型)	人	197	233	253	263	273
	延べ日数	3,880	4,670	5,060	5,260	5,460
就労継続支援(B型)	人	349	393	453	483	513
	延べ日数	6,364	7,262	8,607	9,177	9,747
自立生活援助	人	-	-	3	3	3
就労定着支援	人	-	-	8	9	10
療養介護	人	14	19	21	22	23
居住系サービス						
短期入所	人	97	103	110	140	150
	延べ日数	623	626	660	700	750
共同生活援助	人	132	139	155	165	175
施設入所支援	人	175	181	178	170	162
相談系サービス						
計画相談支援	人	67	91	160	343	490
地域移行支援	人	0	0	2	2	2
地域定着支援	人	0	0	1	1	1

※各年度の活動指標は、1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその時間又は日数です。

地域生活支援事業の見込み量

区分	単位/年	実績		見込み量		
		2015(H27)年度	2016(H28)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020 年度
障がい者相談支援事業	事業所数	か所	5	5	5	5
	相談員数	人	12	12	12	12
	相談件数	件	9,435	11,053	12,137	12,740
成年後見制度利用支援事業	人	6	4	6	7	8
意思疎通支援事業	手話通訳者窓口設置	人	1	1	1	1
	手話通訳者派遣	件数	467	412	435	446
	要約筆記者派遣	件数	10	9	10	10
移動支援事業		人	260	243	251	254
		時間	23,087	23,410	24,070	24,407
地域活動支援センタ一事業	事業所数(市内)	か所	10	12	15	16
	事業所数(市外)	か所	5	6	6	6
	利用人数	人	224	250	289	304
日中一時支援事業		人	134	107	110	115
		回	4,564	4,162	4,180	4,370
訪問入浴サービス事業	回	1,312	1,321	1,356	1,374	1,392
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	件	16	21	23	24
	自立生活支援用具	件	62	45	55	58
	在宅療養等支援用具	件	41	74	89	94
	情報・意思疎通支援用具	件	33	44	45	54
	排泄管理支援用具	件	6,078	6,434	7,066	7,405
	居住生活動作補助用具	件	7	13	14	15
	合計	件	6,237	6,631	7,292	7,650
自動車運転免許取得助成	件	5	3	4	5	6
自動車改造助成	件	7	7	8	9	10

※各年度の見込み量において、人数はその年度におけるそのサービスを利用する人の実人数、時間は年間利用時間、件数は年間の合計件数です。

※活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。少なくとも年1回は、実績を把握して、計画の達成状況等の分析・評価を行います。

※計画相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し 12 カ月で除した値）です。

計画相談支援の利用実人数は、それぞれ

【2015（H27）年度実績】312 人 【2016（H28）年度実績】416 人

【2018（H30）年度】758 人 【2019（H31）年度】1,484 人

【2020 年度】2,068 人です。

※活動指標を定めるに当たり、2020 年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を次のとおり定めました。

59 人

2 障がい児の支援

現状と課題

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。これにより、児童発達支援センターを中心とした地域の体制強化や、医療的ニーズへの対応を目指した関係機関の協議の場の設置など、障がいのある子どもへの支援について、今後いっそう充実していくことが求められています。

障がいのある子どもについては、発達障がいなど手帳を所持せずサービスを利用している子どもも多いため、制度やサービスについて適切な情報提供を行うことが求められます。アンケート調査の結果では、障がいのある子どもが児童発達支援を利用するきっかけは、「乳幼児健康診査」と「児童相談センターや市の発達相談などの窓口からの紹介」の合計の割合が5割と高くなっています【75頁参照】。こうしたことから、今後も担当部署が連携して進めていくことが大切です。

また、個別のサービスについては「放課後等デイサービス」の利用意向が約6割と特に高く、実績でも大きく伸びています【76頁参照】。今後も事業所が提供するサービスの質の向上を図りながら、幅広い受け皿を確保していくことが求められています。

基本的方向

障がいのある子どもの多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実を図ります。また、障がいのある子どもへのサービスの適切な利用を促すため、保護者へ一層の情報提供を行います。

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進

成績目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020 年度 目標値
1	障がい児支援利用計画※を作成した人のうち、障がい児相談支援を利用した人の割合	13.8%	100%
2	サポートブックの利用者の数	69 人	150 人
3	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	5事業所	8事業所
4	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1 事業所	4事業所

※障がい児支援利用計画には、セルフプランも含まれます。

具体的な施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい児支援の充実 重点	ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への実地指導を行います。 ◎重症心身障がい児に対応可能な事業所を確保します。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。 ・保育所等訪問支援の利用を促進します。
	イ 障がい児相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児相談支援を周知します。 ・基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定障がい児相談支援事業所への助言を行います。 ・相談支援専門員の増員を積極的に進めます。 ・地域自立支援協議会で利用促進の方法を協議し、進捗管理を行います。
	ウ 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	エ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修の参加を促します。 ・地域自立支援協議会において事例検討や学習会を開催します。
	オ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページに掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。

基本的方向	施策	取り組み
	カ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> サポートブックの見直しを行い、積極的な活用を促進します。 保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。
	キ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを中心とした支援体制を構築します。 児童発達支援センターの必要数について検討します。
	ク 特別支援保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援保育の体制を整備します。
	ケ 特別支援保育児童の巡回相談・指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士による保育士と保護者への巡回指導を行います。 特別支援保育児童の巡回相談を実施します。
	コ 保育士の知識や技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援保育についての関係研修を開催します。 愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	サ 放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 可能な範囲で障がいのある児童の受け入れを行います。
	シ ことばの教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ことばの発達などに問題や不安を抱える子どもの指導や相談を実施します。
	ス 地域での早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 療育についての理解を深める講座を開催します。 愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	セ 医療的ケア児への支援	◎保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。
② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査を実施します。 新生児聴覚スクリーニングを実施します。
	イ リハビリテーション事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 心理リハビリテーション事業を実施します。 音楽療法を実施します。
	ウ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> 訪問指導を実施します。 発達相談を実施します。 相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。

基本的方向	施策	取り組み
③ 教育環境の充実 重点	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上 イ 特別支援教育支援員の配置の推進 ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の就学支援 エ 学校への支援 オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。 ・校内研修を実施します。 ・肢体不自由の特別支援学級へ介助員を配置します。 ・通常学級へ特別支援教育支援員を配置します。 ・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 ・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・児童・生徒の就学を校内就学支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。 ・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。
④ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進 イ 交流学習などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。 ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・小中学校と特別支援学校の交流を行います。 ・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。
⑤ 権利擁護の推進	ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターを周知します。 ・高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開催します。 ・虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。 ・啓発チラシにより周知します。 ・講演会を開催します。 ・障がい者週間や市のイベント等で障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。 ・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。

障がい児通所支援・相談支援の活動指標

区分	単位/月	実績		活動指標		
		2015(H27)年度	2016(H28)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020 年度
児童発達支援	人	272	300	341	364	388
	延べ日数	1,915	2,072	2,390	2,550	2,720
医療型児童発達支援	人	2	3	3	4	5
	延べ日数	13	13	13	18	22
放課後等デイサービス	人	398	432	523	575	633
	延べ日数	5,323	6,309	7,322	8,050	8,862
保育所等訪問支援	人	0	2	4	5	6
	延べ日数	0	2	10	12	14
居宅訪問型児童発達支援	人	—	—	10	11	12
	延べ日数	—	—	40	44	48
障がい児相談支援	人	23	30	64	98	302
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	—	—	1	1	1

※各年度の活動指標は、1か月当たりで、そのサービスを利用する人の数とその時間又は日数です。

※活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。少なくとも年1回は、実績を把握して、計画の達成状況等の分析・評価を行います。

※障がい児相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し 12か月で除した値）です。

障がい児相談支援の利用実人数は、それぞれ

【2015（H27）年度実績】93人 【2016（H28）年度実績】119人

【2018（H30）年度】256人 【2019（H31）年度】390人

【2020年度】1,209人です。

3 保健・医療

現状と課題

アンケート調査の結果では、医療での困りごとについて、約5割を占める「特に困ったことはない」を除き、知的障がいのある人、精神障がいのある人で「障がい（疾病）のため症状を正確に伝えられない」の割合がいずれも約3割、難病患者、精神障がいのある人で「医療費の負担が大きい・できない」がそれぞれ約3割、約2割と高くなっています【77頁参照】。

また、精神障がいのある人の退院、社会復帰を促進するためには、地域生活を支える環境の整備が必要です。国では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることとしており、保健・医療・福祉関係者による協議の場をつくることが求められています。

さらに、健康診断や心身の健康相談、リハビリテーションなどにより障がいの原因となる病気の予防や軽減につなげていくことも大切です。

基本的方向

精神障がいのある人や難病患者など、障がいや疾病のある様々な人が地域で暮らしていくよう適切な医療を受けることができる体制づくりを進めます。

また、保健・医療について適切なサービスの提供を図り、障がいの原因となる病気の発生の予防や重度化の防止を図ります。

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進

成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	324人	500人
2	精神障がいのある人を対象とした居場所※を提供する事業の実施か所数	5か所	8か所
3	特定健康診査の受診率	36.1%	50%

※障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除きます。

具体的な施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいの原因となる疾患などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査を実施します。 ・特定保健指導を実施します。 ・後期高齢者健康診査を実施します。 ・乳幼児健康診査を実施します。 ・新生児聴覚スクリーニングを実施します。 ・市民健康づくり講座や出前講座を実施します。
	イ メンタルヘルス相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談を実施します。 ・ゲートキーパー養成講座を開催します。 ・こころの健康について知識の普及啓発を行います。 ・自殺予防対策ネットワーク会議を開催します。
	ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の啓発文を健康ガイドやホームページに掲載します。
	エ リハビリテーション事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・心理リハビリテーション事業を実施します。 ・音楽療法を実施します。
	オ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導を実施します。 ・発達相談を実施します。 ・相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。

基本的方向	施策	取り組み
② 精神保健福祉施策の推進	ア 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。 ・グループ活動を支援します。 ・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。 ・地域定着支援の利用を促進します。 <p>◎保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。</p>
	イ 退院の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターと連携した退院支援を行います。 ・基幹相談支援センターで福祉サービス事業者及び市民を対象に精神障がいのある人の地域移行に関する研修会を開催します。 ・医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。
	ウ 医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。
③ 難病施策の推進	ア 障がい福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページに掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。
	イ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知及び保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページに掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・保健所との連携を強化します。

4 教育、文化芸術活動・スポーツ等

現状と課題

アンケート調査の結果では、現在の障がいのある子どもの主な日中の居場所は「特別支援学校（小・中・高等部）」の割合が2割を超え最も高く、次いで「小・中学校の特別支援学級」が約2割となっています【78 頁参照】。通所・通園・通学している子どもが困っていることとしては「特ない」、「その他」を除くと、「先生の理解が足りない」、「授業や活動についていけない」がいずれも1割を超えており【79 頁参照】。

また、障がいのある子どもの支援について充実させてほしいことは、「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」が約5割、「進学相談・進路指導」が約4割となっています【80 頁参照】。障がいのある子どもにとって教育環境が適していない可能性があり、障がいの特性に応じた支援が必要となっています。一方、手帳を所持していない子どもでは「保護者が気軽に相談できる機会」を求める割合が約5割と高くなっています、相談できる場所についての情報提供が必要とされています【80 頁参照】。

障がいのある子どもが地域の学校で教育を受けるには、教員はもちろん、児童、生徒の障がいに対する理解が必要です。アンケート調査の結果では、障がいの理解に求められる取り組みについて、障がいのない人では「学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育」が約8割と最も高く、幼少期から障がいについて、教育や交流を通じて学ぶ機会を提供することが必要とされています【81 頁参照】。

文化芸術活動・スポーツについては、アンケート調査の結果では、障がいのある人の余暇の過ごし方は「テレビを見る」が約6割と最も高くなっています【82 頁参照】。一方、今後の過ごし方の意向については、「旅行をする」、難病患者では特に「運動をする」が現状よりも高くなっています【83 頁参照】。国では、生涯にわたって障がいのある人が教育、文化、スポーツなどの様々な機会に参加できるよう、関係機関との連携や体制整備を進めることとしています。本市においても、障がいのある人のスポーツ活動や文化活動への参加を支援していくことが求められています。

基本的方向

障がいのある子どもが個々の特性にあった教育を障がいのない子どもとともに受け、のびのびと成長できるよう、今後も教育環境を充実します。また、教職員の障がいに対する知識を深めることや、障がいの有無に関わらず一緒に教育を受けられる機会を設けることで、教育現場における障がいについての理解促進を図ります。

障がいのある人の生きがいのある暮らしや余暇活動の支援として、スポーツ活動や文化活動等に参加できる体制づくりや機会の充実を図ります。

① 教育環境の充実

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

② 障がい福祉教育の充実

④ 文化芸術活動の推進

成績目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020 年度 目標値
1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	7,804 人	10,000 人
2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	24 件	36 件

具体的な施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 教育環境の充実	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。 ・校内研修を実施します。
	イ 特別支援教育支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の特別支援学級へ介助員を配置します。 ・通常学級へ特別支援教育支援員を配置します。
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の就学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 ・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・児童・生徒の就学を校内就学支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。 ・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。
	エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県障害児等療育支援事業の学校での実施に協力します。
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。
	カ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックの見直しを行い、積極的な活用を促進します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。
	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。

基本的方向	施策	取り組み
	イ 交流学習などの推進	<ul style="list-style-type: none"> 通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 小中学校と特別支援学校の交流を行います。 けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。
③ スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア 成績優秀者の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> 国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた人に春日井市スポーツ賞を交付し、顕彰します。
	イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）での各種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。 「交流の日」事業を実施します。
	ウ 利用料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> 温水プールなどの利用料金を減免します。
	エ レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる共生サロンの開催を支援します。
④ 文化芸術活動の推進	ア 手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 講演会や展覧会などに手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 各種講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 手とり足とりパソコン講座を開催します。 実践パソコン講座を開催します。 障がいの特性に配慮した講座を開催します。
	ウ 創作活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者作品展を開催します。 障がい者週間啓発事業を実施します。
	エ 図書の充実と読書サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 録音図書、点字図書を作製します。 ボランティアによる対面読書を行います。 図書無料郵送貸出を実施します。 音訳技術講習会を開催します。 音訳デジタル録音技術講習会を開催します。 <p>◎大活字図書、DAISY 図書を日常生活用具の対象として検討します。</p>
	オ ボランティアなど人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 点訳奉仕員養成講座を開催します。 「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 手話奉仕員養成講座を開催します。

5 雇用・就業、経済的自立の支援

現状と課題

アンケート調査の結果では、障がいのある人の就労状況について、正社員、パート・アルバイト、自営業のいずれかで働いている人は、身体障がいのある人（65歳未満）で約4割、知的障がいのある人、精神障がいのある人でいずれも約2割、難病患者で約5割となっています【84頁参照】。

障がいのある人で就労していない人は、身体障がいのある人（65歳未満）で約4割、知的障がいのある人で約3割、精神障がいのある人で約5割、難病患者で約2割と、精神障がいのある人で高くなっています【84頁参照】。働いていない理由としては、「障がいのため仕事ができる状態でない」の割合が約5割と高くなっていますが、一方で「仕事がみつからない」人もいるため、対策を講じる必要があります【85頁参照】。今後働きたいと思う人は、精神障がいのある人、難病患者でいずれも約6割と高く、また、全体的に3年前よりも就労意欲が高くなっています【86頁参照】。

また、就労や就労定着に向けた具体的な支援としては、「障がい（病状）に応じて短時間の就労などができること」が身体障がいのある人で約3割、精神障がいのある人、難病患者でいずれも約4割と高く、「職場の人たちが障がい（病状）のことを理解すること」が知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病患者でいずれも約3割とそれなりに高くなっています。柔軟な働き方や、障がいや病状への理解が求められています【87頁参照】。

仕事への不安については「特がない」を除くと、知的障がいのある人では、「いつ職場をやめさせられるか不安である」が約4割、精神障がいのある人、難病患者、身体障がいのある人では、「収入・手当が少ない」がそれぞれ5割、約3割、約2割と最も高くなっています。不安を解消する取り組みが求められています【88頁参照】。本市では、障がい者就業・生活支援センターで職場の障がい理解等の支援を行っていますが、認知度は知的障がいのある人で約4割、その他の障がいのある人では6割以上の方が「知らない、聞いたことがない」となっています【89頁参照】。存在や機能を周知し、活用を促進していく必要があります。

知的障がいのある人では、訓練施設、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護や地域活動支援センター等の福祉的就労をしている人も約4割と他の障がいのある人と比べて高くなっています【84頁参照】。障がいのある人が、その特性に応じて多様な福祉的就労の場を選択できることが求められています。

基本的方向

障がいのある人が障がいの特性や意向にあわせて就労が可能となるよう、関係機関と連携し、就労に関するきめ細かな支援を行います。また、多様な雇用の場が確保できるよう、民間企業への働きかけや福祉的就労の場の拡充等を進めます。

① 障がい者雇用の促進

② 福祉的就労の充実

成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020 年度 目標値
1	福祉施設※を退所し、一般就労した人の数（年間一般就労移行者数）	36 人	54 人
2	就労移行支援事業の利用者数	60 人	85 人
3	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	20%	50%
4	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	2,764 千円	5,000 千円
5	就労継続支援（B型）の平均月額工賃	13,562 円	20,000 円
6	就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率	—	80%

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

具体的な施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい者雇用の促進	ア 雇用や就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 障がいのある人を市役所の正規職員や臨時職員として採用します。 一般企業の受け皿拡大や充実を図ります。 地域自立支援協議会で雇用等の促進方法について検討します。
	イ 相談支援や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会が作成した「はたらくためのガイドブック」を周知します。 ハローワークとの連携を強化します。 ジョブコーチの活用を促進します。 障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化します。
	ウ 障がい者就労施設からの物品等調達	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援事業所等を紹介します。 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を作成し周知します。 調達実績をホームページで公表します。
② 福祉的就労の充実	ア 施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉施設整備補助を行います。
	イ 障がいのある人が作った物品の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> 元気ショップを実施します。
	ウ 工賃等の向上	<ul style="list-style-type: none"> 事業所への実地指導を行います。 就労継続支援事業所等を紹介します。 市の委託業務等と就労継続支援事業所とのマッチングを行います。 元気ショップを実施します。

6 生活環境

現状と課題

アンケート調査の結果では、今後、特に充実すべきだと考える障がいのある人の施策について、身体障がいのある人では「公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること」の割合が約3割となっており、公共施設などのバリアフリー化の推進は引き続き必要とされています【90頁参照】。

障がいのある人の住まいについて、今後の暮らしの希望ではいずれも「自宅」が約5割から約9割と最も高く、知的障がいのある人では「グループホーム」も約2割と他の障がいのある人と比べて高くなっています【66頁参照】。障がいのある人が地域で暮らし続けられるよう、住環境の整備に対する支援が求められています。

基本的方向

障がいのある人が安心した生活を実現できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

また、障がいのある人やその家族の意向を考慮し、地域で快適に暮らせる多様な住環境を整備します。

① 福祉のまちづくりの推進

② 住環境の整備

成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020 年度 目標値
1	市営住宅のバリアフリー化率	58.2%	65%

※市営住宅総合再生計画で、2025 年度の目標値を 75%と定めています。

具体的な施策

基本的方向	施策	取り組み
① 福祉のまちづくりの推進	ア 歩道や公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん歩行エリアを整備します。 ・バリアフリー新法重点整備地区を整備します。 ・公園を障がいのある人に配慮して整備します。
	イ 駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる駅やその周辺を障がいのある人に配慮して整備します。 ・市役所や出先機関を障がいのある人に配慮して整備します。
	ウ 「かすがいシティバス」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・付添人の運賃を減免します。
	エ 各種委員会や協議会等への委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会、協議会などの委員に福祉分野からの参画を進めます。
② 住環境の整備	ア 住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅総合再生計画に基づき住宅を整備します。
	イ 住宅改修費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がいのある人の住宅改修費を一部助成します。
	ウ グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉施設整備補助を行います。

7 情報アクセシビリティ

現状と課題

アンケート調査の結果では、福祉などの情報を得る方法は、「市の広報」の割合が約4割と高く、「新聞・雑誌・一般図書」も約2割となっています。また、知的障がいのある人では「施設や事業所」も約4割と高くなっています【92頁参照】。家族へのアンケート調査の結果では、障がい福祉サービスの利用方法やサービスの内容について「知らない」と「あまり知らない」の合計が約5割となっています【71頁参照】。障がい福祉制度は複雑であり障がいのある人本人や家族にとって非常に分かりにくくなっているため、理解しやすいかたちでの情報提供が必要です。

障がいのある人の意思疎通については、本市では手話通訳者や要約筆記者の派遣、ボランティアの育成等を行っています。今後も障がいのある人が円滑に意思疎通できるよう、人材の育成・確保をしていくことが求められています。

基本的方向

障がいの特性に合った情報提供や意思疎通支援ができるよう、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、ボランティア等の人材育成を図ります。

① 情報提供の充実

② 意思疎通支援の充実

成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020 年度 目標値
1	手話通訳者の派遣件数	412 件	500 件

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 情報提供の充実	ア 制度やサービス内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載します。 ・障がい福祉サービスガイド等を作成し配布します。
	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します。 ・音声コードの活用を促進します。
	ウ 分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体から意見を聴取します。
② 意思疎通支援の充実	ア 手話通訳者の設置と手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所に手話通訳者を設置します。 ・医療機関などへ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 各種ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・点訳奉仕員養成講座を開催します。 ・「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 ・手話奉仕員養成講座を開催します。 ・読み書き（代筆・代読）情報支援員養成講座を開催します。

8 防災・防犯

現状と課題

アンケート調査の結果では、災害時にひとりで避難できるかについて、知的障がいのある人で「ひとりでは避難できないと思う」の割合が約6割と高くなっています【93 頁参照】。一方で、災害時要援護者避難支援制度について、知っている人は1割前後と低くなっていますので、制度の必要性を周知することが求められています【94 頁参照】。

災害などの緊急事態に困ることについて、知的障がいのある人、障がいのある子どもで「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」がいずれも約7割と高く、身体障がいのある人、精神障がいのある人、難病患者で「一般的な避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい」がいずれも3割を超えており【95 頁参照】、障がいの特性に応じた配慮や備えが必要となります。

障がいのない人へのアンケート調査の結果では、災害時に障がいのある人の支援ができるかについて約5割の人が「できる」と回答しています【96 頁参照】。また、災害に備え地域で取り組むべきこととして、「近所での日頃からの協力体制づくり」が約4割と最も高く、支えあいの必要性を感じている人が多くなっています【97 頁参照】。今後、地域の住民が主体となった支え合いを進めていくことも大切です。

近年では、障がいのある人をねらった悪徳商法などの増加が見受けられます。障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、施設や地域での防犯体制の強化や、地域での障がいに対する理解促進、見守りの充実が求められています。

基本的方向

障がいのある人が安心、安全に生活ができるよう、防災訓練の実施、避難所の環境整備等、防災対策を充実します。

また、障がいのある人をねらった犯罪を防止できるよう、警察等と連携した注意喚起や、地域や関係機関等との日頃からの関係性づくりを進め、防犯体制を強化します。

- ① 防火・防災対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ② 防犯対策の充実

成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020 年度 目標値
1	災害時要援護者避難支援制度を知っている人の割合	10.7%	50%
2	災害時要援護者名簿に登録したい人の割合	26.7%	40%
3	災害時要援護者名簿の登録者数	973 人	1,500 人

具体的な施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 防火・防災対策の充実	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心情報ネットワークを活用します。 ・保護者向け緊急メール配信サービスを活用して周知します。
	イ 地域における災害時の支え合い、助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援マニュアル、災害時要援護者マップ作成マニュアルを区、町内会、自治会等に配布し活用を促します。
	ウ 災害時要援護者避難支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体研修会等の場を活用して周知します。
	エ 福祉施設における防火・防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模福祉施設での消防訓練を実施します。 ・小規模福祉施設関係者に対する講習会を開催します。
	オ 災害に強い地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練を実施します。 ・防災講話を開催します。 ・地域における市民防災マニュアル作成の手引きを配布します。 ・地域の防災訓練への参加を促進します。
	カ 避難所のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープを設置します。 ・災害用簡易組立トイレ（オストメイト対応）を設置します。 ・災害用簡易組立トイレ（車イス対応）を設置します。 <p>◎防災倉庫への聴覚障がい者支援セットの設置を検討します。</p>
	キ 要配慮者のための避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所について周知します。
	ク 防災会議への委員の登用	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に福祉分野から委員を登用します。
② 防犯対策の充実	ア 防犯知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯講話を開催します。 ・消費生活相談を実施します。
③ 見守り活動の充実	ア 見守り活動の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り連絡会議を開催します。 ・地域見守り活動に関する協定を水道、ガス、郵便局、銀行、新聞店などの民間事業所等と締結します。

9 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

2016（平成28）年に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人に対する差別のない社会が求められています。一方、2016（平成28）年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設で発生した殺傷事件は、障がいのある人や関係者だけでなく、日頃障がいのある人と関わる機会が少ない人にも大きな衝撃を与えました。

アンケート調査の結果では、普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりした経験については、「よくある」と「ときどきある」の合計の割合が知的障がいのある人、精神障がいのある人でいずれも約4割、障がいのある子どもで約5割と、多くの人にみられます【98頁参照】。また、障がいのない人でも、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについて「あると思う」と「少しあると思う」の合計が9割を超えています【99頁参照】。そのため、見た目に分かりにくい障がい等、多様な障がいについて今後一層理解を促進することが求められています。

障がいのある人の権利擁護や虐待防止について、2012（平成24）年に施行した障害者虐待防止法を「知らない、聞いたことがない」が約5割となっており、3年前とほとんど変わっていません【100頁参照】。また、障がいのない人で障害者虐待防止法の通報義務を知っている人についても約2割にとどまっているため【101頁参照】、同じく認知度が低い成年後見制度【102頁参照】や日常生活自立支援事業【103頁参照】と合わせ、より周知・啓発することが求められています。

基本的方向

障がいのある人への差別・偏見がなくなり、障がいのある人が地域で暮らすことができるよう、教育や交流を通じて障がいに対する市民の正しい知識の普及や定着を図ります。

また、意思決定支援など権利擁護のための制度の普及や障がい者虐待を防止する取り組みを進めます。

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実

- ② 権利擁護の推進
- ④ 地域福祉の推進

成績目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020年度 目標値
1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	94.8%	75%
2	障害者差別解消法を知っている人の割合	10.3%	30%
3	障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	6.3%	30%
4	成年後見制度を知っている人の割合	29.2%	40%
5	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	12.1%	40%

具体的な施策

◎は新規の取り組みです

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点	ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシにより周知します。 ・講演会を開催します。 ・障がい者週間や市のイベント等で周知します。
② 権利擁護の推進 重点	ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターを周知します。 ・高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開催します。 ・虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。 ・啓発チラシにより周知します。 ・講演会を開催します。 ・障がい者週間や市のイベント等で障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。 ・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。
	イ 意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援ガイドラインに基づき、意思決定支援の理解や普及を促進します。
	ウ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成研修を開催します。 ・成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。
	エ 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。

基本的方向	施策	取り組み
③ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。
	イ 交流学習等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 小中学校と特別支援学校の交流を行います。 けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。
④ 地域福祉の推進	ア 障がい理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者作品展を開催します。 障がい者週間啓発事業を実施します。 ◎保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。 ◎障がいのある人、高齢者、成年後見など各分野の相談業務を行うセンターを総合福祉センターに集約し、包括的な相談支援体制を構築します。

10 行政サービス等における配慮

現状と課題

2016（平成28）年に施行した障害者差別解消法により、行政機関においては「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務づけられました。本市では、職員対応要領を策定し、障がいのある人への適切な対応に努めています。

選挙における投票等、障がいのある人が自らの権利を円滑に行使できるよう、職員一人ひとりの対応や環境整備、行政サービスの分かりやすい案内など、多様な場面での合理的配慮が求められています。職員は、障がいに対する知識を習得するだけでなく、交流等を通じて配慮のある接し方等も身につける必要があります。

基本的方向

障がいのある人が行政サービスの利用等において適切な配慮を受けられるよう、各行政機関において職員対応要領を踏まえた対応を行います。そのために、障がいに対する理解を促す研修等を実施します。

また、選挙の投票等における障がいのある人に配慮した環境づくり、情報提供、意思疎通支援に取り組みます。

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮

成果目標

	項目	2016（H28）年度 実績値	2020 年度 目標値
1	全市職員のうち障がいの理解に関する研修※を受講した職員の割合	6.5%	20%

※障がいの理解に関する研修は、2015（平成27）年度以降の新規採用職員研修を対象とします。

具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。
	イ 窓口等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者を設置します。
	ウ アクセシビリティに配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します。 ・音声コードの活用を促進します。
② 選挙における配慮	ア 投票所における投票環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープを設置します。 ・点字器を設置します。 ・代理投票の適切な実施等に取り組みます。
	イ 不在者投票の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・指定病院等における不在者投票の適切な実施を促進します。 ・郵便等による不在者投票の適切な実施を促進します。



第5章 計画の推進



1 庁内関係機関の連携

この計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置づけられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関の連携

地域社会を構成する市民、障がい者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

3 広報・啓発活動の推進

障がいのある人に対する理解の促進を図るために、行政はもとより、企業、地域団体などの多様な主体との連携による広報・啓発活動を効果的に推進します。

また、障がい者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事やイベントなどを中心に、市民、障がい者福祉関係団体、ボランティア団体など幅広い層の参加による啓発活動を行い、障がいのある人を誰もが自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

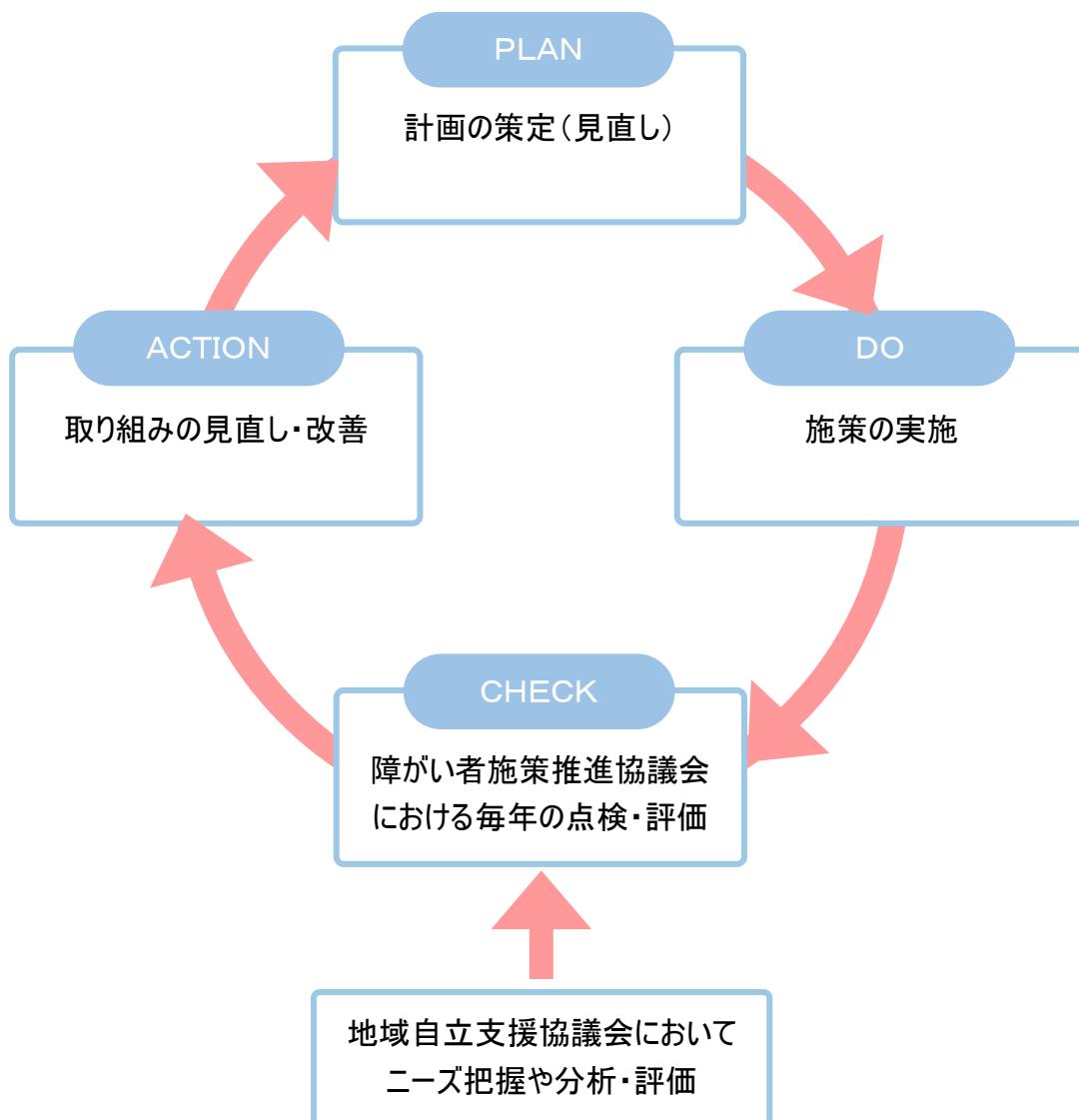
さらに、児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、情報提供やコーディネートなどを通じその活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

4 計画の進行管理

この計画は「PDCA サイクル」による「継続的改善」、「プロセス重視」の考え方を基本とし、障がい者施策推進協議会を定期的に開催することで、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、障がい者施策推進協議会と地域自立支援協議会において、情報を共有し、この計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。

図 「PDCAサイクル」のイメージ



資料編



I 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係る アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

障がい者総合福祉計画の改定にあたり、障がい者の日常生活、社会生活、障がい福祉サービスの利用状況及び今後の意向等について実態調査を行うとともに、障がいのない人に対して、障がい者への理解や意識等の調査を実施し、計画策定の基礎資料を得ることを目的とします。

(2) 調査の対象と方法

① 障がい者の暮らし・社会参加に関するアンケート調査

■ 調査に関する事項（各調査共通）

区分	内容
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	2016(平成 28)年 10 月 1 日現在
調査期間	2016(平成 28)年 10 月 14 日～平成 28 年 11 月 4 日

■ 対象者の抽出

(障がい者手帳所持者・福祉応援券受給者)

2016(平成 28)年 9 月 1 日現在

種類	年齢			合計
	17 歳以下	18～64 歳	65 歳以上	
身体障がい	181	2,579	6,770	9,530
知的障がい	695	1,363	78	2,136
精神障がい	73	1,603	510	2,186
難病患者	133	902	645	1,680
障がい福祉サービス支給決定者(手帳なし・児)	420	—	—	420
合計	1,502	6,447	8,003	15,952

(アンケート送付者)



対象者の抽出

区分	人数			備考
身体障がい・介助者	600	65歳以上	100	身体障がい及び難病等患者は、65歳以上の比率が高いため、18～64歳と65歳以上を分けて抽出し、統計処理をする。
知的障がい・介助者			450	
精神障がい・介助者			450	
障がい児・介助者	400(手帳所持:250+サービスのみ受給:150)			
難病患者・介助者	250	65歳以上	50	
小計(障がい)			2,300	
一般市民			700	3,000

■回収率

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童等	難病患者	家族	障がいのない人
配布数	700件	450件	450件	400件	300件	2,300件	700件
有効回収数	323件	196件	194件	202件	155件	1,070件	254件
有効回収率	46.1%	43.6%	43.1%	50.5%	51.7%	46.5%	36.3%

② 障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査**■調査に関する事項（各調査共通）**

区分	内容
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	2016(平成28)年10月3日現在
調査期間	2016(平成28)年10月18日～2017(平成29)年2月15日

■対象者の抽出

日中・居宅サービス利用者、グループホーム利用者、施設入所者に調査票を配布、回収して実施

■回収率

	日中・居宅サービス利用者	グループホーム利用者	施設入所者
配布数	473件	116件	146件
有効回収数	316件	75件	114件
有効回収率	66.8%	64.7%	78.0%

(3)調査結果の見方

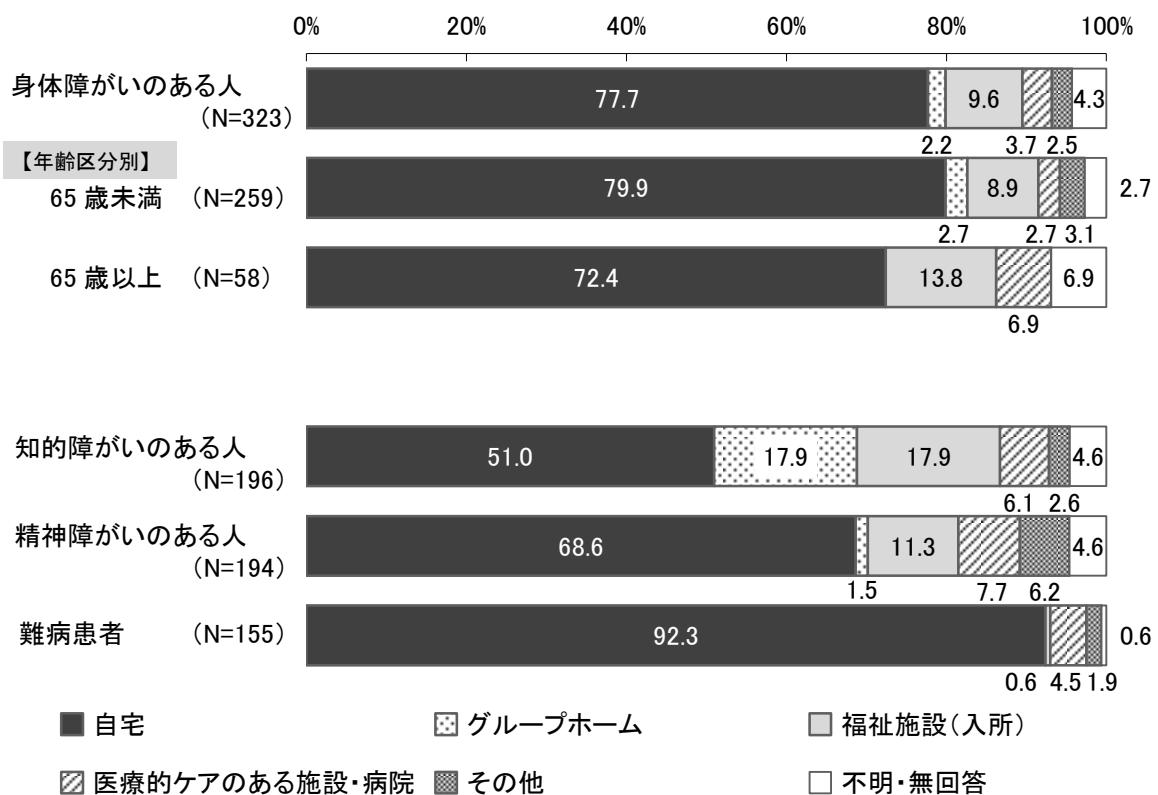
- 図表中の「N数 (number of case)」は集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を示しています。
- グラフ中の「%」は、小数第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問（1つだけに○をつけるもの）であっても合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合（いくつでも○をつけるものなど）は「N」に対する各選択肢の回答者数の割合を示しています。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- グラフ中の選択肢は、原則として調査票に記載された表現のまま記載しています。
- 調査結果を図表で表示していますが、グラフ以外のクロス集計の表は、「不明・無回答」「その他」を除いて高い割合の第1位と第2位のものに網掛けをしています。（第1位：濃い網掛けに白数字、第2位：薄い網掛けに黒数字）ただし、N数が1桁以下のものは網掛けをしていません。

II 調査結果

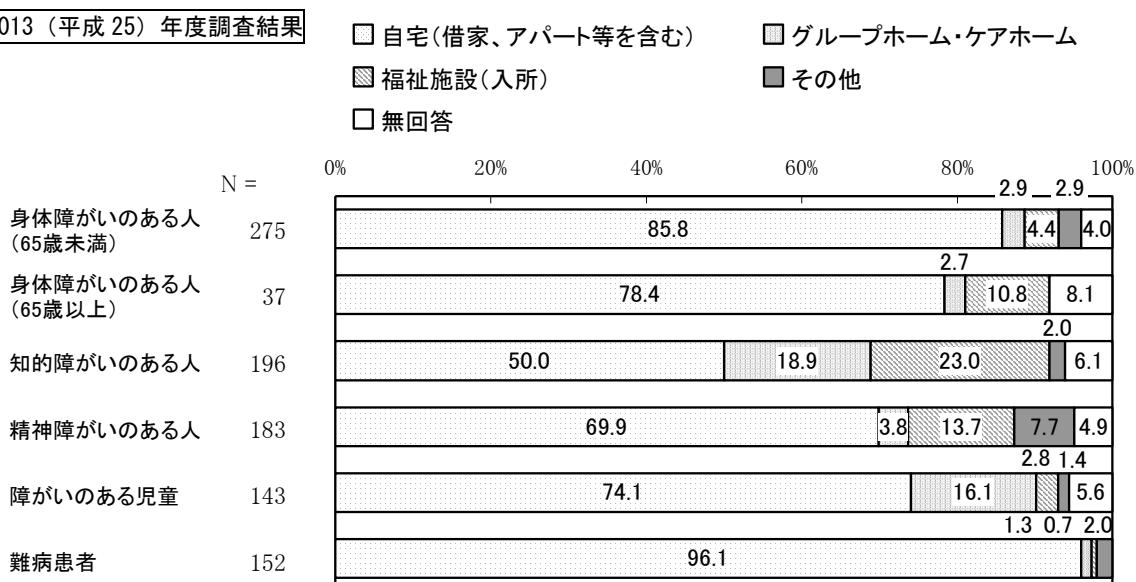
(1) 生活支援

問 将来どこでくらしたいですか。

障がいのある人すべてで「自宅」の割合が最も高くなっています。
なお、知的障がいのある人で「グループホーム」「福祉施設（入所）」の割合が他の障がいと比べて高くなっています。



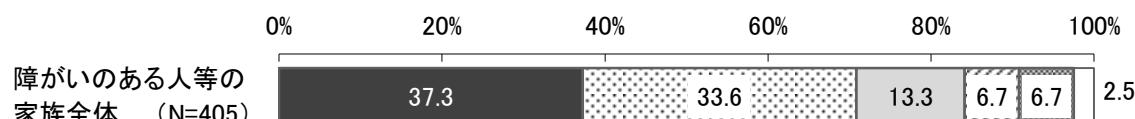
参考：2013（平成25）年度調査結果



問 今後、あなた(支援者)は、どのように支援していきたいと思いますか。

※「日常生活で家族の方などの支援が必要か」という設問で「支援が必要」と答えた方に聞きました

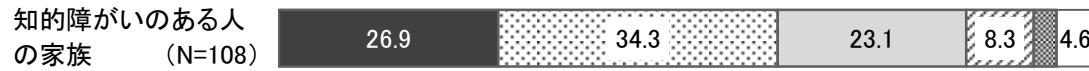
知的障がいのある人の家族で「自宅で福祉サービスや介護サービスを利用しながら支援していきたい」、その他の障がいのある人等の家族で「自宅で家族などを中心に支援していきたい」の割合が、それぞれ最も高くなっています。なお、身体障がいのある人及び知的障がいのある人の家族で「施設や病院などに入所・入院させたい」の割合がその他の障がいのある人等の家族と比べて高くなっています。



【障がい別】



【年齢区分別】



■ 自宅で家族などを中心に支援していきたい

▨ 自宅で福祉サービスや介護サービスを利用しながら支援していきたい

□ 施設や病院などに入所・入院させたい

▨ その他

▨ わからない

□ 不明・無回答

問 現在、生活をしていく上で支援がなくて困っていることはどのようなことですか。(複数回答)

「特にない」を除くと、身体障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者で「急に体調が悪くなったときの対応」、知的障がいのある人で「現金や預金通帳などの管理」の割合が最も高くなっています。

(単位：%)

区分	身体障がいのある人		知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病患者
	(65歳未満)	(65歳以上)			
有効回答数(件)	323	259	58	196	194
1位	特にない (55.1)	特にない (57.1)	特にない (50.0)	現金や預金通帳などの管理 (42.3)	特にない (36.1) 特にない (61.3)
2位	急に体調が悪くなった時の対応 (18.6)	急に体調が悪くなった時の対応 (18.1)	急に体調が悪くなった時の対応 (20.7)	銀行や郵便局・役所の利用 (37.8)	急に体調が悪くなった時の対応 (25.8) 急に体調が悪くなった時の対応 (21.3)
3位	電車・バスなど交通機関の利用 (13.3)	電車・バスなど交通機関の利用 (11.6)	電車・バスなど交通機関の利用 (20.7)	急に体調が悪くなった時の対応 (35.7)	話し相手・相談する相手 (23.2) 電車・バスなど交通機関の利用 (9.7)
4位	買い物 (9.6)	食事の準備や調理 (8.1)	買い物 (17.2)	部屋の掃除・整理整頓 (34.2)	部屋の掃除・整理整頓 (20.1) 日常の健康管理 (5.8)
5位	部屋の掃除・整理整頓 (8.4)	電話の利用 (8.1)	銀行や郵便局・役所の利用 (13.8)	食事の準備や調理 (31.1) 日常の健康管理 (31.1)	規則正しい生活 (20.1) 買い物 (5.2) 話し相手・相談する相手 (5.2)

参考：2013（平成25）年度調査結果

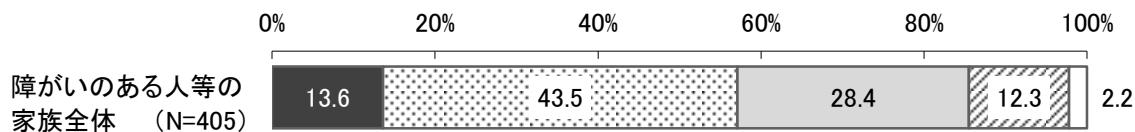
単位：%

	身体障がいのある人 (65歳未満)	身体障がいのある人 (65歳以上)	知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病患者
有効回答数(件)	275	37	196	183	152
1位	特にない (54.2)	特にない (43.2)	特にない (36.2)	特にない (36.1)	特にない (68.4)
2位	急に体調が悪くなったときの対応 (18.5)	急に体調が悪くなったときの対応 (16.2)	急に体調が悪くなったときの対応 (31.1)	急に体調が悪くなったときの対応 (27.3)	急に体調が悪くなったときの対応 (16.4)
3位	電車・バスなど交通機関の利用 (13.1)	電車・バスなど交通機関の利用 (16.2)	銀行や郵便局・役所の利用 (30.6)	近所の人との会話やつきあい (24.0)	日常の健康管理 (5.9)
4位	部屋の掃除・整理整頓 (9.8)	食事 (13.5)	現金や預金通帳などの管理 (27.6)	規則正しい生活 (22.4)	電車・バスなど交通機関の利用 (5.3)
5位	食事の準備や調理 (8.4)	食事の準備や調理 (13.5)	食事の準備や調理 (25.5)	部屋の掃除・整理整頓 (19.7)	部屋の掃除・整理整頓 (3.9)

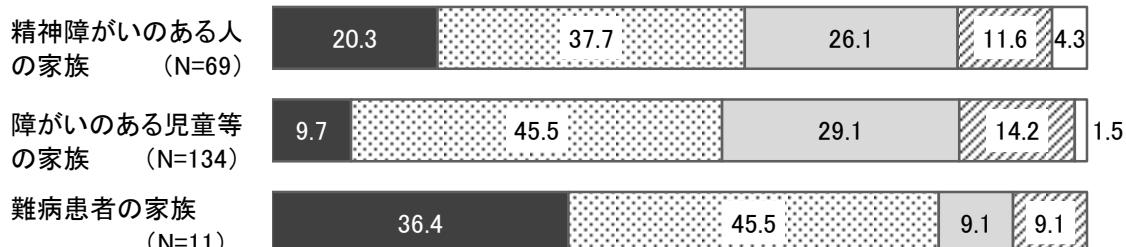
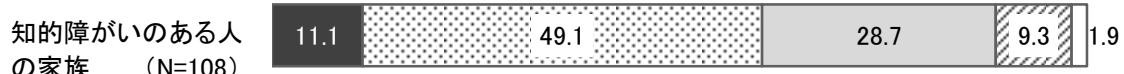
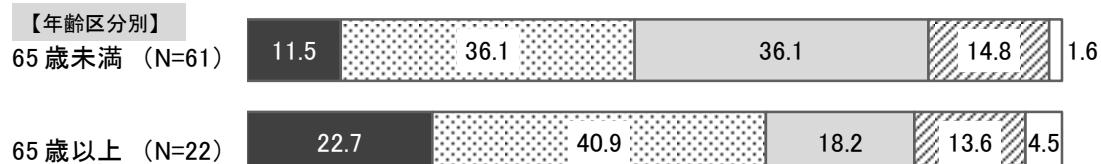
問 あなた(支援者)が宛名の方ご本人の支援について、負担に感じることはありますか。

※「日常生活で家族の方などの支援が必要か」という設問で「支援が必要」と答えた方に聞きました

「負担に感じている」(「大変負担に感じている」と「やや負担に感じている」の合計) の割合は障がいのある人等の家族すべてで5割を超えており、特に難病患者の家族は他の障がいのある人等の家族と比べて高くなっています。

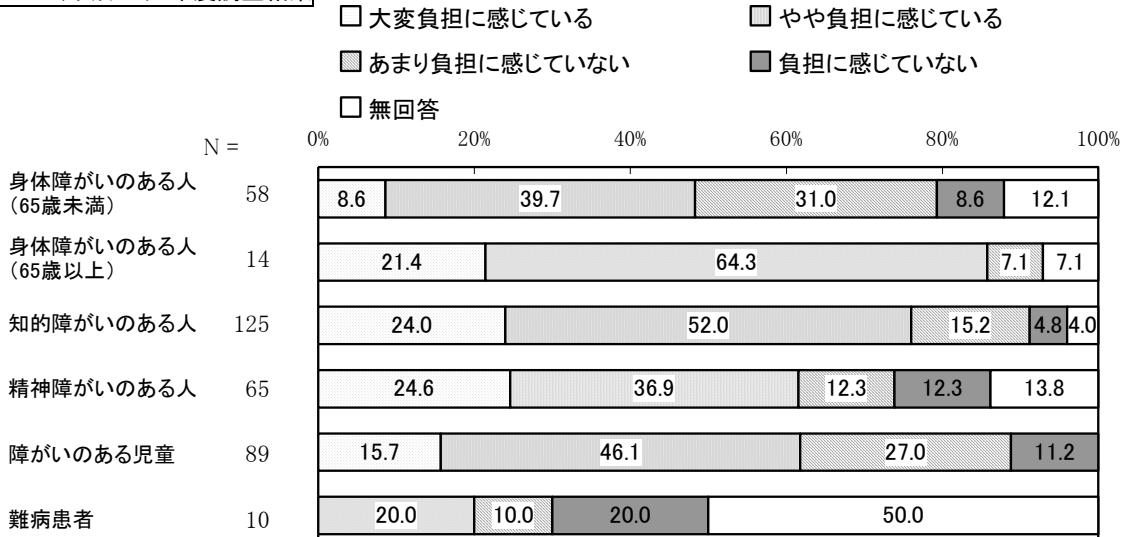


【障がい別】



■ 大変負担に感じている
□ やや負担に感じている
□ あまり負担に感じていない
□ 負担に感じていない
□ 不明・無回答

参考：2013（平成25）年度調査結果



問 あなた(支援者)が支援する上で困っていることは何ですか。(複数回答)

※「日常生活で家族の方などの支援が必要か」という設問で「支援が必要」と答えた方に聞きました

全体的には、「心身が疲れる」の割合が最も高く、次いで「必要な時に他の人に支援を頼めない」となっています。

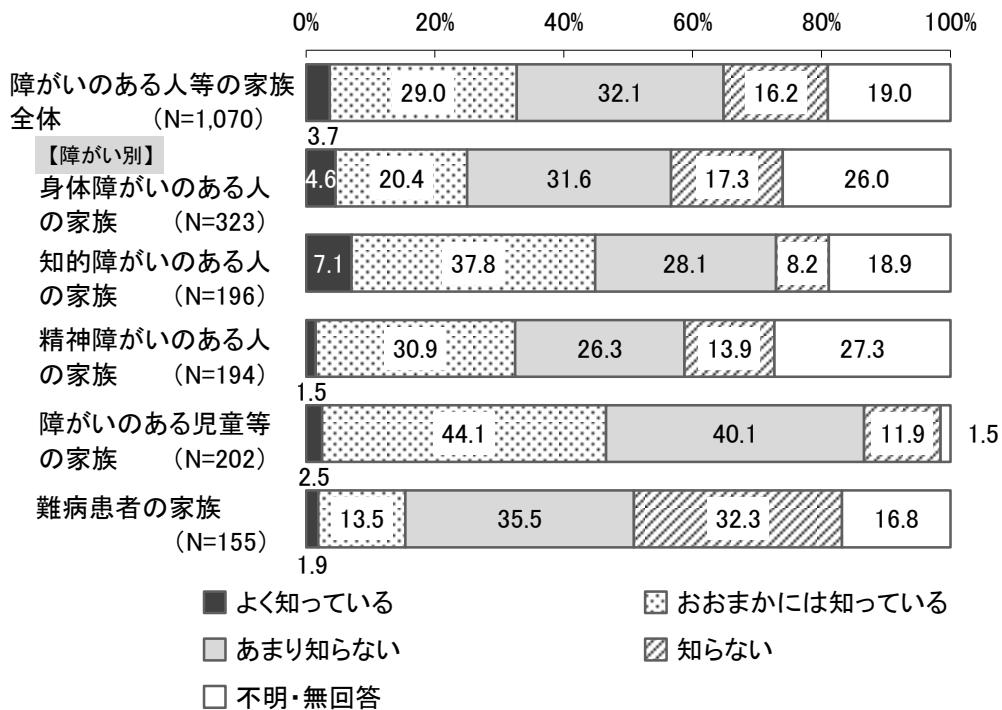
(単位 : %)

	身体障がいのある人の家族全体			知的障がいのある人の家族	精神障がいのある人の家族	障がいのある児童等の家族	難病患者の家族
		(65歳未満)	(65歳以上)				
有効回答数(件)	83	61	22	108	69	134	11
1位	心身が疲れる (49.4)	心身が疲れる (45.9)	心身が疲れる (59.1)	心身が疲れる (56.5)	心身が疲れる (49.3)	心身が疲れる (50.0)	心身が疲れる (72.7)
2位	特にない (32.5)	特にない (34.4)	必要な時に他の人に支援を頼めない (31.8)	必要なときに他の人に支援を頼めない (38.9)	特にない (27.5)	必要なときに他の人に支援を頼めない (38.8)	必要なときに他の人に支援を頼めない (27.3)
3位	必要なときに他の人に支援を頼めない (27.7)	必要な時に他の人に支援を頼めない (26.2)	特にない (27.3)	特にない (17.6)	必要なときに他の人に支援を頼めない (23.2)	特にない (25.4)	相談相手がない (27.3)
4位	外出できない (15.7)	外出できない (14.8)	外出できない (18.2)	外出できない (14.8)	外出できない (17.4)	外出できない (23.1)	外出できない (18.2)
5位	相談相手がない (10.8)	相談相手がない (9.8)	相談相手がない (13.6)	相談相手がない (9.3)	相談相手がない (15.9)	相談相手がない (10.4)	特にない (9.1)

問 あなたは、福祉サービスを利用するための方法やサービスの内容について、知っていますか。

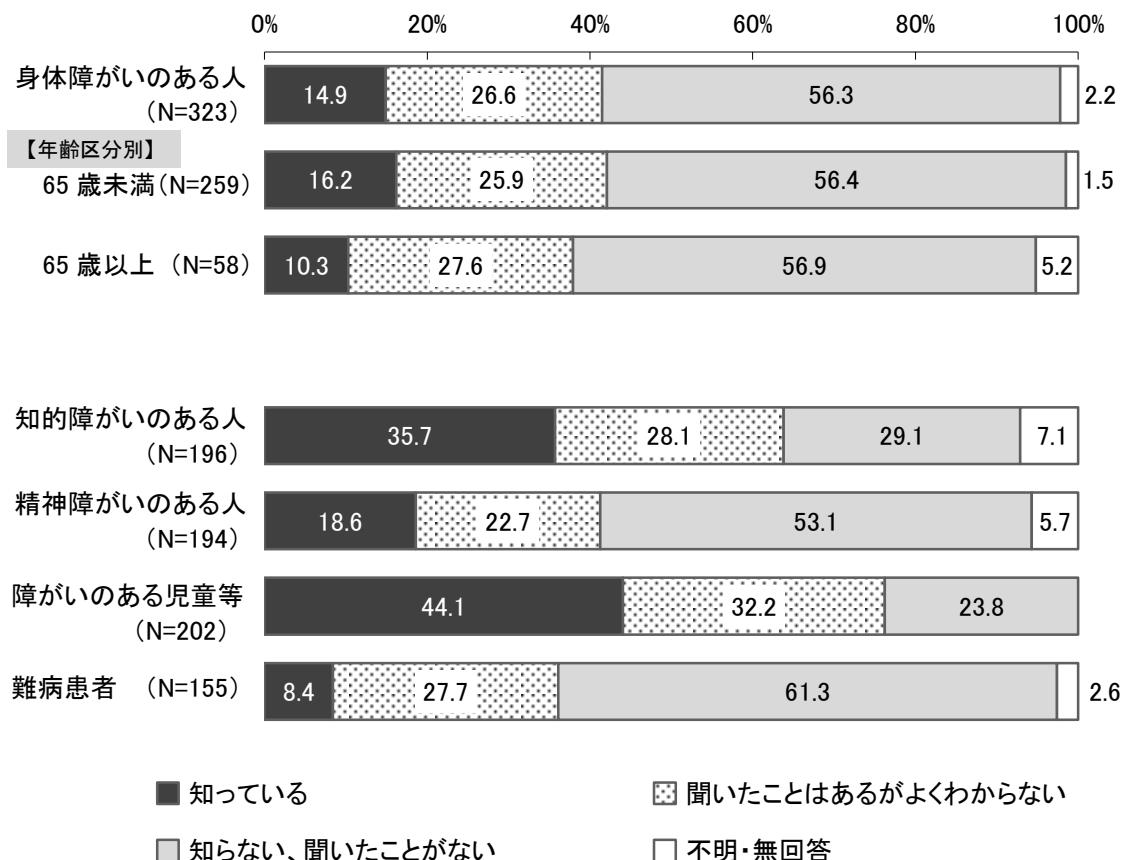
全体的には、「あまり知らない」「知らない」の合計の割合が5割弱となっています。

障がい別では、難病患者の家族で「あまり知らない」「知らない」の合計の割合が7割弱となっています。

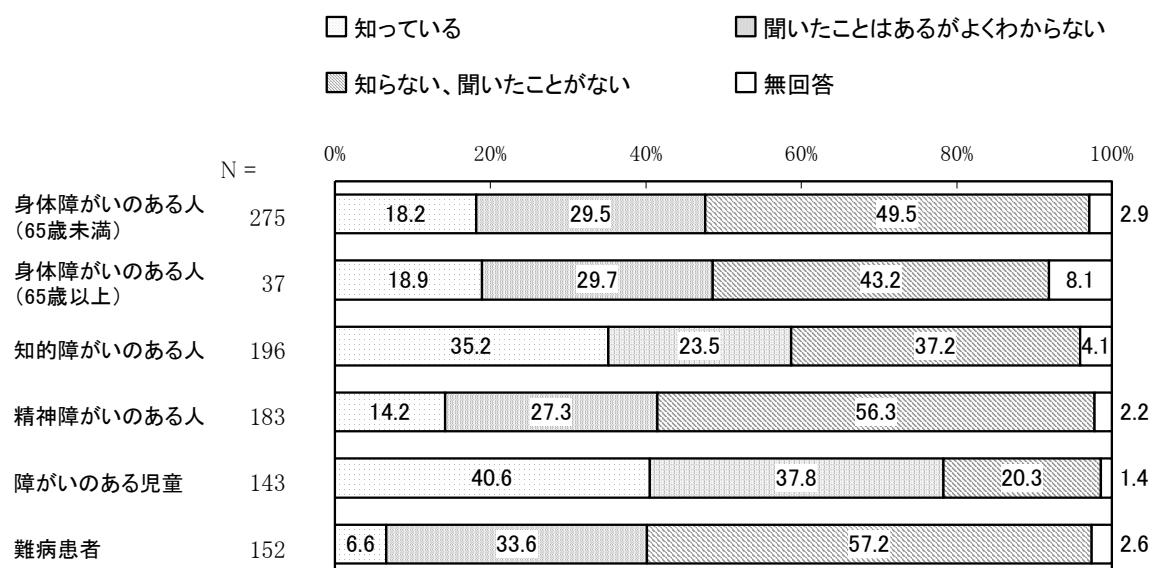


問 障がい者生活支援センター(春日苑、かすがい、JHN まるる、あっとわん)、基幹相談支援センター(しゃきょう)について知っていますか。

前回の調査と比較して、「知っている」の割合に大きな変化はありません。

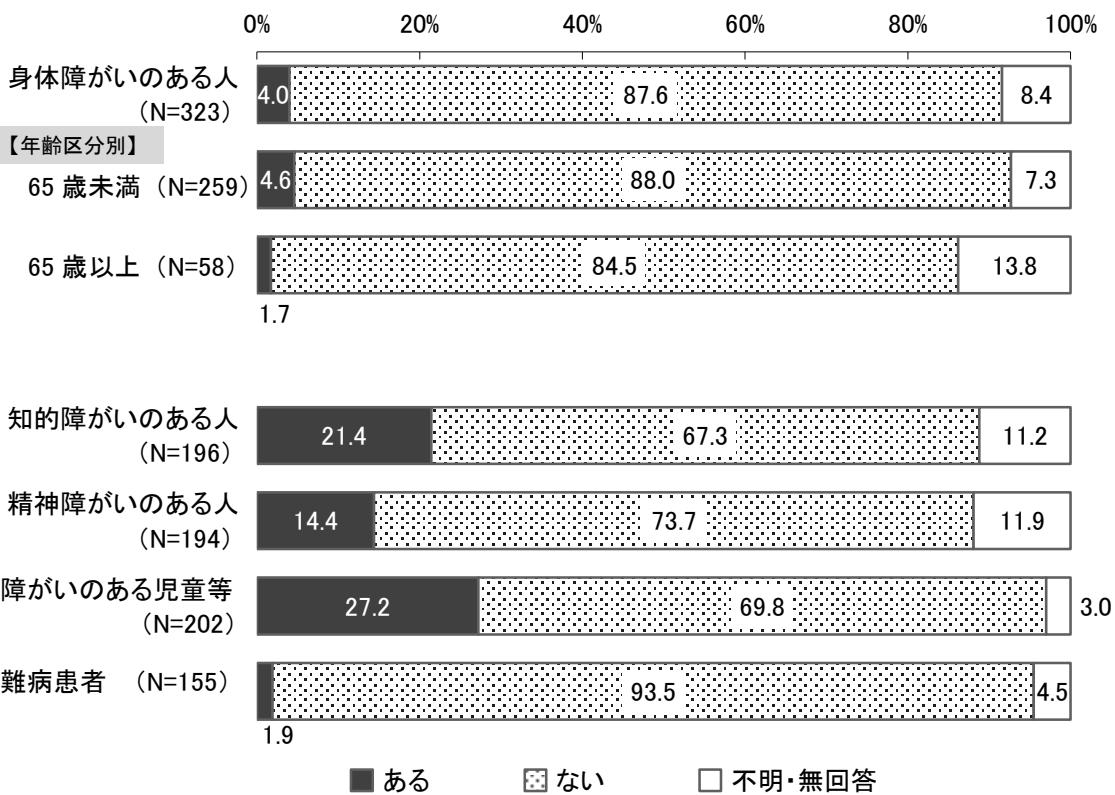


参考：2013（平成25）年度調査結果

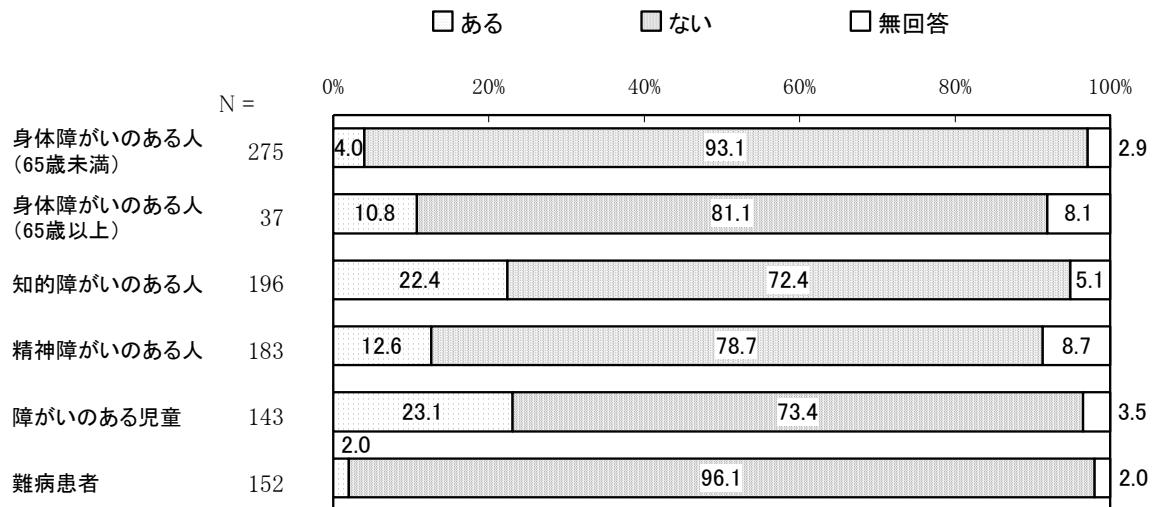


問 障がい者生活支援センターもしくは基幹相談支援センターに相談をしたことがありますか。

前回の調査と比較して、大きな変化はありません。



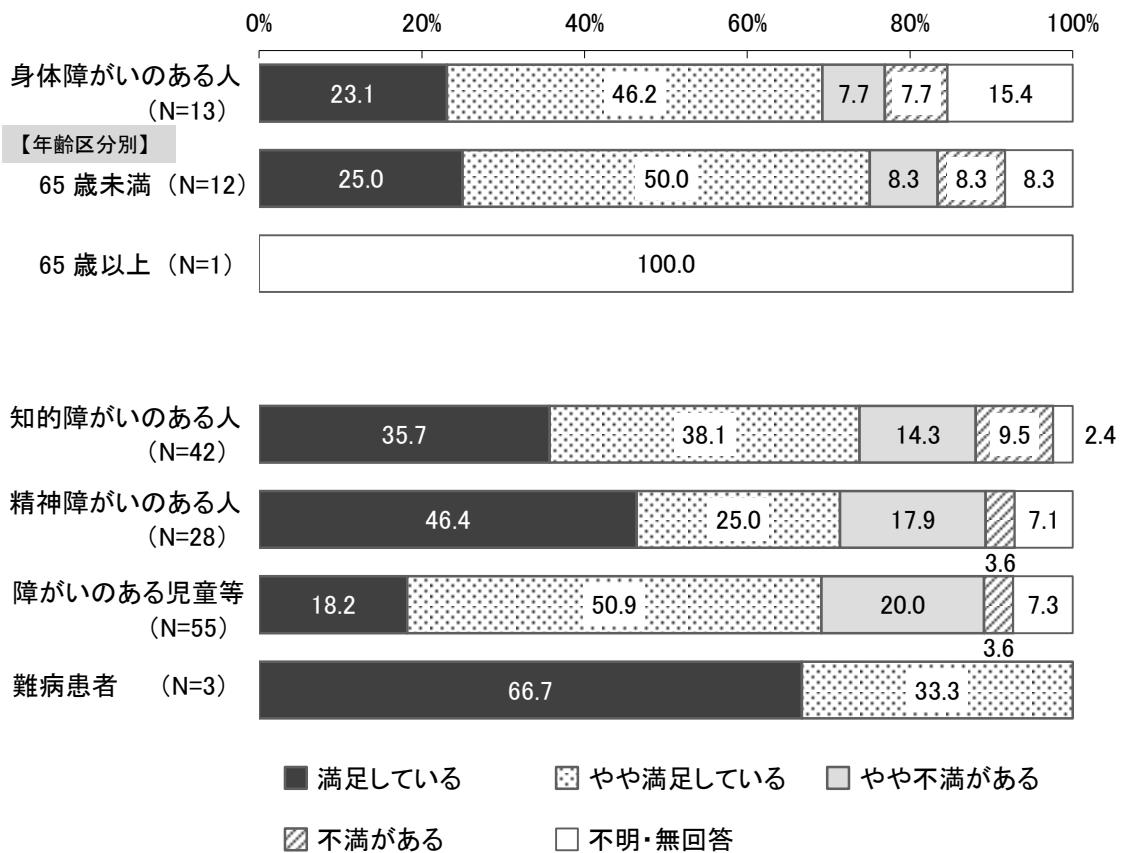
参考：2013（平成25）年度調査結果



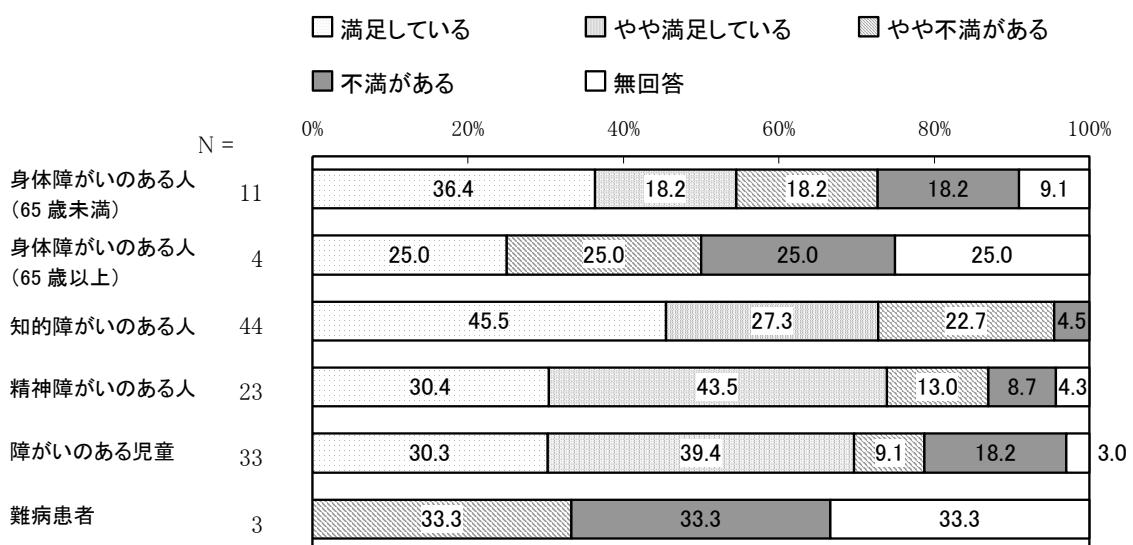
問 障がい者生活支援センター、基幹相談支援センターについて満足していますか。

※「障がい者生活支援センターもしくは基幹相談支援センターに相談をしたことがあるか」という設問で「ある」と答えた方に聞きました

前回の調査と比較して、「満足している」と「やや満足している」の合計の割合に大きな変化はありません。



参考：2013（平成25）年度調査結果



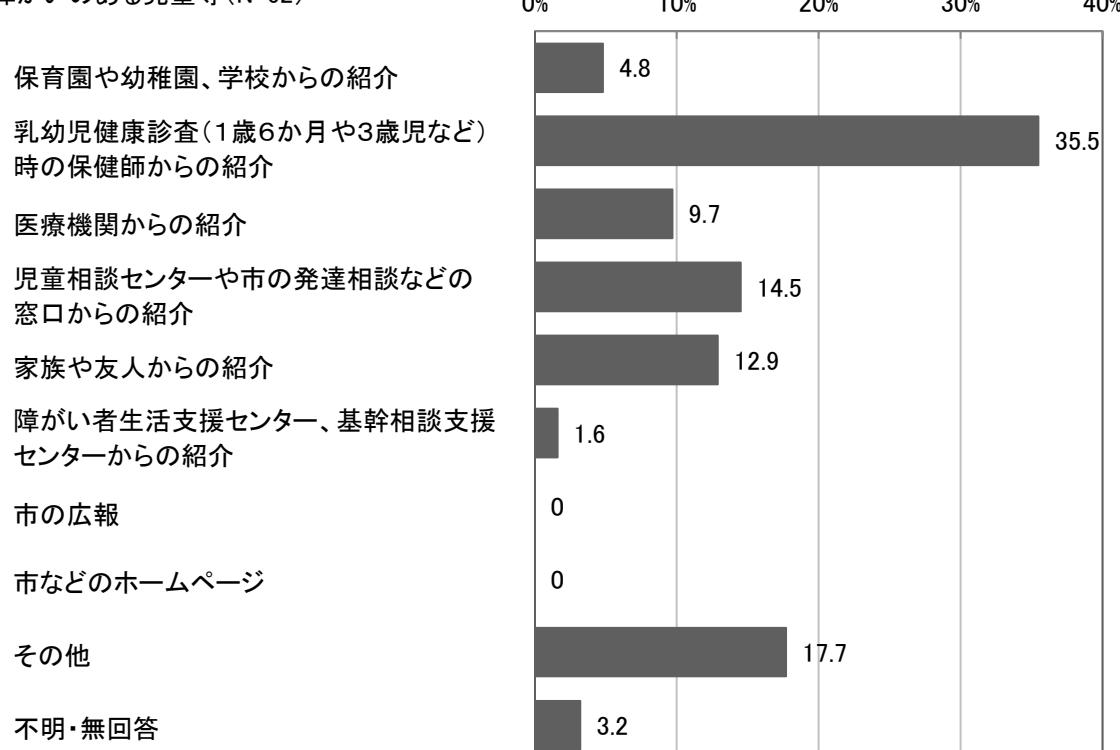
(2) 障がい児支援

問 児童発達支援を利用するきっかけは何でしたか。

※「障がい福祉サービスを利用しているか」という設問で児童発達支援を「利用している」と答えた方に聞きました

「乳幼児健康診査（1歳6か月や3歳児など）時の保健師からの紹介」の割合が最も高く、次いで「児童相談センターや市の発達相談などの窓口からの紹介」となっています。

障がいのある児童等(N=62)



問 次にあげる障がい福祉サービスを今後利用したいですか。

身体障がいのある人で「短期入所」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「移動支援・行動援護・同行援護」、知的障がいのある人で「地域活動支援センター」「短期入所」、精神障がいのある人で「居宅介護・重度訪問介護」「就労移行支援・就労継続支援A・B」、障がいのある児童等で「放課後等デイサービス」、難病患者で「短期入所」「居宅介護・重度訪問介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」の割合が高くなっています。

■ 「利用したい」と回答した方

(単位：%)

区分	有効回答数(件)	居宅介護・重度訪問介護	移動支援・行動援護・同行援護	短期入所	生活介護	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	地域活動支援センター	就労移行支援・就労継続支援A・B	グループホーム	意思疎通支援	訪問入浴	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	日中一時支援
身体障がいのある人	323	28.5	30.3	32.5	27.9	32.5	21.1	18.9	16.7	10.8	17.3				19.2
(65歳未満)	259	28.2	28.6	31.7	27.0	32.0	20.5	22.4	17.4	10.8	16.2				17.8
(65歳以上)	58	27.6	34.5	36.2	31.0	32.8	24.1	1.7	13.8	10.3	20.7				22.4
知的障がいのある人	196	25.5	36.2	39.3	30.1	32.7	40.3	35.2	36.2	3.1	7.7				31.6
精神障がいのある人	194	32.5	24.7	23.2	18.6	27.8	27.3	32.5	19.6	5.7	10.3				17.5
障がいのある児童等	202	12.4	29.2	27.2	15.3	30.2	34.2	43.6		2.5	5.0	44.1	58.4	20.3	31.2
難病患者	155	26.5	21.3	27.1	20.0	25.8		13.5	13.5						20.0

(3)保健・医療について

問 医療について、困ったことや不便に思ったことがありますか。(複数回答)

「特に困ったことはない」を除いて、知的障がいのある人及び精神障がいのある人で「障がい（疾病）のため症状を正確に伝えられない」、障がいのある児童等で「障がい（疾病）に配慮してもらえない」、難病患者で「医療費の負担が大きい・できない」の割合がそれぞれ他の障がい等と比べて高くなっています。

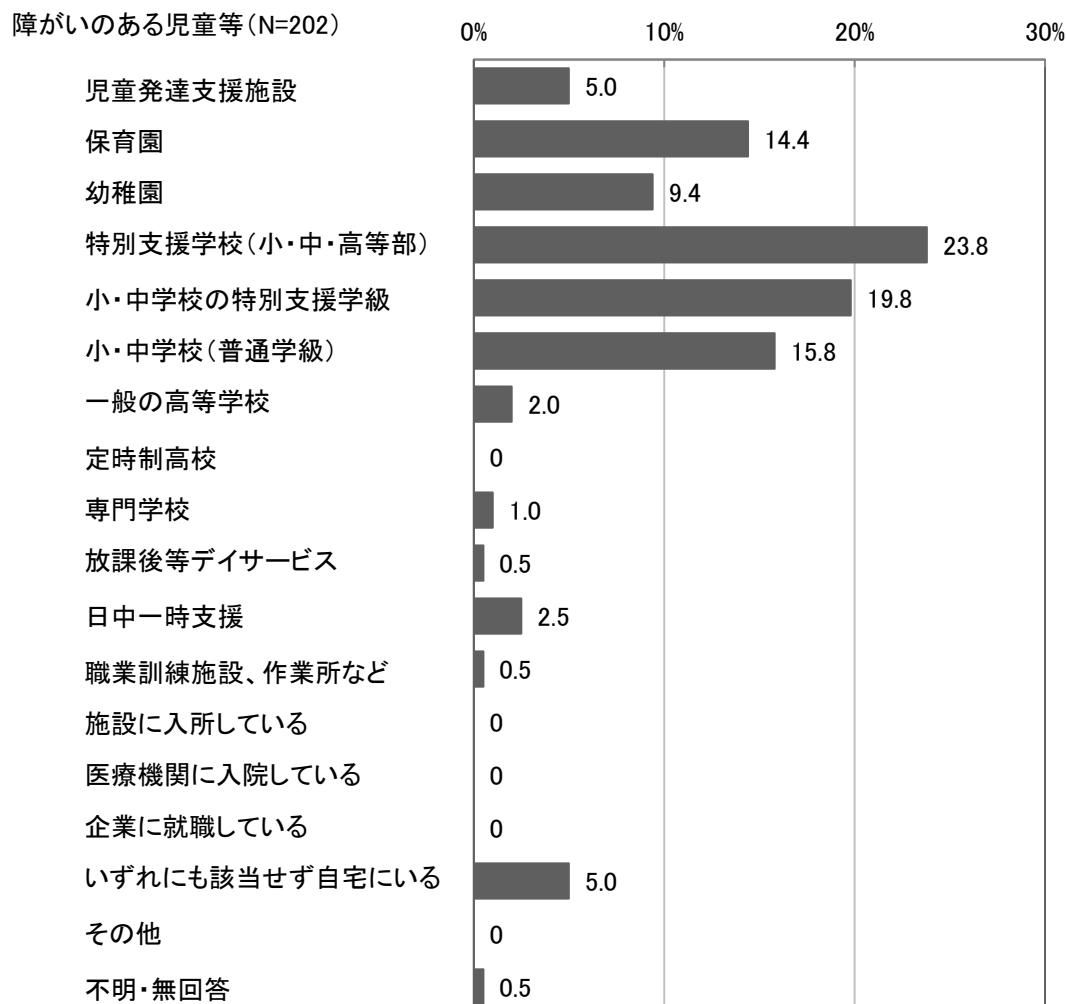
(単位：%)

区分	身体障がいのある人		知的障がい のある人	精神障がい のある人	障がいのある 児童等	難病患者	
	(65歳未満)	(65歳以上)					
有効回答 数(件)	323	259	58	196	194	202	155
1位	特に困った ことではない (61.6)	特に困った ことではない (63.3)	特に困った ことではない (51.7)	特に困った ことではない (48.0)	特に困った ことではない (40.7)	特に困った ことではない (47.5)	特に困った ことではない (48.4)
2位	障がい（疾 病）に配慮し てもらえない (8.4)	障がい（疾 病）に配慮し てもらえない (8.9)	気軽に往診 を頼める医 師がいない (10.3)	障がい（疾 病）のため症 状を正確に 伝えられな い (31.1)	障がい（疾 病）のため症 状を正確に 伝えられな い (25.3)	障がい（疾 病）に配慮し てもらえない (21.8)	医療費の負 担が大き い・できな い (33.5)
3位	医療費の負 担が大き い・できな い (8.0)	医療費の負 担が大き い・できな い (8.9)	障がい（疾 病）のため症 状を正確に 伝えられな い (10.3)	障がい（疾 病）に配慮し てもらえない (8.7)	医療費の負 担が大き い・できな い (19.1)	障がい（疾 病）のため症 状を正確に 伝えられな い (18.8)	障がい（疾 病）に配慮し てもらえない (5.8)
4位	障がい（疾 病）のため症 状を正確に 伝えられな い (7.1)	障がい（疾 病）のため症 状を正確に 伝えられな い (6.6)	障がい（疾 病）に配慮し てもらえない (6.9)	気軽に往診 を頼める医 師がいない (7.1)	障がい（疾 病）に配慮し てもらえない (12.4)	通院すると きに付き添 いをしてく れる人がい ない (7.9)	気軽に往診 を頼める医 師がいない (4.5)
5位	気軽に往診 を頼める医 師がいない (6.2)	通院すると きに付き添 いをしてく れる人がい ない (5.8)	医療費の負 担が大き い・できな い (5.2)	障がい（疾 病）が重度で いつも介護 を必要とす るため、入院 できな い (5.6)	気軽に往診 を頼める医 師がいない (10.8)	気軽に往診 を頼める医 師がいない (6.9)	通院すると きに付き添 いをしてく れる人がい ない (3.2)

(4)余暇活動について

問 現在のお子さんの主な日中の居場所について

「特別支援学校（小・中・高等部）」の割合が最も高く、次いで「小・中学校の特別支援学級」となっています。

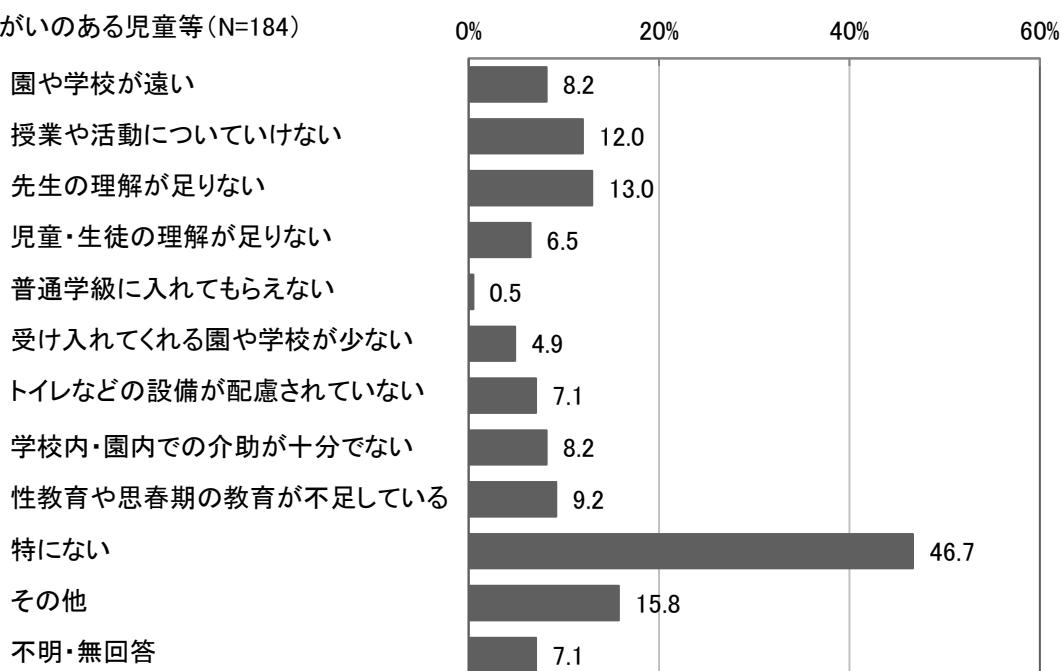


問 お子さんが困っていることは何かありますか。(複数回答)

※「現在のお子さんの主な日中の居場所はどこか」という設問で「通所・通園・通学している」と答えた方に聞きました

「特にない」「その他」を除くと、「先生の理解が足りない」の割合が最も高く、次いで「授業や活動についていけない」となっています。

障がいのある児童等(N=184)

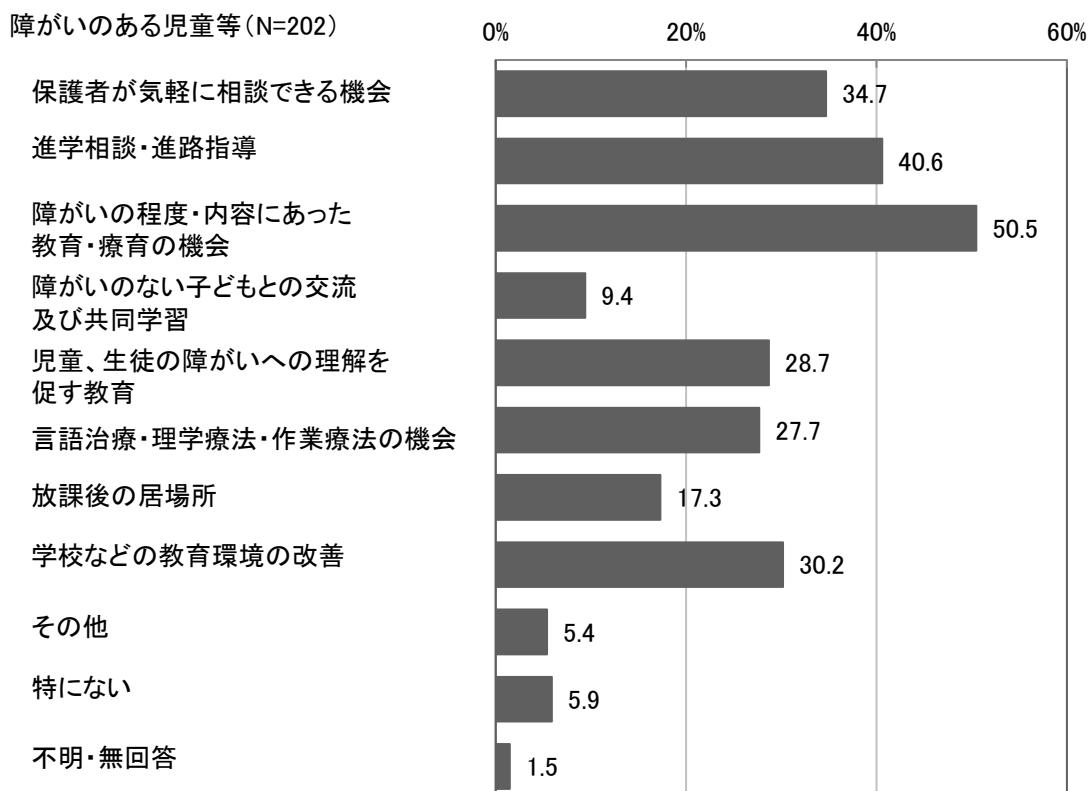


[主な「その他」の内容]

内容
医療的ケアや定期的に薬を飲むことが必要
学校の老朽化や施設が不十分、教室の不足

問 今後、障がいのある子どもの支援について、充実させてほしいものは何ですか。(複数回答)

「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」の割合が最も高く、次いで「進学相談・進路指導」となっています。なお、手帳は持っていない児童で「保護者が気軽に相談できる機会」の割合が手帳を持っている児童と比べて高くなっています。



【障がいのある児童等・手帳別クロス】

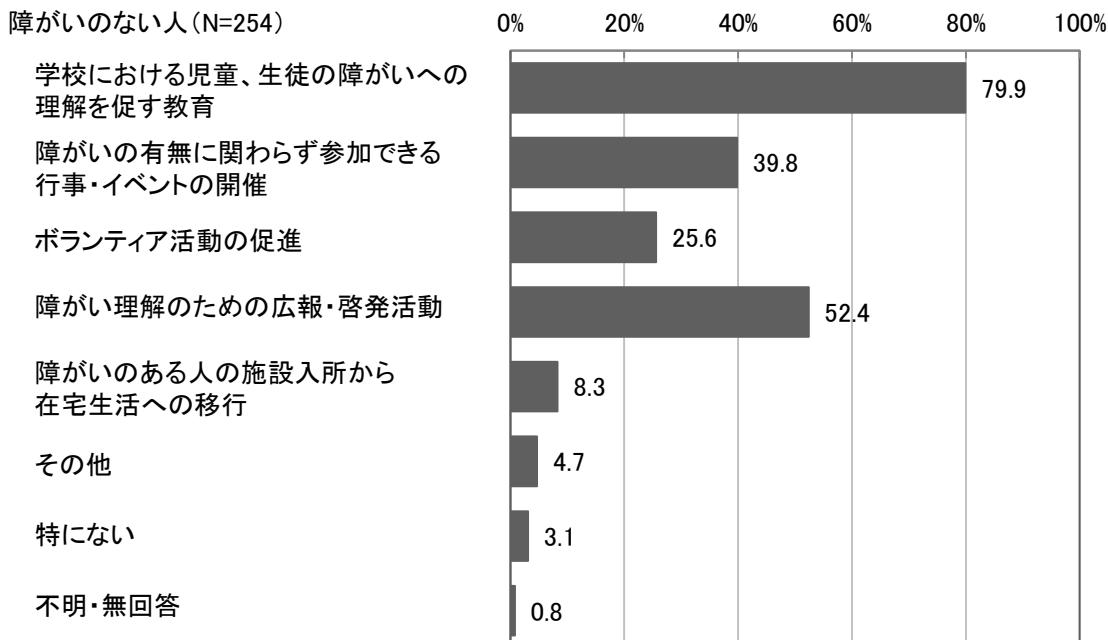
(単位 : %)

区分	る 機 会	保 護 者 が 気 軽 に 相 談 でき る 機 会	進 学 相 談 ・ 進 路 指 導	た 教 育 ・ 療 育 の 機 会	障 が い の 程 度 ・ 内 容 に あ つ た 交 流 及 び 共 同 学 習	障 が い の 不 い 子 ど も と の 交 流	解 を 促 す 教 育	児 童 ・ 生 徒 の 障 が い へ の 理 解	言 語 治 療 ・ 理 学 療 法 ・ 作 業	療 法 の 機 会	放 課 後 の 居 場 所	善 学校 な ど の 教 育 環 境 の 改 善	そ の 他	特 に な い	不 明 ・ 無 回 答
身体障がい者手帳 (N=19)	31.6	52.6	31.6	15.8	36.8	21.1	10.5	36.8	5.3	—	5.3				
療育手帳 (N=96)	28.1	40.6	54.2	14.6	30.2	36.5	15.6	35.4	6.3	3.1	1.0				
精神障がい者保健福祉手帳(N=8)	25.0	50.0	50.0	—	25.0	25.0	12.5	37.5	25.0	—	—				
手帳は持っていない (N=56)	48.2	35.7	44.6	1.8	30.4	14.3	21.4	23.2	7.1	10.7	—				

※障がい別には、「身体障がい者手帳」と「療育手帳」の重複者7名、「療育手帳」と「精神障がい者保健福祉手帳」の重複者2名をそれぞれ含みます。

問 あなたは、障がいのある人への理解を深めるために、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。(複数回答)

「学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育」の割合が最も高く、次いで「障がい理解のための広報・啓発活動」となっています。



問 自分の楽しみに使う時間をどのように過ごしていますか。(複数回答)

障がいのある人すべてで「テレビを見る」の割合が最も高く、次いで「買い物に行く」となっています。

(単位：%)

区分	身体障がいのある人		知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病患者
	(65歳未満)	(65歳以上)			
有効回答数(件)	323	259	58	196	194
1位	テレビを見る (63.2)	テレビを見る (62.5)	テレビを見る (67.2)	テレビを見る (65.3)	テレビを見る (49.0)
2位	買い物に行く (42.7)	買い物に行く (42.9)	買い物に行く (39.7)	買い物に行く (47.4)	買い物に行く (34.5)
3位	友人と会う (24.5)	友人と会う (26.3)	レストラン、喫茶店に行く (20.7)	ゲームをする (24.5)	友人と会う (22.7)
4位	レストラン、喫茶店に行く (16.4)	散歩をする (16.6)	友人と会う (17.2)	散歩をする (21.4)	散歩をする (19.6)
5位	散歩をする (15.8)	ゲームをする (16.2)	散歩をする (13.8)	ゲームをする (17.3)	散歩をする (16.1)
	読書をする (15.8)		読書をする (13.8)		レストラン、喫茶店に行く (16.1)

問 自分の楽しみに使う時間を、今後どのように過ごしたいですか。(複数回答)

全体的には、「旅行をする」「テレビを見る」「買い物に行く」の割合が高くなっています。

(単位：%)

区分	身体障がいのある人		知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病患者
	(65歳未満)	(65歳以上)			
有効回答数(件)	323	259	58	196	194
1位	テレビを見る (37.2)	旅行をする (36.3)	テレビを見る (46.6)	買い物に行く (39.8)	買い物に行く (32.5)
2位	買い物に行く (32.8)	テレビを見る (35.5)	買い物に行く (34.5)	テレビを見る (38.3)	友人と会う (32.0)
3位	旅行をする (31.9)	買い物に行く (32.8)	散歩をする (32.8)	旅行をする (26.5)	テレビを見る (31.4)
4位	友人と会う (22.6)	友人と会う (23.9)	レストラン、喫茶店に行く (20.7)	レストラン、喫茶店に行く (24.5)	旅行をする (23.7)
5位	散歩をする (21.1)	映画や演劇を見にいく (20.5)	友人と会う (17.2)	散歩をする (17.9)	運動をする (21.1)

(5)就業等について

問 現在の仕事などの状況について

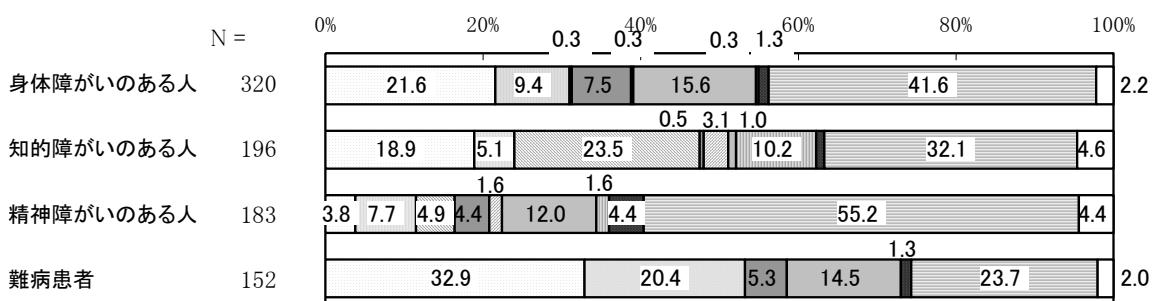
難病患者で「正社員として働いている」、その他の障がいのある人で「働いていない」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

(単位：%)

区分	正社員として働いている	パート・アルバイトで短時間の仕事をしている	自営業で働いている	職業の訓練施設に通っている、または就労移行支援を利用している	就労継続支援A型事業所を利用している	就労継続支援B型事業所を利用している	生活介護や地域活動支援センターで生産活動を行っている	自宅の家事をしている(主婦、夫、家の手伝い)	その他	働いていない	不明・無回答
身体障がいのある人 (N=323)	21.4	9.9	4.6	0.3	1.9	1.2	0.9	8.7	1.5	41.5	8.0
65歳未満 (N=259)	25.9	11.2	5.4	0.4	2.3	1.5	1.2	6.9	1.9	37.1	6.2
65歳以上 (N=58)	1.7	3.4	1.7	—	—	—	—	15.5	—	63.8	13.8
知的障がいのある人 (N=196)	7.7	14.8	—	2.6	6.1	19.4	12.8	2.6	1.0	25.0	8.2
精神障がいのある人 (N=194)	5.2	10.8	0.5	0.5	7.2	5.7	0.5	12.9	1.0	45.9	9.8
難病患者 (N=155)	33.5	20.0	0.6	—	0.6	—	—	13.5	1.3	24.5	5.8

参考：2013（平成25）年度調査結果

- 一般企業に就職している
- パート・アルバイトで短時間の仕事をしている
- 就労継続支援A・Bを利用している
- 自営業で働いている、家の仕事を手伝っている
- 職業の訓練施設に通っている、就労移行支援を利用している
- 自宅の家事をしている(主婦、家の手伝い)
- 生活介護を利用している、地域活動支援センターを利用している
- その他
- 働いていない
- 無回答



問 現在、働いていない理由は何ですか。

※現在の仕事などの状況について問う設問で「働いていない」と答えた方に聞きました

難病患者以外で「障がいのため仕事ができる状態でない」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

(単位 : %)

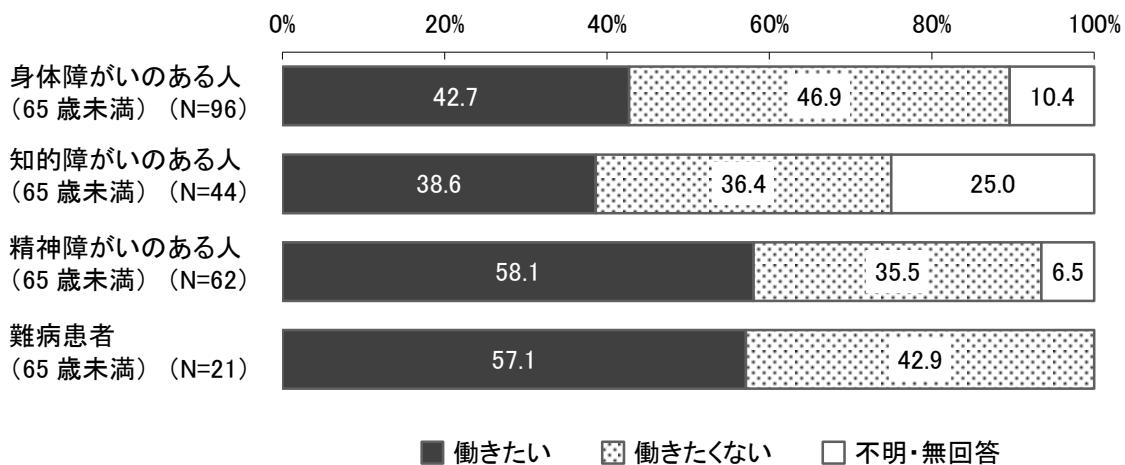
区分	学生	定年退職した	ない仕事がみつかから	でない事ができるため仕	障がいのため仕	に通っているや日中一時支援	病院のデイケア	いる施設に入所して	入院している、	その他	不明・無回答
身体障がいのある人 (N=134)	2.2	20.9	7.5	48.5	2.2	9.7	10.4	3.0			
65歳未満 (N=96)	3.1	12.5	9.4	57.3	2.1	7.3	9.4	3.1			
65歳以上 (N=37)	—	43.2	2.7	27.0	2.7	13.5	13.5	2.7			
知的障がいのある人 (N=49)	6.1	2.0	4.1	34.7	4.1	22.4	20.4	10.2			
精神障がいのある人 (N=89)	—	6.7	5.6	52.8	4.5	18.0	14.6	2.2			
難病患者 (N=38)	2.6	42.1	10.5	18.4	5.3	2.6	18.4	—			

※複数回答した人もいます

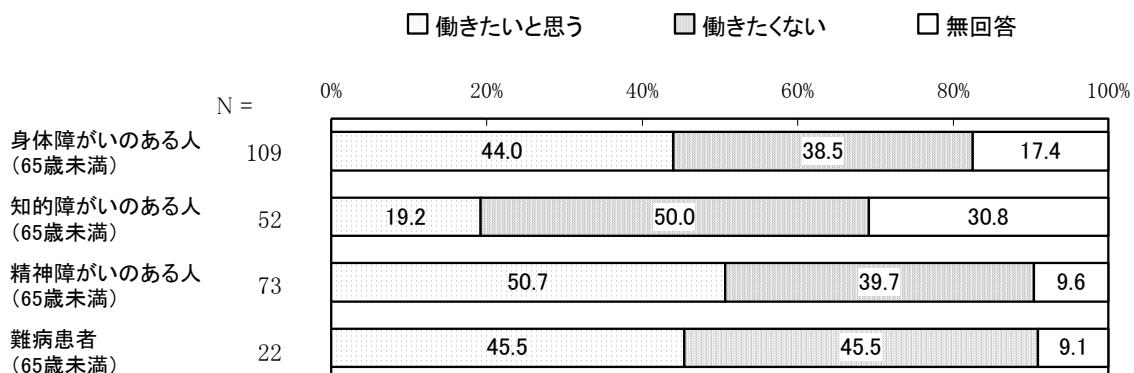
問 今後働きたいと思いますか。

※「現在、働いていない理由は何か」という設問で「働いていない」と答えた方で、年齢が65歳未満の方に聞きました

精神障がいのある人及び難病患者で「働きたい」の割合が6割弱と高くなっています。



参考：2013（平成25）年度調査結果



問 どのような支援や配慮があつたら働くと思いますか。(複数回答)

※「現在、働いていない理由は何か」という設問で「働いていない」と答えた方で、年齢が65歳未満の方に聞きました

知的障がいのある人で「職場の人たちが障がい(病状)のことを理解すること」、精神障がいのある人及び難病患者で「障がい(病状)に応じて短時間の就労などができること」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

(単位：%)

区分	や訓練 会社などで働くための指導	障がい(病状)に応じて短時間の就労などができること	職場に障がい(病状)に応じた設備があること	職場に障がい(病状)を理解すること	職場の人たちが障がい(病状)のこと理解すること	職場内で相談をする人がいること	通勤する方法や通勤の手助け(介助等)があること	仕事や職場に慣れるまで、付き添つて助けをする人がいること	仕事の悩みを相談できる専門的な施設や人がいること	仕事以外の悩み(生活リズムや体調の管理、給料の浪費)について相談できること	その他
身体障がいのある人 (65歳未満) (N=96)	7.3	28.1	17.7	20.8	11.5	11.5	6.3	5.2	5.2	6.3	
知的障がいのある人 (65歳未満) (N=44)	2.3	13.6	2.3	25.0	15.9	4.5	11.4	4.5	4.5	4.5	13.6
精神障がいのある人 (65歳未満) (N=62)	8.1	38.7	12.9	32.3	19.4	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	4.8
難病患者 (65歳未満) (N=21)	14.3	38.1	9.5	33.3	14.3	19.0	—	4.8	4.8	4.8	—

区分	特に必要ない	不明・無回答
身体障がいのある人 (65歳未満) (N=96)	29.2	19.8
知的障がいのある人 (65歳未満) (N=44)	20.5	29.5
精神障がいのある人 (65歳未満) (N=62)	17.7	8.1
難病患者 (65歳未満) (N=21)	33.3	9.5

問 現在の仕事について不安や不満はありますか。(複数回答)

※「現在の仕事などの状況」について「正社員、パート・アルバイト、自営業として働いている」と答えた方に聞きました

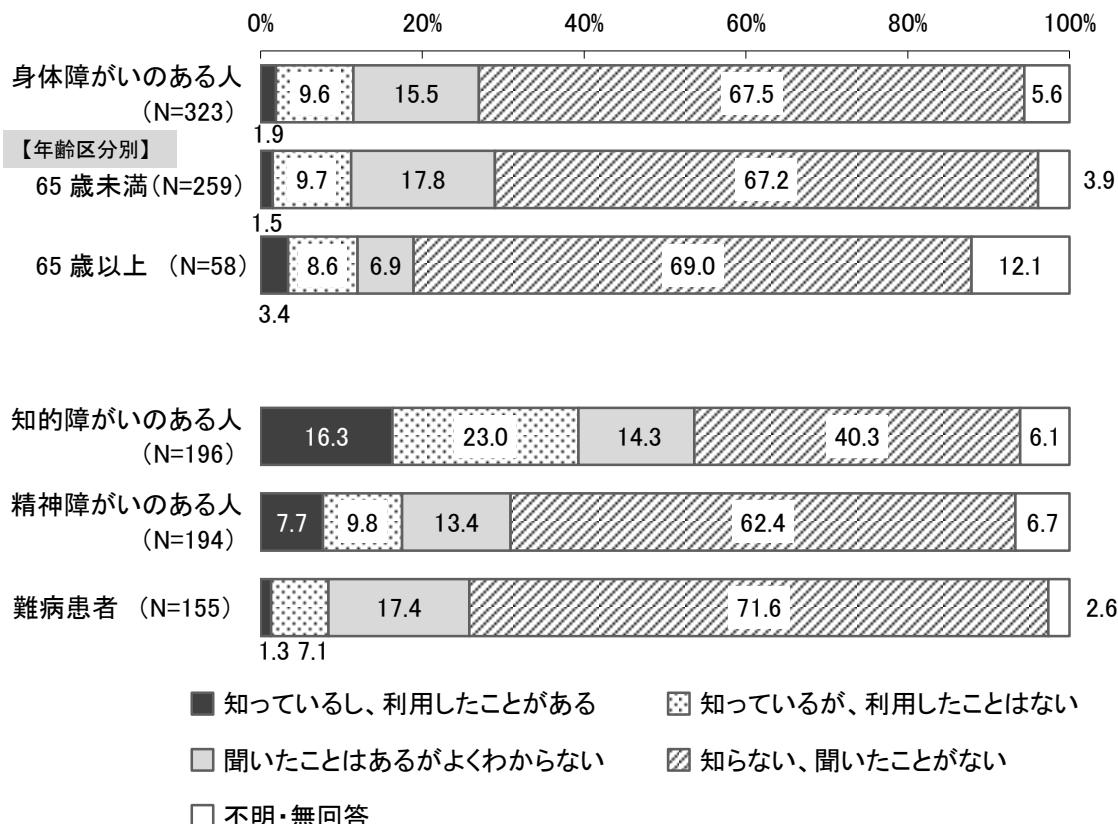
「特にない」を除くと、障がいのある人すべてで「収入・手当が少ない」の割合が高くなっています。なお、知的障がいのある人で「いつ職場をやめさせられるか不安である」、精神障がいのある人で「仕事以外の悩み（生活リズムや体調の管理、給料の浪費）が生じている」の割合がそれ他の障がいと比べて高くなっています。

(単位：%)

区分	身体障がいのある人		知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病患者
	65歳未満	65歳以上			
有効回答数(件)	116	110	4	44	32
1位	特にない (42.2)	特にない (40.9)	特にない (100.0)	いつ職場をやめさせられるか不安である (36.4)	収入・手当が少ない (50.0)
2位	収入・手当が少ない (23.3)	収入・手当が少ない (24.5)	—	特にない (34.1)	仕事以外の悩み（生活リズムや体調の管理、給料の浪費）が生じている (25.0)
3位	職場の設備が整っていない (バリアフリーになっていないなど) (13.8)	職場の設備が整っていない (バリアフリーになっていないなど) (13.6)	—	収入・手当が少ない (25.0)	いつ職場をやめさせられるか不安である (21.9)
4位	勤務時間が長い (12.9)	勤務時間が長い (12.7)	—	職場で障がい（病状）に対する理解が進んでいない (18.2)	職場まで通うのが大変 (18.8)
5位	いつ職場をやめさせられるか不安である (10.3)	いつ職場をやめさせられるか不安である (10.0)	—	職場まで通うのが大変 (15.9)	毎日働くことができない (18.8)
				職場の人と仲良くできない (15.9)	特にない (10.7)
				職場に相談する人がいない (15.9)	いつ職場をやめさせられるか不安である (8.3)

問 就業・生活支援センター(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)について知っていますか。また、利用したことはありますか。

障がいのある人すべてで「知らない、聞いたことがない」の割合が最も高くなっています。なお、知的障がいのある人で「知っているし、利用したことがある」の割合が他の障がいと比べて高くなっています。



(6)生活環境について

問 今後、特に充実すべきだと考える難病患者を含む障がい者の施策について(複数回答)

災害時の避難体制に関すること、就労支援に関すること、医療費の負担軽減に関することが上位となっています。

(単位：%)

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童等	難病患者	障がいのない人
有効回答数(件)	323	196	194	202	155	254
1位	障がいのある人が災害時の避難で困らないような体制をつくること (38.1)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人や施設の数を増やすこと (43.9)	障がいのある人が負担する医療費を減らすこと (40.2)	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に發揮することができるよう、就労を支援すること (59.9)	障がいのある人が負担する医療費を減らすこと (64.5)	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に發揮することができるよう、就労を支援すること (61.0)
2位	障がいのある人が負担する医療費を減らすこと (28.5)	障がいのある人が災害時の避難で困らないような体制をつくること (39.8)	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に發揮することができるよう、就労を支援すること (30.9)	障がいのある人が災害時の避難で困らないような体制をつくること (34.7)	障がいのある人が身近な病院や診療所で検診や検査を受けることができるようになること (31.0)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人や施設の数を増やすこと (44.9)
3位	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に發揮することができるよう、就労を支援すること (28.2)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の支援や施設の設備の質を高めること (37.8)	障がいのある人にに対する差別をなくすこと (28.9)	障がいのある人にに対する差別をなくすこと (34.7)	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に發揮することができるよう、就労を支援すること (30.3)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の支援や施設の設備の質を高めること (37.8)
4位	公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること (27.2)	障がいのある人が適性に応じて能力を十分に發揮することができるよう、就労を支援すること (36.7)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人や施設の数を増やすこと (27.8)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の支援や施設の設備の質を高めること (34.2)	障がいのある人が災害時の避難で困らないような体制をつくること (29.0)	障がいのある人にに対する差別をなくすこと (37.8)

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童等	難病患者	障がいのない人
5位	障がいのある人が身近な病院や診療所で検診や検査を受けることができるようすること (25.4)	障がいのある人に対する差別をなくすこと (30.1)	障がいのある人が災害時の避難で困らないような体制をつくること (26.8)	可能な限り障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒と共に学ぶことができるようにすること (33.2)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の支援や施設の設備の質を高めること (25.8)	可能な限り障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒と共に学ぶことができるようにすること (37.4)

(7)情報の入手手段等について

問 福祉などの情報(県や市が行う福祉サービスやイベント、法律・制度のことなど)を得る手段はどれですか。(複数回答)

全体的には、「市の広報」の割合が高くなっています。知的障がいのある人で「施設や事業所」の割合が高くなっています。

(単位：%)

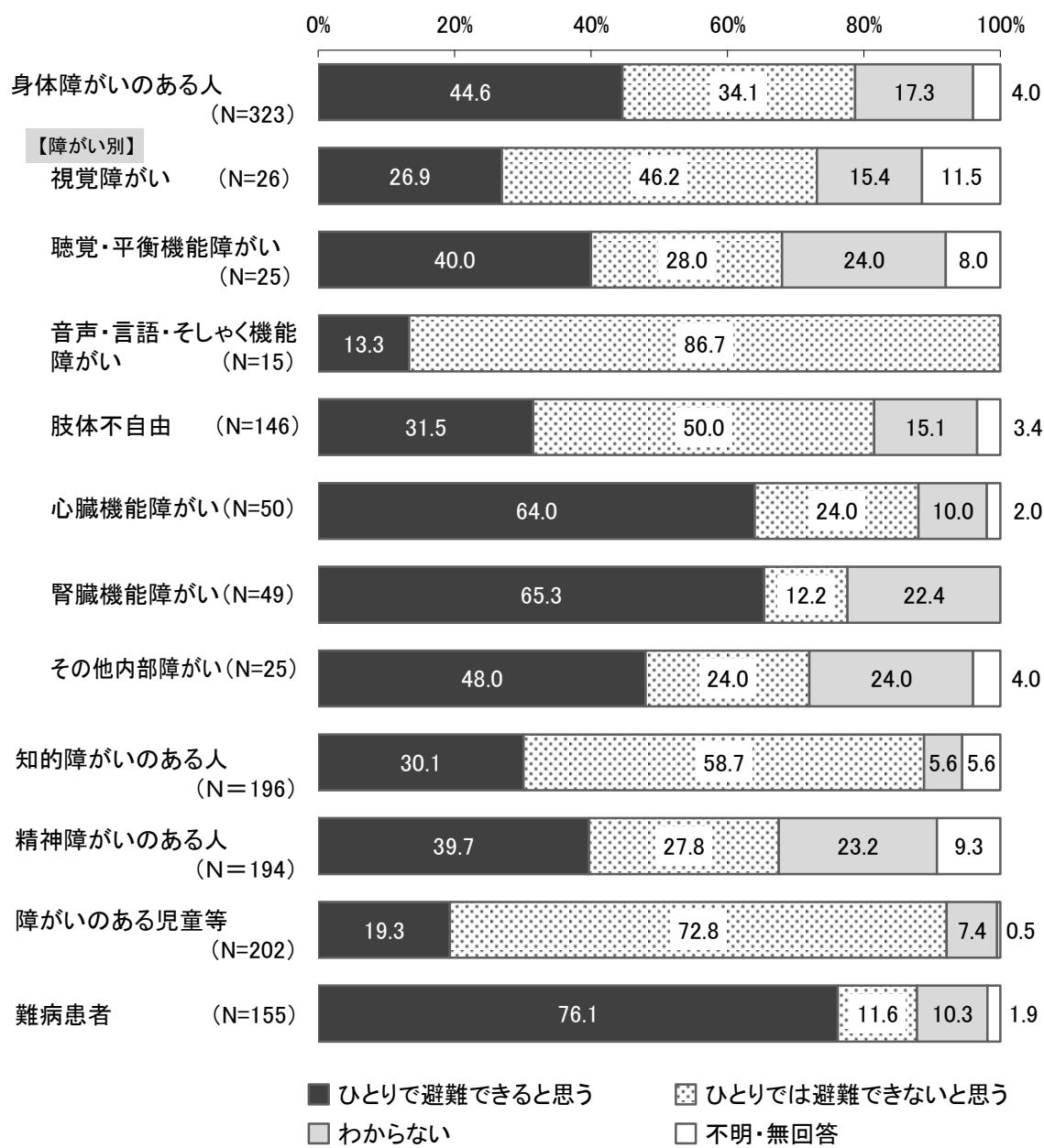
区分	身体障がいのある人			知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童等	難病患者	障がいのない人
	(65歳未満)	(65歳以上)						
有効回答数(件)	323	259	58	196	194	202	155	254
1位	市の広報 (39.6)	市の広報 (39.4)	市の広報 (41.4)	施設や事業所 (42.3)	市の広報 (28.4)	市の広報 (44.6)	市の広報 (49.0)	市の広報 (59.4)
2位	新聞・雑誌・一般図書 (27.9)	新聞・雑誌・一般図書 (28.2)	新聞・雑誌・一般図書 (29.3)	市の広報 (28.6)	特にない (20.6)	家族・友人 (28.2)	新聞・雑誌・一般図書 (31.6)	テレビ (40.2)
3位	テレビ(一般放送) (21.4)	パソコン (23.9)	区・町内会・自治会の回覧板 (20.7)	家族・友人 (23.0)	新聞・雑誌・一般図書 (19.1)	施設や事業所 (27.7)	パソコン (22.6)	インターネット (31.5)
4位	パソコン (20.4)	テレビ(一般放送) (22.0)	テレビ(一般放送) (19.0)	新聞・雑誌・一般図書 (16.8)	テレビ(一般放送) (17.5)	携帯電話・スマートフォン (25.7)	携帯電話・スマートフォン (21.3)	区・町内会・自治会の回覧板 (31.1)
5位	特にない (14.9)	携帯電話・スマートフォン (15.8)	特にない (13.8)	特にない (15.8)	家族・友人 (16.0)	パソコン (22.3)	特にない (14.8)	新聞・雑誌・一般図書 (30.3)

※障がいのない人は選択肢が異なります。

(8) 災害など緊急事態の対応について

問 自宅にいるときに地震などの災害が起こった場合、ひとりで避難場所まで避難できると思うますか。

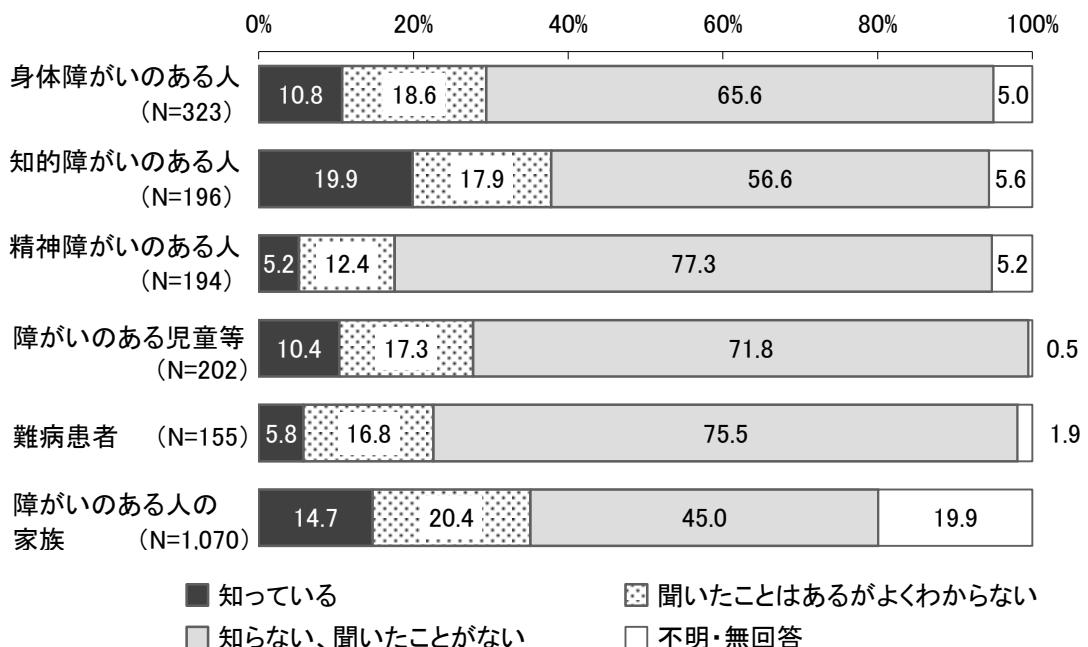
身体障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者で「ひとりで避難できると思う」、知的障がいのある人及び障がいのある児童等で「ひとりでは避難できないと思う」の割合が最も高くなっています。なお、身体障がいのある人のうち視覚障がいのある人、音声・言語・そしゃく機能障がいのある人及び肢体不自由の人で「ひとりでは避難できないと思う」の割合が高くなっています。



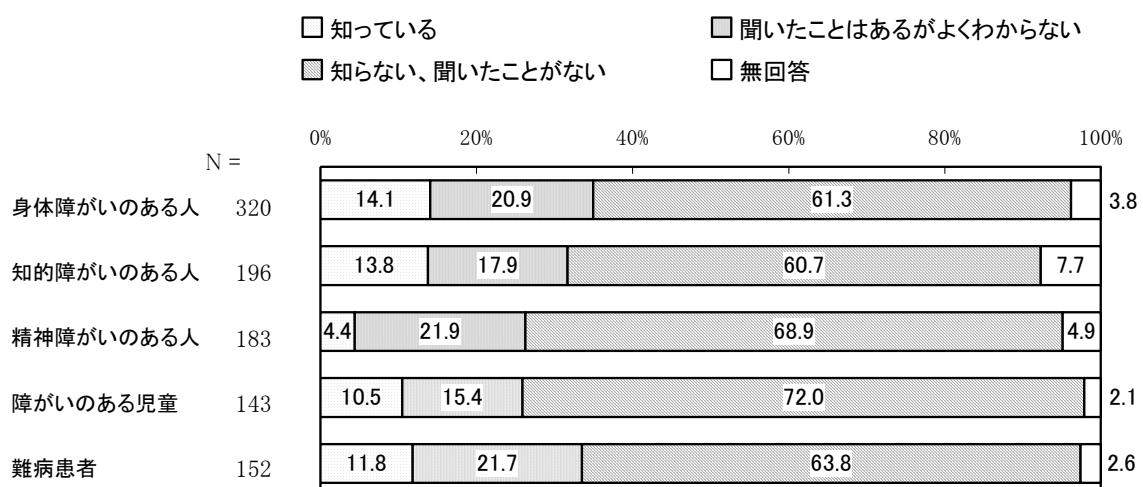
問 春日井市の災害時要援護者避難支援制度を知っていますか。

障がいのある人等及びその家族すべてで「知らない、聞いたことがない」の割合が最も高くなっています。

なお、知的障がいのある人で「知っている」の割合が他の障がい等と比べて高くなっています。



参考：2013（平成25）年度調査結果



問 地震などの災害が起こったときに困ると思うことは何ですか。(複数回答)

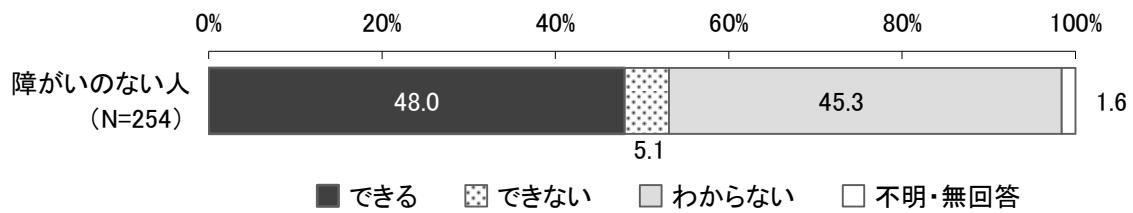
身体障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者で「一般の避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい」、知的障がいのある人及び障がいのある児童等で「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」の割合がそれぞれ高くなっています。

(単位：%)

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童等	難病患者
有効回答数(件)	323	196	194	202	155
1位	一般的な避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい (31.3)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (73.5)	一般的な避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい (40.2)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (72.3)	特に困ることはない (33.5)
2位	避難場所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない (29.4)	避難場所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (54.1)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (39.7)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (55.9)	一般的な避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい (32.3)
3位	自力歩行が困難で、安全なところまですばやく避難できない (28.2)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (53.1)	避難場所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (34.0)	避難場所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (51.0)	避難場所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない (21.3)
4位	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (25.1)	避難場所で、被害状況や支援物資などの情報が入手できない (49.0)	障がい(病状)への理解が得られず、避難場所で生活できない (25.8)	避難場所で、被害状況や支援物資などの情報が入手できない (48.0)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (12.3)
5位	障がい(病状)への理解が得られず、避難場所で生活できない (21.1)	障がい(病状)への理解が得られず、避難場所で生活できない (34.7)	避難場所で、被害状況や支援物資などの情報が入手できない (25.3)	障がい(病状)への理解が得られず、避難場所で生活できない (36.6)	自力歩行が困難で、安全なところまですばやく避難できない (9.7) 障がい(病状)への理解が得られず、避難場所で生活できない (9.7)

問 あなたは、災害時に障がいのある人を見かけたら、支援を行うことができますか。

約5割の人が「できる」と回答しています。



問 あなたは、地震や台風などの災害時に備え、障がいのある人や高齢者などの避難について、地域でどのようなことに取り組むべきだと思いますか。(複数回答)

身体障がいのある人及び精神障がいのある人で「災害時の医療体制の確立」、知的障がいのある人で「災害時の情報伝達方法の確立」、障がいのある児童等で「福祉避難所の拡充」「障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保」、難病患者及び障がいのない人で「近所での日頃からの協力体制づくり」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

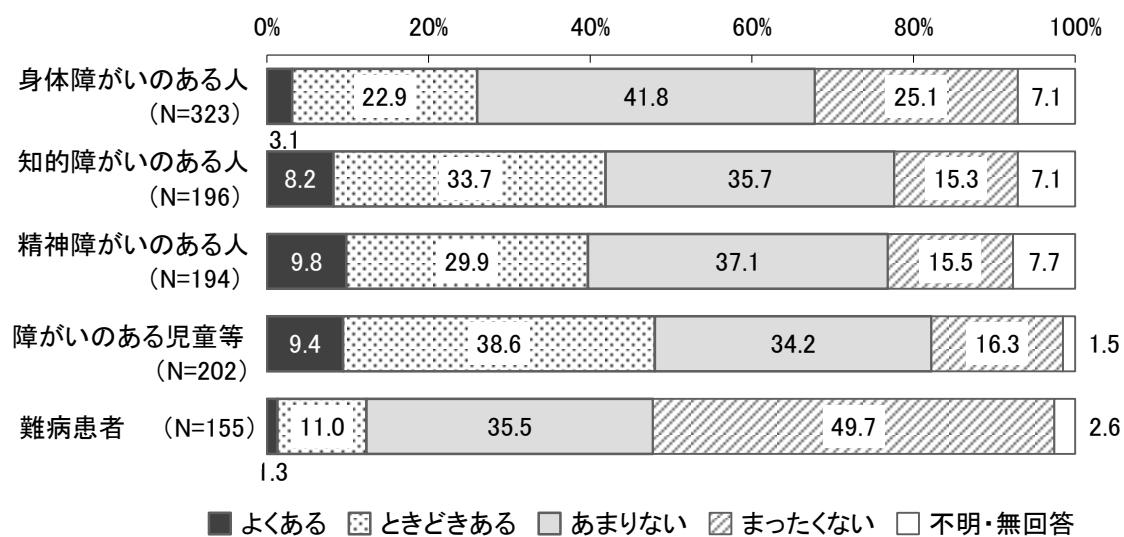
(単位：%)

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童等	難病患者	障がいのない人
有効回答数(件)	323	196	194	202	155	254
1位	災害時の医療体制の確立 (31.3)	災害時の情報伝達方法の確立 (32.1)	災害時の医療体制の確立 (33.5)	福祉避難所の拡充 (41.1)	近所での日頃からの協力体制づくり (40.0)	近所での日頃からの協力体制づくり (44.5)
2位	配慮が必要な人のためのトイレ設備やごみ処理の確保 (29.7)	福祉避難所の数を増やす (27.6)	近所での日頃からの協力体制づくり (28.4)	障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保 (41.1)	災害時の医療体制の確立 (35.5)	災害時の情報伝達方法の確立 (36.2)
3位	近所での日頃からの協力体制づくり (28.8)	わからない (24.0)	災害時の生活を支援する体制の確立 (26.3)	近所での日頃からの協力体制づくり (37.6)	配慮が必要な人のためのトイレ設備やごみ処理の確保 (32.3)	災害時の医療体制の確立 (29.1)
4位	障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保 (27.9)	災害時に早く避難できる方法を考えておく (21.4)	災害時の情報伝達方法の確立 (23.2)	災害時の生活を支援する体制の確立 (30.7)	災害時の情報伝達方法の確立 (31.6)	福祉避難所の拡充 (29.1)
5位	福祉避難所の拡充 (25.7)	災害時の生活の支援について決めておく (20.9)	障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保 (22.7)	災害時の情報伝達方法の確立 (25.7) 配慮が必要な人のためのトイレ設備やごみ処理の確保 (25.7)	災害時の生活を支援する体制の確立 (22.6)	災害時の円滑な避難方法の確立 (26.8)

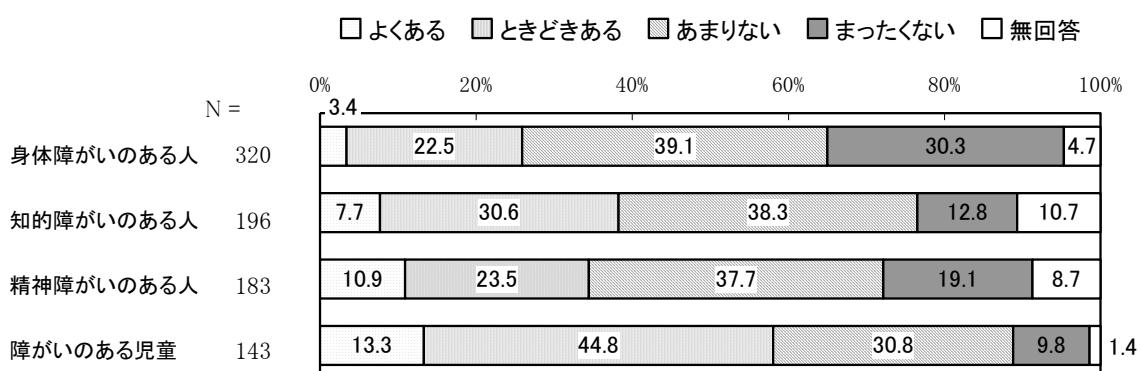
(9) 障がい者の人権について

問 障がい(疾病)があることで、あなた(お子さん)はふだんの生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことがありますか。

「よくある」「ときどきある」の割合が知的障がいのある人及び精神障がいのある人で4割前後、障がいのある児童等で5割弱となっています。

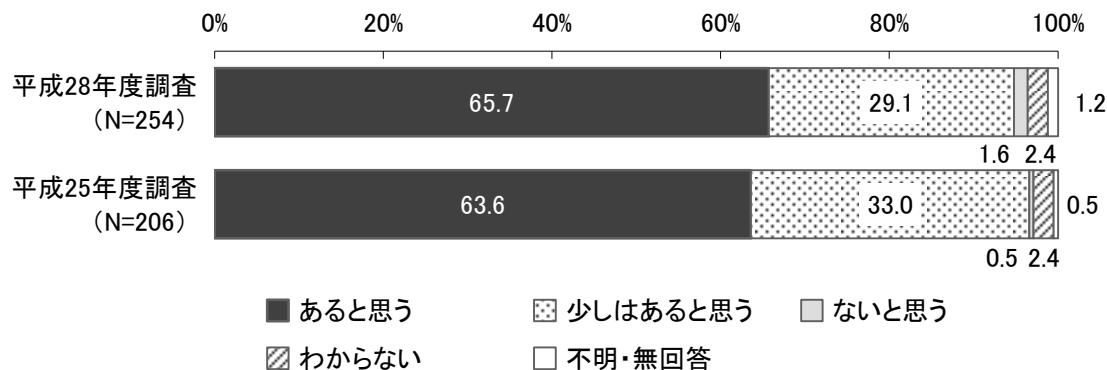


参考：2013（平成25）年度調査結果



問 あなたは、世の中には障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。

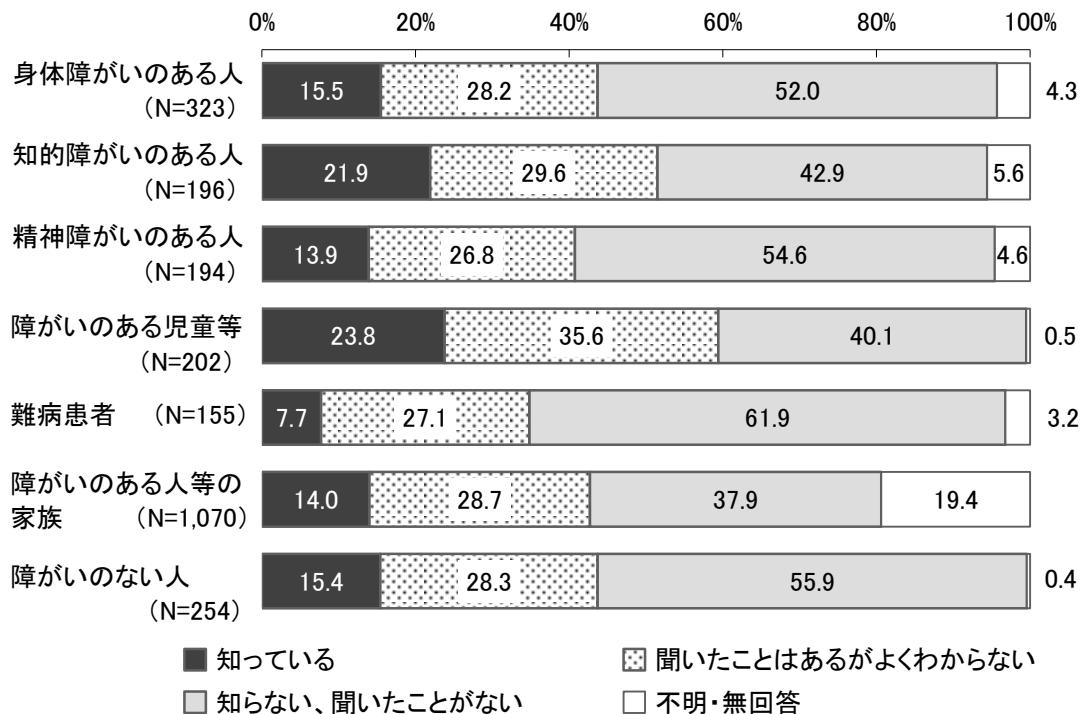
「あると思う」「少しはあると思う」の合計の割合が9割を超えています。



問 障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)について知っていますか。

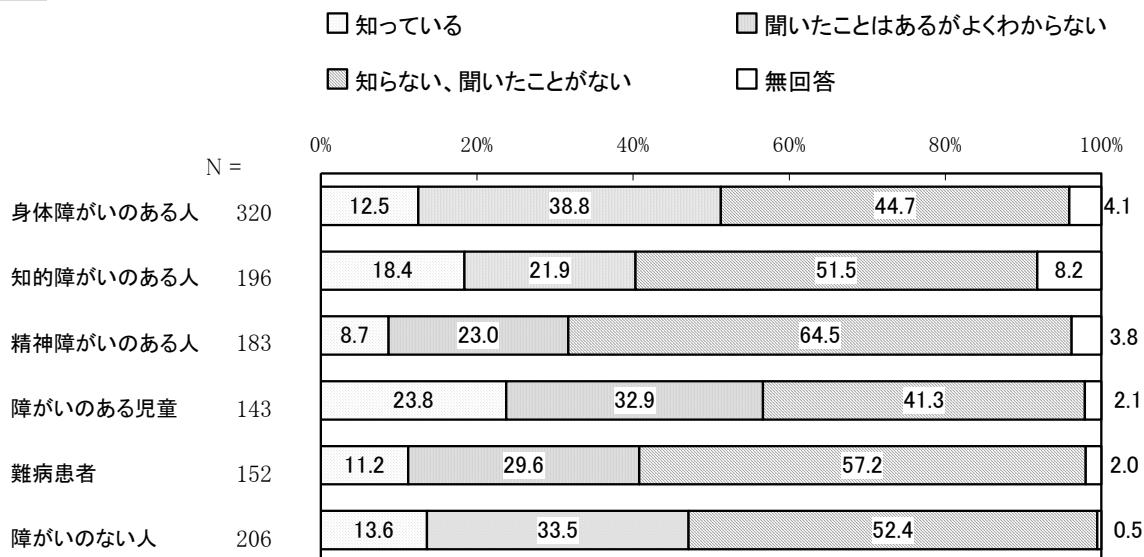
障がいのある人等及びその家族すべてで「知らない、聞いたことがない」の割合が最も高く、身体障がいのある人、精神障がいある人、難病患者、障がいのない人で5割を超えてます。

なお、障がいのある児童等で「知っている」「聞いたことはあるがよくわからない」の割合が他の障がいと比べて高くなっています。

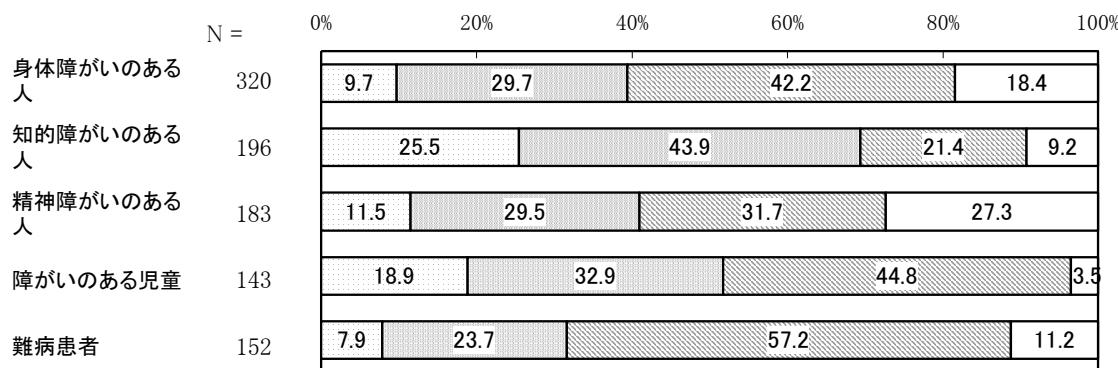


参考：2013（平成25）年度調査結果

[本人]

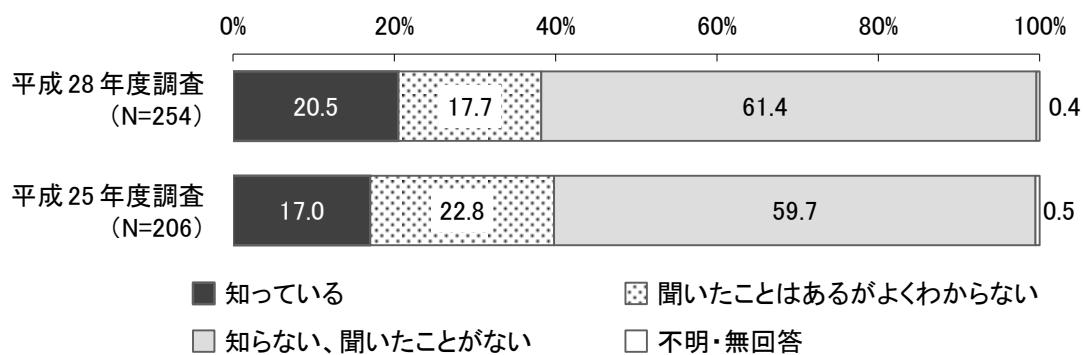


[家族]



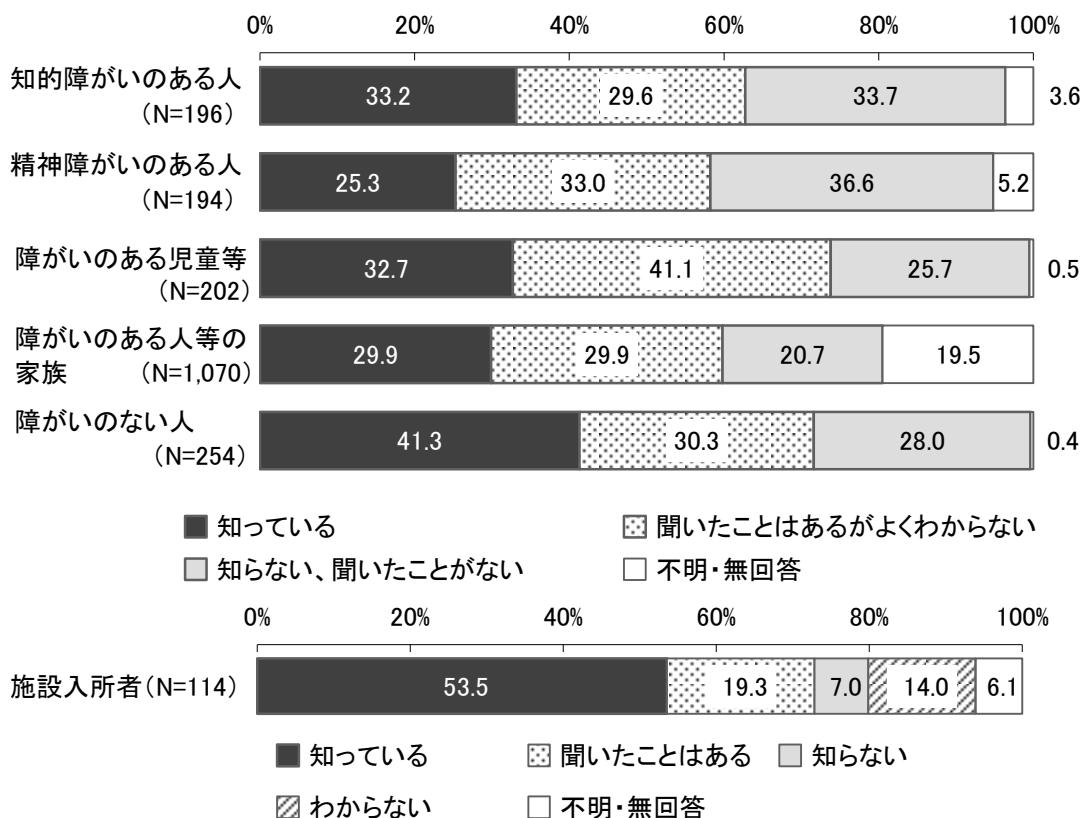
問 障害者虐待防止法について、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した場合に通報する義務があることを知っていますか。

前回の調査と比較して、「知っている」の割合が少し増加しています。

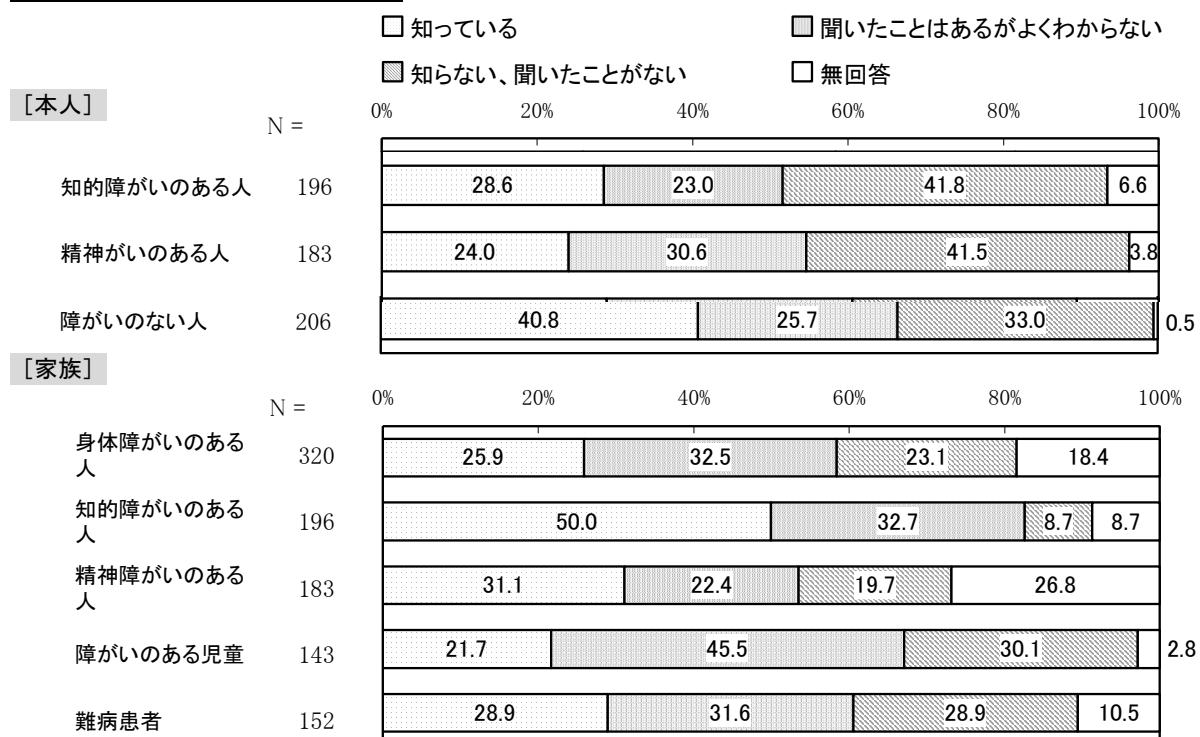


問 成年後見制度について、知っていますか。

知的障がいのある人及び精神障がいのある人で「知らない、聞いたことがない」、障がいのある児童等及び障がいのある人等の家族で「聞いたことはあるがよくわからない」、障がいのある人等の家族、障がいのない人及び施設入所者で「知っている」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

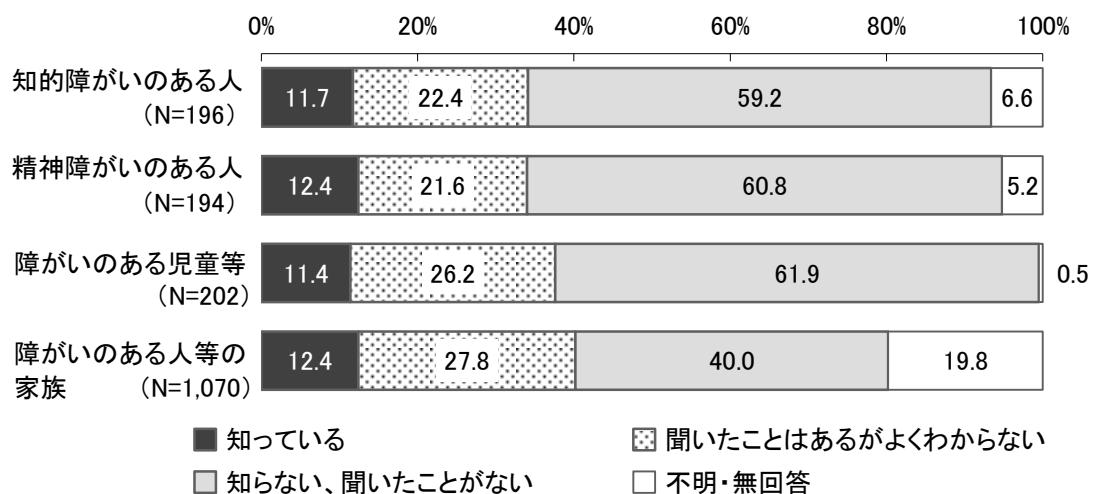


参考：2013（平成25）年度調査結果

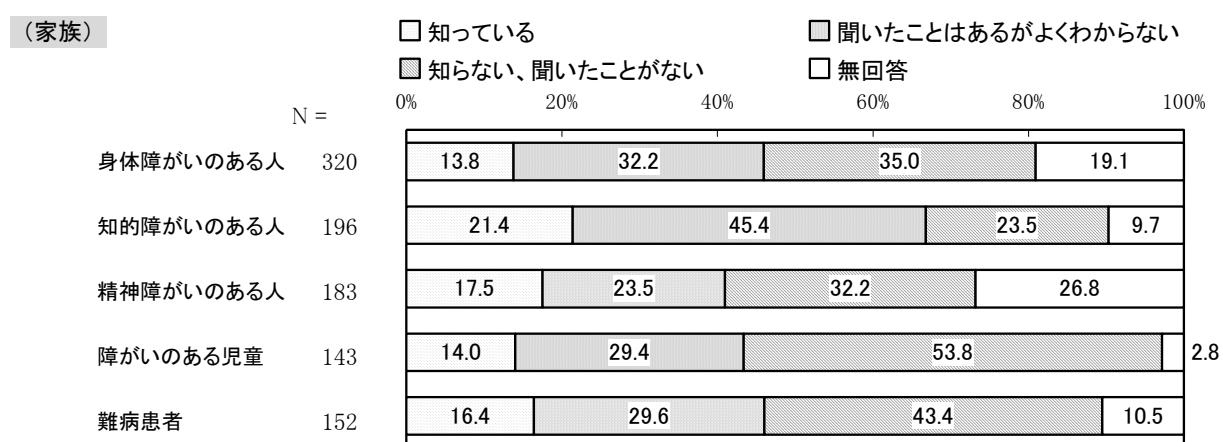
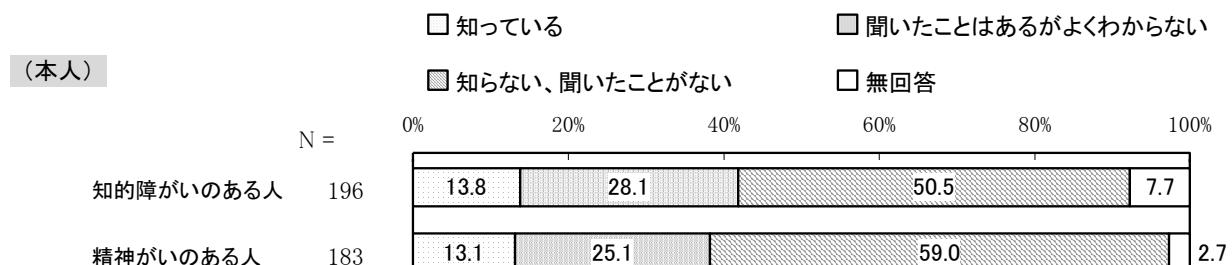


問 日常生活自立支援事業について、知っていますか。

障がいのある人等及びその家族すべてで「知らない、聞いたことがない」の割合が最も高くなっています。



参考：2013（平成25）年度調査結果



III 第3次計画の数値目標に対する実績

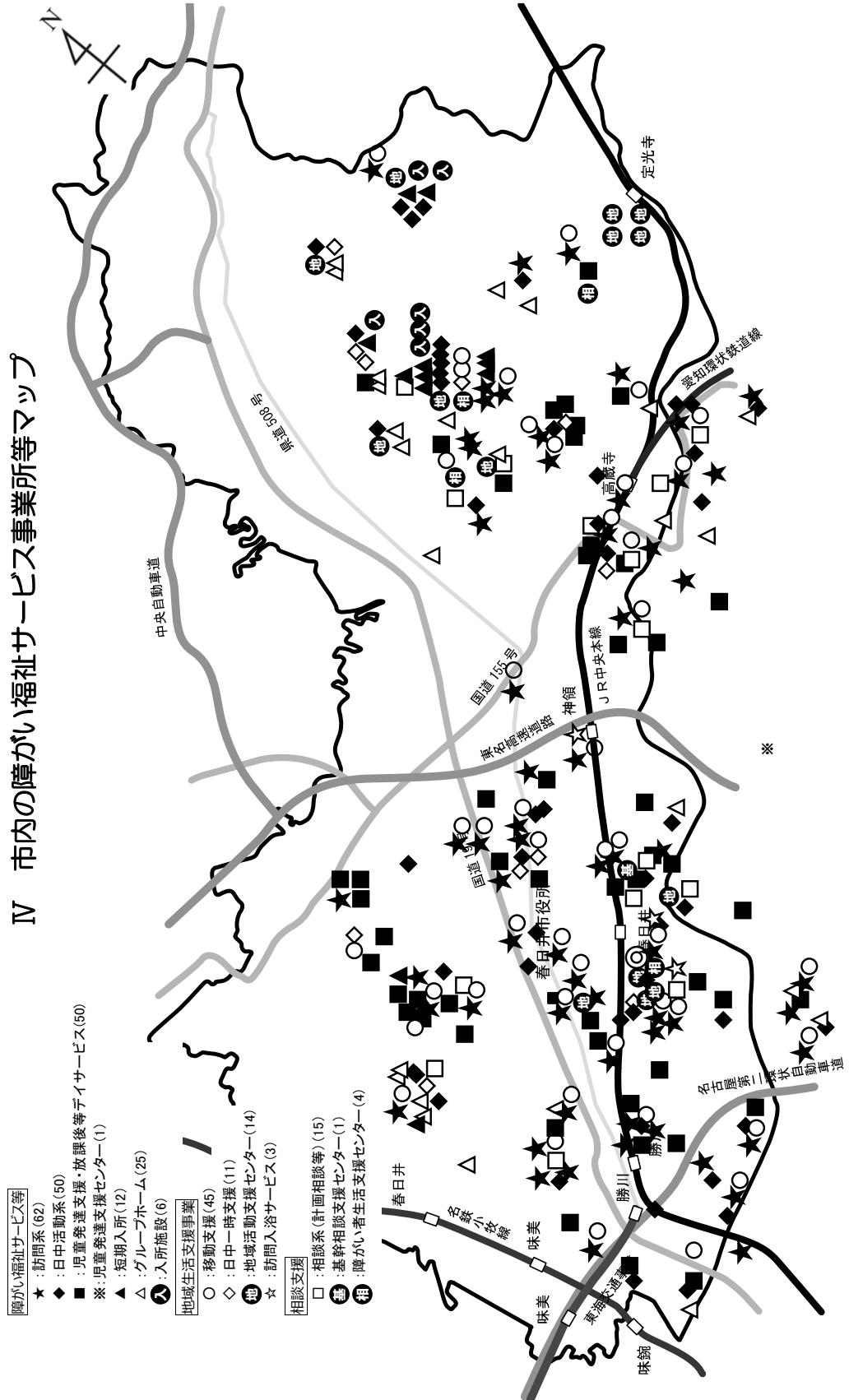
番号	項目	2013(H25) 年度実績値	2016(H28) 年度実績値	2017(H29) 年度目標値
1-1	施設入所者数の削減数(2005(平成17)年度からの累計)	19人	12人	27人
1-2	施設入所からグループホーム、ケアホームなどへ移行する者の数(2005(平成17)年度からの累計)	36人	43人	79人
1-3	発達障害支援指導者の数	4人	4人	7人
1-4	相談支援専門員の数	9人	21人	18人
1-5	サービス等利用計画を作成した人のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用した人の割合	16.4%	21.2%	23%
1-6	障がい者生活支援センターを知っている人の割合	52.0%	51.3%	70%
1-7	家族が介助を負担に感じている人の割合	64.3%	57.1%	45%
2-1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	181人	324人	222人
2-2	精神障がいのある人を対象とした居場所を提供する事業の実施箇所数	3箇所	5箇所	6箇所
2-3	特定健康診査の受診率	35.1%	36.1%	50%
3-1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	7,564人	7,804人	10,000人
3-2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	24件	24件	32件
3-3	サポートブックの利用者の数	37人	69人	100人
4-1	福祉施設を退所し、一般就労した者の数(年間一般就労移行者数)	21人	36人	34人
4-2	就労移行支援事業の利用者数	55人	60人	88人
4-3	就労移行支援事業所通所者の就労移行率	16.7%	35.7%	25%
4-4	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	1,036千円	2,764千円	5,000千円
4-5	就労継続支援B型の平均月額工賃	11,922円	13,562円	20,000円

番号	項目	2013(H25) 年度実績値	2016(H28) 年度実績値	2017(H29) 年度目標値
5-1	市営住宅のバリアフリー化率	50%	58.2%	75%
6-1	手話通訳者の派遣件数	562 件	412 件	632 件
7-1	災害時要援護者避難支援制度を知っている人の割合	11.4%	10.7%	50%
7-2	災害時要援護者名簿に登録したいと思う人の割合	22.7%	26.7%	40%
7-3	災害時要援護者名簿の登録者数	339 人	973 人	500 人
8-1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	96.6%	94.8%	75%
8-2	障害者差別解消法を知っている人の割合	7.4%	10.3%	30%
8-3	障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	5.9%	6.3%	30%
8-4	成年後見制度を知っている人の割合	26.4%	29.2%	40%
8-5	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	13.5%	12.1%	40%
9-1	全市職員のうち障がいの理解に関する研修を受講した職員の割合	—	6.5%	15%

IV 障がい福祉サービス事業所マップ

平成29年12月1日現在

IV 市内の障がい福祉サービス事業所等マップ



V 用語説明

あ行

【あいち健康福祉ビジョン 2020】

「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」を基本理念とする愛知県の健康福祉行政の方向性を示した計画。計画期間は、2016（平成 28）年度～2020 年度。

【アスペルガー症候群】

発達障がいのうち、広汎性発達障がいのひとつのタイプ。知能と言語の発達に遅れはみられないが、コミュニケーションの障がい、パターン化した興味や活動、言語発達と比べて不器用といった特異性がみられる。

【アクセシビリティ】

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

【安全安心情報ネットワーク】

情報配信登録をした人に、安全安心情報（防犯等）や気象情報（気象、地震、避難勧告等）、消防情報（火災等）を携帯電話やパソコンにメールで配信するシステム。

【意思決定支援】

自分で意思を決定することが困難な障がいのある人が、自分の意思が反映された生活を送るため、事業所の職員が行う次の支援やその仕組み。

- ・可能な限り自分自身で意思決定できるよう支援すること。
- ・本人の意思を確認したり推定したりすること。
- ・支援を尽くしてもどうしてもわからない場合は本人の最善の利益を考えること。

【意思疎通支援事業】

聴覚、他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置。

【一般就労】

民間企業等で雇用関係に基づき働くこと。福祉的就労の対概念。

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する。

【医療型児童発達支援】

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもについて、児童発達支援及び治療を行う。

【医療的ケア】

かくたん 咳痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。）のこと。2012（平成 24）年4月から、一定の資格を満たした施設の職員等が行うことができるようになった。

【N P O】

民間非営利組織、non profit organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。1998（平成 10）年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

【音声コード】

紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えたシンボルで、二次元のデータコードで約2cm角の中に日本語（漢字かな混じり）で約 800 文字のテキストデータを記録することができる。音声コードの読み上げには、「活字文書読み上げ装置」が必要。

か行**【介助犬】**

肢体不自由の人の日常生活を助けるために、特別な訓練を受けた犬。例えば、物の拾い上げ、特定の物を手元に持ってくる、ドアの開閉、スイッチの操作など肢体不自由の人が困難な動作をサポートする。盲導犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

【かかりつけ医】

特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。常に患者の状況をくわしく把握しているので、いざというとき適切に対応し、対応が困難な場合は専門医を紹介してくれる。病気にならないための、予防医学という観点からも重要な役割を果たしている。

【学習障がい】

発達障がいのひとつ。「読む」「書く」「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手といった特異性がみられる。

【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等などの業務を総合的に行う。

【共生型サービス】

2017（平成 29）年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（地域包括ケア強化法）により介護保険制度、障がい福祉制度に創設された。高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを受けやすくする。

【共生サロン】

高齢者や障がいのある人が参加できる地域の交流の場。

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活の援助を行う。

【居宅介護】

居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する。

【ケアホーム】

2014（平成26）年から、ケアホーム（共同生活介護）はグループホーム（共同生活援助）に統合されている。

【計画相談支援】

障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

【計画相談支援事業所】

計画相談支援を提供する事業所。

【けやきの子運動会】

市内小中学校特別支援学級の児童・生徒による合同運動会

【けやきの子作品展】

市内小中学校特別支援学級や春日台特別支援学校、小牧特別支援学校、春日井高等特別支援学校の児童・生徒による作品の展示や学校・学級の紹介など

【権利擁護】

人が本来持ち合わせている「権利」が侵害・実行できないような状況にある場合、その権利がどのようなものであるかを明確にし、その権利の救済や権利の形成や獲得を支援する。また、その権利に関する問題や課題を自らが解決できるよう、必要な様々な支援を行うこと。

【元気ショッピング】

障がいのある人の就労を支援するとともに、広く市民の障がいのある人に対する理解を深める機会をつくることなどを目的として、授産品を販売する場。市役所、市民病院、福祉の里に設置。

【ゲートキーパー】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る役目の人のこと。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が対象。行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。

【広汎性発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群等コミュニケーションや社会性に関わる発達障がいの総称。

【高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会】

高齢者・障がいのある人の虐待を防止するため、関係機関との連携強化を図り、問題の解決に取り組むために、社会福祉協議会、保健所、警察、福祉施設などの関係機関や民生委員・児童委員、ボランティア連絡協議会などの関係者で構成される。

【声の広報】

視覚障がいのある人に、音声による広報春日井（カセットテープ）を毎月2回郵送する制度。事前に登録が必要。

【合理的配慮】

障害者権利条約において、「障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている概念。障がい者の権利の実現に当たり、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが求められる。

さ行

【災害時要援護者支援制度】

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、災害時に情報提供や避難所への避難支援を必要とされている人に対して、区、町内会などの協力のもと、地域の方の支え合い、助け合いによる避難の支援を行うもの。

【サポートブック】

障がいのある人がいつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、安心して社会生活を送ることができるようにするための支援ツール（道具）。春日井市では、市のホームページからダウンロードできる。

【さわやか収集】

家庭ごみなどをごみステーションへ持ち出すことが困難な人を対象に、分別されたごみなどを玄関先まで取りにいくことにより搬出の支援を行う。

【サービス等利用計画】

障がい福祉サービス等を利用する障がいのある人（子ども）の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるもの。計画には、サービス利用者の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載される。

【施設入所支援】

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供。

【肢体不自由】

身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。

【指定障がい児相談支援事業所】

障がい児通所支援を申請した障がいのある子どもに、サービス等利用計画を作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。市町村長が事業所指定を行う。

【指定特定相談支援事業所】

障がい福祉サービス等を申請した障がいのある人（子ども）に、サービス等利用計画を作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。市町村長が事業所指定を行う。

【市民後見人】

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人で親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

【社会的障壁】

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のことのこと。

【社会福祉協議会】

社会福祉法 109 条に基づき全ての市町村に設置されている団体。地域住民、ボランティア、福祉関係団体等と連携しながら地域福祉を推進するため、様々な地域活動や事業に取り組んでいる。

【社会モデル】

「障害者権利条約」の考え方にある、「『障害』は障がいのある人ではなく社会が作りだしている」という考え方。

【就学支援員】

障がい等により就学に不安のある未就学児を支援するため、就学に関する相談・情報提供を行う者。

【就労移行支援】

一般企業などへの就労を希望する人が対象。一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

【就労継続支援】

一般企業などでの就労が困難な人が対象。働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。A型は、雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な 65 歳未満の人。B型は、一般企業の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人。

【就労定着支援】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス。

【障害者基本法】

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいのある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

【障がい者虐待防止センター】

障がい者虐待の防止及び早期対応を図るために、障がいのある人や養護者、周囲の人からの障がい者虐待に関する通報や届け出などを受付している。

主な業務は、障がい者虐待に関する通報や届け出の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談・指導及び助言、障がい者虐待防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行う。

春日井市は、基幹型相談支援センターしゃきょうに設けられている。

【障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）】

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

【障がい者虐待防止ホットライン】

障がい者虐待の防止及び早期対応を図るために、障がい者虐待に関する通報の電話受付（24時間対応）のこと。

基幹型相談支援センターしゃきょうに設置している。

電話番号は0568-84-5310

【障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）】

2006（平成18）年12月に国連総会本会議で採択された。障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。日本では2014（平成26）年1月に批准された。

【障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）】

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。

【障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）】

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定された法律。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成 25）年 6 月に制定された。

【障がい者就業・生活支援センター】

障がいのある人の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、NPO 法人などで、障がいのある人が職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を行う。

【障がい者生活支援センター】

相談支援事業の円滑な実施を図るため、市内 4か所に設置されている事業所。主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を行う。

【障がい者施策推進協議会】

障害者基本法第 36 条において設置を義務付けられている合議制の組織。市は、障がい者計画を策定するにあたっては、同協議会の意見を聽かなければならないとされている。また同協議会は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項、障がい者に関する施策の推進について必要な関係者相互の連絡調整をする事項について調整審議する。障害者総合支援法においても、障がい福祉計画を定め、また変更する場合は、同協議会の意見を聽かなければならないとされている。

【障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）】

障害者自立支援法に代わって、2013（平成 25）年 4 月 1 日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

【障がい者相談員】

障がい者の福祉の増進を図るため、障がい者又はその保護者の相談に応じ、障がい者の更生のために必要な援助を行う者として委託されたもの。

【障がい者相談支援事業】

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。

【障がい児相談支援】

障がいのある子どもの課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直しを行う。

【障害児等療育支援事業】

在宅の障がいのある人や障がいのある子ども、その家族が安心して地域で暮らすることを目標として、身近な地域での療育指導や療育相談等の支援活動を行う愛知県の事業。

【障がい福祉サービス】

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度。サービスを利用する前に、支給申請をし、支給決定を受ける必要がある。

【新生児聴覚スクリーニング】

新生児を対象にした難聴検査。難聴が早期に発見されることで、難聴の程度に合わせた治療（補聴器や人口内耳の使用など）が早期に開始できるようになる。

【身体障がい者手帳】

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

【心理リハビリテーション事業】

脳性小児マヒ後遺症をはじめ心身障がい児・者の障がいの改善を図るため、市内の心身障がい児・者に訓練の機会と場所を提供することを目的として動作訓練を実施する。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がいのある人などが就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進。

【児童発達支援】

障がいのある子どもについて、児童発達支援センターなどの施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などをを行うサービス。

【児童発達支援事業所】

身近な地域で、通所利用の障がいのある子どもやその家族への支援（児童発達支援）を行う施設。

【児童発達支援センター】

児童発達支援事業所の機能に加え、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設。

【自閉症】

発達障がいのうち、広汎性発達障がいのひとつ。言語の発達の遅れ、コミュニケーションの障がい、パターン化した興味や活動といった特異性がみられる。

【重症心身障がい児】

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している子ども。

【重度障がい者等包括支援】

介護の必要性が高い人が対象。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行う。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由の人などで常に介護を必要とする人が対象。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行う。

【ジョブコーチ】

障がいのある人の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

【自立訓練】

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行う。

【自立支援医療（精神通院）】

精神障がいを持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度。

【自立生活援助】

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス。

【スクールソーシャルワーカー】

児童・生徒のいじめや不登校、非行などの問題行動や児童虐待などの背景と原因を把握し、児童や生徒及びその家庭、学校、地域社会に働きかけて、児童・生徒が直面する問題を福祉的なアプローチにより解決に向けて支援する専門職。

【生活介護】

常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。

【精神障がい者保健福祉手帳】

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

【成年後見制度】

知的や精神などに障がいのある人で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。

【成年後見制度利用支援事業】

障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図る。

【セルフプラン】

サービス利用者、家族や支援者が作成するサービス等利用計画のこと。

【相談支援】

2012(平成24)年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

【相談支援専門員】

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

た行

【短期入所】

介護者が病気などの理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う。

【大活字図書】

低視力者、高齢者などの弱視者が読みやすいよう、文字の大きさや行間等を調整し、大きな字で組み直した本。

【第六次春日井市総合計画】

総合計画は、本市の最上位の計画であり、まちづくりの指針となるもので、市がめざすまちづくりの方向や、それを実現するための施策などを定める。計画期間は、2018(平成30)年度を初年度として、2027年度を目標年次とする10年間。

【地域移行支援】

主に施設に入所している障がいのある人・病院に入院している精神障がいのある人が対象。住居の確保や地域で生活するために必要な活動についての相談などを行う。

【地域活動支援センター】

通所利用者に創作的活動、生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る基礎的事業を行う。Ⅰ型は、基礎的事業に併せて相談支援事業を行うもの。職員は精神保健福祉士などの専門職員を配置し、1日あたり実利用者人員は概ね20人以上のもの。

【地域共生社会】

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

【地域自立支援協議会】

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う組織。障がい者等への支援の体制の整備を図るために、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。(障害者総合支援法第89条の3に規定)

【地域生活支援拠点】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス。

【地域生活支援事業】

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が市町村の必須事業として障害者総合支援法によって法定化された。また、市町村の判断により行う選択事業があり、春日井市では、日中一時支援事業や訪問入浴サービス事業などを行っている。

【地域定着支援】

主に居宅で一人暮らしをする障がいのある人が対象。その人との連絡体制を確保し、その障がいによる緊急の事態などに相談などを行う。

【地域包括ケアシステム】

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制。

【地域見守り連絡会議】

電気、ガス、水道などのライフライン事業者、新聞販売店、郵便局などの事業者の協力のもと、通報体制の確保のため、2012（平成 24）年度に「孤立死対策連絡会議」を設置した。2014（平成 26）年 5 月には、より多様な主体の協力により広く見守り活動を推進するため、新たに関連する団体を含め、会議名称を「地域見守り連絡会議」に変更し、孤立世帯の早期発見に向けた取組みを行うもの。

【注意欠陥多動性障がい】

発達障がいのひとつ。集中できなかったり、じっとしていられなかったり、衝動的に行動してしまったりといった特異性がみられる。

【聴導犬】

耳の不自由な人の日常生活を助けるため、特別な訓練を受けた犬。玄関のチャイムやFAX着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

【D A I S Y 図書】

D A I S Yとは、Digital Accessible Information SYstem の略。視覚障がいのある人等が耳で聴いて読書できるよう、音声を収録したCDなどのこと。

【手とり足とりパソコン講座】

障がいのある人のために市が実施するパソコン講座。

【特定健康診査】

生活習慣病の予防のために、40 歳から 74 歳までを対象としてメタボリックシンドロームに着目して行う健康診査。

【特定保健指導】

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをする。

【特別支援学級】

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

【特別支援学校】

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。

【特別支援教育】

学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など発達障がいも含めて障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

【特別支援教育コーディネーター】

校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者の相談窓口となったり、学校関係者や就学前、進学先の教育機関、医療機関などとの連携や調整を行ったりする。障がいのある児童生徒を支援するための「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成や、諸機関との「連携」をコーディネートできるなどの実践的能力が求められる。

【特別支援教育支援員】

食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、学習障がい（LD）の児童生徒に対する学習支援、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う人のこと。

【特別支援教育連携協議会】

障がいのある子どもやその保護者への相談・支援のため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局や、特別支援学校（盲・聾・養護学校）、福祉事務所、保健所、医療機関、公共職業安定所などの関係機関等の連携協力を円滑にするためのネットワーク。

【特別支援保育】

家庭での保育が困難な障がいのある子どもに対して、他の子どもとともに集団保育をすることで、健全な心身の成長発達を促進し、子どもの福祉の増進を図る。

【同行援護】

視覚障がいにより移動が著しく困難な人が対象。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。

な行

【内部障がい】

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいの総称。

【日常生活自立支援事業】

判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護する。福祉サービスについての情報提供、利用手続き、福祉サービス利用料などの支払い、日常的な金銭管理、苦情解決制度の利用援助及び重要書類等の預かりを行う。

【日常生活用具給付事業】

障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図る。

【日中一時支援事業】

障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。

は行**【発達障害支援指導者】**

各市町村における発達障がいのある人の相談支援の中核となる人材として、一定の実務経験を有し、所定の研修を受講することにより愛知県が認定した人のこと。

【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

【福祉応援券】

障がい者手帳所持者や難病患者等を対象に、社会参加の促進と生活支援を目的に支給され、登録された店舗・事業所で商品やサービスを購入する際に利用できる。2016（平成28）年8月から開始。

【福祉的就労】

一般企業での就労が困難な障がいのある人が、授産施設や小規模作業所で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し生きがいをつくるという意味あいがある。

【福祉避難所】

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など特別に配慮が必要な人が避難するための市が指定する避難所。春日井市地域防災計画では、味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、青年の家、東部市民センター、保健センター、少年自然の家を福祉避難所に指定している。第一希望の家、福祉作業所については、知的障がいのある人の受け入れを優先。

【福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）】

障がい者の機能の回復、健康の増進及び教養文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するために設置されている市の施設。

【ヘルプマーク・ヘルプカード】

ヘルプマークとは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするマーク。

ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、障がいがある人などが災害時や日常生活で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのカード。

【保育所等訪問支援】

保育所等に通う障がいのある子どもについて、専門知識を有する支援者がその保育所等に訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

【放課後児童健全育成事業】

小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により戸間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（児童福祉法第6条の3第2項）で、春日井市では、子どもの家等において実施している。

【放課後等デイサービス】

主に小学校、中学校、高等学校に就学している障がいのある子どもについて、授業の終了後や休業日に、施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。

【訪問入浴サービス事業】

地域における障がいのある人などの生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る。

【防災会議】

災害対策基本法第16条の規定に基づき、地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議するため設置。

【ボランティア活動】

個人の自発的な意思に基づく自主的な活動。活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持つ。

ま行**【盲導犬】**

目の不自由な人が道路で安全に歩行することを助けるため、特別な訓練を受けた犬。例えば、段差や交差点、障害物を教えるなどのサポートをする。路上では、白または黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

ら行**【療育】**

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育療育の「育」を合体させた造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならないことを意味する。

【療育手帳】

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」、「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。

【療養介護】

医療と常に介護を必要とする人が対象。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行う。

【臨床心理士】

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする専門家。文部科学省の認可する財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する試験に合格し、認定を受けることで資格を取得できる。

【「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部】

2016（平成28）年7月に厚生労働省に設置された。人口減少、家族・地域社会の変容などにより生じた既存の縦割りシステムの課題への対応や、地域共生社会を実現するための具体策を検討する。